

「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2024年度）」  
及び「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」  
の公表について

容量市場の長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）の実施にあたり、業務規程第32条の12および第32条の23の2の規定に基づき、参加を希望する事業者および電源等が満たすべき要件、参加登録方法、応札方法、落札決定方法、および契約条件等を定めた長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2024年度）（以下、「本要綱」）を制定し、公表する。

あわせて、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めた長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款（以下、「本約款」）を改定し、公表する。

なお、本要綱の制定と本約款の改定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2024年7月17日（水）から2024年7月30日（火）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映した。

＜参考 業務規程＞

（メインオークション募集要綱の策定及び公表）

第32条の12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（以下略）

（長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第32条の23の2 第32条の12（第32条の12第1号アを除く。）及び第32条の14から第32条の20までの規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。

以上

【添付資料】

別紙 1：長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2024年度）

別紙 2：長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款

別紙 3：「長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙 4：「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙 1

# 容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱

(応札年度：2024年度)

2024年9月4日

電力広域的運営推進機関

## 目次

第1章	はじめに	4
1.	長期脱炭素電源オークション創設の背景	4
2.	容量市場におけるオークションの種類	5
3.	募集要綱の位置付け	6
第2章	注意事項	7
1.	一般注意事項	7
2.	守秘義務	7
3.	問い合わせ先	8
第3章	募集概要	9
1.	募集スケジュール	9
2.	募集内容	10
第4章	参加登録	19
1.	参加登録の方法	19
2.	事業者情報の登録	19
3.	電源等情報の登録	20
4.	期待容量の登録	27
第5章	応札方法	28
第6章	落札電源および約定価格の決定方法	30
1.	落札電源の決定方法	30
2.	約定価格の決定方法	33
3.	約定結果の公表	33
4.	落札後の手続き等	33
5.	容量確保契約の結果の公表	33
第7章	契約条件	35
1.	容量確保契約金額	35
2.	容量確保契約金額に関する調整	35
3.	市場退出	36
4.	リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	37
5.	容量確保契約金額（各月）の支払・請求について	39
6.	他市場収益の還付について	39
7.	消費税等相当額について	40
8.	その他	40

**【添付資料】**

(様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

(様式2) 事業計画書

(様式3) バイオマス発電設備に係る燃料調達計画

(様式4) 蓄電池に係る事業計画

(様式5) 脱炭素化ロードマップ

(様式6) 期待容量等算定諸元一覧

## 第1章 はじめに

### 1. 長期脱炭素電源オークション創設の背景

小売全面自由化前は、総括原価方式による料金規制の下、安定的に料金の回収が可能であったため、巨額の電源投資を行うに足りるだけの長期的な投資回収予見性が確保されていました。その後、自由化の進展が、競争活性化による電力料金の抑制等、様々な恩恵をもたらしている一方で、原則的に、短期的な電力取引市場ベースでの料金設定となっていくため、市場価格の変動が想定されることも踏まえると、発電事業者にとっては長期的な投資回収予見性が低下し、多額の資金が必要な電源への新規投資が停滞しています。このため、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加的に講ずることで、中長期的に必要な供給力等を効率的に確保するため、2020年度から新たに容量市場制度が創設されました。

現行の容量市場は、落札電源の大部分が既設電源となっていますが、電源への新規投資を促進するべく、現行の容量市場の入札とは別に、新規投資を対象とした入札を行い、容量収入を得られる期間を「1年間」ではなく「複数年間」とする方法により、巨額の初期投資に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する入札制度が、2023年度から新たに創設されました。

また、2050年カーボンニュートラル実現に向けて定められた第6次エネルギー基本計画を踏まえ、本制度の対象となる新規投資は脱炭素電源への新規投資と整理されました。なお、火力発電所の休廃止の増加を背景として発生した2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫を踏まえ、短期的な電力需給ひっ迫を防止していくため、比較的短期に建設が可能なLNG火力の新設・リプレースを、一定期間内に限り、追加的に新規投資の対象とされています。ただし、2050年カーボンニュートラルとの関係を考慮し、供給力提供開始から10年後には脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への入札等）を求めることが整理されています。

このように、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、発電事業者の投資回収予見性を確保することで脱炭素電源への投資を着実に促すことにより、需要家に対して脱炭素電力の価値を提供すると共に、中長期的な観点から安定供給上のリスクや価格高騰リスクの抑制を目指します。すなわち、発電事業者の予見可能性確保と需要家の利益保護を同時に達成することが、長期脱炭素電源オークションの目的です。

上記の整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」並びに資源エネルギー庁および電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において、制度設計や業務運営について検討が進められているところ、「電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第八次中間とりまとめ」にて、長期脱炭素電源オークションは、容量市場の一部として位置付

けられること、本機関が運営主体となり、2023 年度に長期脱炭素電源オークションの初  
 回応札が開始することとなりました。

## 2. 容量市場におけるオークションの種類

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力（※）をオー  
 クションで募集します。オークションには以下の種類があります。

※沖縄地域およびその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必  
 要となる供給力（以下「必要供給力」という。）

容量 市場	<u>容量オークション</u> (右記オークションの 総称)	<u>メインオークション</u> 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力 を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以 下「実需給年度」という。）の4年前に実施する。
		<u>追加オークション</u> メインオークション実施後の想定需要、メインオー クションで調達した供給力およびその増減等を考慮 し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の 1年前に実施する以下2つのオークションがある。 ・調達オークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達し た供給力に不足が認められた場合に、追加で容量 提供事業者を募集する。 ・リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達し た供給力に余剰が認められた場合に、本機関との 間で締結した容量確保契約に定められた容量をリ リースする容量提供事業者を募集する。
		<u>長期脱炭素電源オークション</u> 脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源 投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みによ り、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保す ることで、電源投資を促進するために実施する。
	<u>特別オークション</u> 安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。	

### 3. 募集要綱の位置付け

- (1) この長期脱炭素電源オークション募集要綱（以下「本要綱」という。）では、2024年度に実施する長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という。）への参加を希望する事業者および電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。
- (2) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。
- (3) 落札した事業者は本機関との間で本オークションに係る容量確保契約書（以下「容量確保契約書」という。）を締結していただきます（容量確保契約書の様式については別途公表します。）。
- (4) 本要綱と「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」（以下「容量確保契約約款」という。）では、容量確保契約約款に規定された内容を優先します。

## 第2章 注意事項

### 1. 一般注意事項

- (1) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱および容量確保契約書に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 本オークションへの応札その他容量市場への参加（参加登録から実需給までの一連の行為を含む）にあたっては、本機関の定款、業務規程、および送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令および監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本オークションに係る容量確保契約（以下「容量確保契約」という。）は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (4) 参加登録および応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (5) 参加登録および応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出していただき、和訳を正式な書面として扱います。

### 2. 守秘義務

- (1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という。）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関および容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という。）を第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者が容量市場の参加に関する業務を委託した者、金融機関、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合および取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。
  - ・ 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報または自ら有していた情報（ただし、自己の応札価格および応札容量は除きます。）
  - ・ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報



- ・ 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- ・ 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
- ・ 第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

(2) 本機関は原則として、容量市場の市場運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者、若しくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。

### 3. 問い合わせ先

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

- ・ 電力広域的運営推進機関 容量市場長期脱炭素電源オークション問合せ窓口  
(参加登録に関するお問い合わせ)  
メールアドレス：[youryou\\_toroku\\_long@occto.or.jp](mailto:youryou_toroku_long@occto.or.jp)  
(その他のお問い合わせ)  
メールアドレス：[youryou\\_inquiry\\_long@occto.or.jp](mailto:youryou_inquiry_long@occto.or.jp)
- ・ 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口  
(脱炭素化ロードマップおよび蓄電池に係る事業計画に関するお問い合わせ)  
メールアドレス：[bz1-chouki-auction@meti.go.jp](mailto:bz1-chouki-auction@meti.go.jp)
- ・ 電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問い合わせ窓口  
(応札価格の監視に関するお問い合わせ)  
メールアドレス：[bz1-ms-decarbonization@meti.go.jp](mailto:bz1-ms-decarbonization@meti.go.jp)  
(他市場収益の監視に関するお問い合わせ)  
メールアドレス：[bz1-mp-decarbonization@meti.go.jp](mailto:bz1-mp-decarbonization@meti.go.jp)

## 第3章 募集概要

### 1. 募集スケジュール

(1) 募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要
2024年10月15日(火)～2024年10月18日(金)	事業者情報の登録受付期間
2024年10月15日(火)～2024年10月23日(水)	事業者情報の審査期間
2024年10月21日(月)～2024年10月25日(金)	電源等情報の登録受付期間
2024年10月28日(月)～2024年12月3日(火)	電源等情報の審査期間
2024年12月4日(水)～2024年12月10日(火)	期待容量の登録受付期間
2024年12月11日(水)～2024年12月27日(金)	期待容量の審査期間
2025年1月20日(月)～2025年1月27日(月)	応札の受付期間
2025年1月28日(火)～2025年2月4日(火)	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

※約定結果は「応札の受付期間」終了から3か月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表します。

※公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合があります。

※各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせします。

※応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。

(2) 事業者情報の登録にあたっては、事業者コードおよびクライアント証明書の取得が必要です(取得済の事業者が新たに取得する必要はありません。)

(3) 電源等情報については、事業者情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

(4) 期待容量については、電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

## 2. 募集内容

### (1) 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は500万キロワット（kW）になります。

※脱炭素電源の募集量500万kWのうち、既設火力の改修（アンモニア・水素混焼、バイオマス専焼）は100万kW、揚水式水力・蓄電池（運転継続時間（※1）が3時間以上6時間未満のもの）合計で75万kW、揚水式水力・蓄電池（運転継続時間（※1）が6時間以上のもの）合計で75万kW、既設の原子力電源の安全対策投資は200万kWを募集量の上限とします。

※1：期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値

イ LNG 専焼火力の募集量は2,243,680kWになります。

### (2) 制度適用期間

本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が2025年度以前となる場合は、2027年度）を始期として以降、原則20年間となります。

※制度適用期間は全電源共通で20年を原則としつつ、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。

### (3) 対象エリア

全国（ただし、沖縄地域およびその他地域の離島を除く）

### (4) 参加登録が可能な事業者

下記のアおよびイを満たす者が、参加登録が可能な事業者とみなします。

ア 電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者とする。

※必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任および権限を有していれば該当します。なお、一義的な責任および権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札してください。

イ 国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）であること。

※落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る）を含みます。コンソーシアムの場合は代表企業が応札してください。

(5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 参加対象となる電源は、今後、設備投資が必要であり、応札時点で供給力提供開始前（既設の原子力電源の安全対策投資の場合は、2013年7月の新規制基準導入後初めて再稼働する前。既設火力の改修の場合は、改修工事後の供給力提供開始前）の安定電源・変動電源が対象です。要件は以下のとおりです。なお、電源については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は、設備容量（発電端）から、当該電源の所内消費電力および自家消費（ガスタービンから発生する蒸気を他者に販売する等、自家消費と同様と考えられる取引を含む）のために必要な容量、自己託送および特定供給のために必要な容量、特定送配電事業者が利用するために必要な容量ならびに FIT/FIP に供する容量等を控除した容量とします。

※同時落札条件（同年度の本オークションに応札した特定の別の電源が非落札となった場合は、自動的に非落札となる条件）を付けた複数電源の合計により本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の要件を満たす場合においても、各電源の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は3万kWに達する必要があります。（複数電源の合計により、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の要件を満たすことが認められる同時落札条件は、下記①の※3、※8と②の※13を参照ください。）

① 脱炭素電源

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	<p>次の A. ～D. のいずれかに該当するもの</p> <p>A. 次の a. ～d. のいずれかの新設・リプレース（※1）又は既設の原子力電源の安全対策投資（※2）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が10万kW以上（※3）の安定的な供給力を提供するもの。</p> <p>a. 火力電源（ただし、LNGに高位発熱量ベースで水素を10%以上混焼させる火力電源又は水素専焼の火力電源に限る。（※4、5））</p> <p>b. 原子力電源</p> <p>c. 地熱電源</p> <p>d. バイオマス電源（※6）</p> <p>B. 既設の火力電源をバイオマス専焼にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるバイオマス部分の本オークションに</p>

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
	<p>参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上の安定的な供給力を提供するもの。（※3、6、7）</p> <p>C. 既設の火力電源をアンモニア混焼（ただし、高位発熱量ベースでアンモニアを 20%以上混焼させる場合に限る。）又は水素混焼（ただし、高位発熱量ベースで水素を 10%以上混焼させる場合に限る。）にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるアンモニア又は水素部分の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 5 万 kW 以上（※8）の安定的な供給力を提供するもの。</p> <p>D. 水力電源（ただし、調整式、貯水式若しくは揚水式に限る。）若しくは、蓄電池の新設・リプレース（※9、10）又は既設の水力電源（ただし、揚水式に限る。）の大規模改修（※11）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 3 万 kW 以上（揚水式の水力電源又は蓄電池については、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1 日 1 回以上連続 3 時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。）の安定的な供給力を提供するもの。</p>
変動電源	<p>次の E. 又は F. のいずれかに該当するもの</p> <p>E. 次の a. ～c. のいずれかの新設・リプレースに該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上（※3）の供給力を提供するもの。</p> <p>a. 太陽光電源</p> <p>b. 陸上風力電源</p> <p>c. 洋上風力電源</p> <p>F. 水力電源（ただし、流込式に限る。）の新設・リプレース（※12）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 3 万 kW 以上の供給力を提供するもの。</p>

② LNG 専焼火力

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	LNG のみを燃料とする火力電源の新設・リプレースに該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上（※13）の安定的な供給力を提供するもの。

- ※1：地熱電源のリプレースは、「地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するもの」や「地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するもの」が該当。
- ※2：「2013 年 7 月に施行された新規制基準に対応するための投資」が該当
- ※3：同一場所（託送供給等約款で定める 1 発電場所）の発電所における別の A. ～C. または E. と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 10 万 kW 以上となる場合も可。
- ※4：「CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) 付火力」や「アンモニア混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース」、「アンモニア専焼火力の新設・リプレース」、「合成メタンを燃料とする発電所」は、本制度の対象だが、現時点では応札が想定されないことと、上限価格を設定することが困難（CCS 付火力は、固定費・可変費の整理など、プロジェクトのコスト構造が未定。アンモニア混焼を前提とした LNG 火力およびアンモニア専焼火力の新設・リプレースは、発電コスト検証では石炭と混焼する場合のコストデータしか示されていない。）であること、合成メタンに必要なコスト（投資金額等）、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等（上限価格、混焼率等）の検討が改めて必要であること、CCS 付火力は CCS 事業への政府支援策と本制度との関係や最低 CO<sub>2</sub> 回収率の検討が必要であることを踏まえ、本年度のオークションでは対象外とする。
- ※5：本オークションで落札した既設の火力電源に対し脱炭素化に向けて追加的なリプレースを実施する場合は、原則として、ビルド&スクラップにて対応すること。当該対応が困難な場合には、当該電源の落札後 4 年後の年度末までの間供給力の提供を継続することを条件に、スクラップ&ビルドでの対応を認める。
- ※6：バイオマスの燃料種については、FIT 制度で対象となっているバイオマス種（メタン発酵ガス、未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農業残さ（固体燃料）、バイオマス液体燃料、建設資材廃棄物、廃棄物・その他のバイオマス）と同様。
- ※7：同一プラントの一部の設備容量が別の脱炭素技術（アンモニア等）による設備容量である場合を含む。同一プラントの一部をアンモニア混焼又は水素混焼にするための改修を同時に応札する場合は、同時落札条件を付けた応札とする必要あり。
- ※8：同一場所の発電所における別の C. と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 5 万 kW 以上となる場合も可。

ただし既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合は、追設するガスタービン発電設備（その排熱由来の蒸気を用いて蒸気タービン・発電機で発電する部分も含む）の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が10万kW以上必要。

同一場所の発電所における別のA.～C.またはE.と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で10万kW以上となる場合も可。

※9：水力電源（ただし、調整式、貯水式又は揚水式に限る。）のリプレースは、「水車および発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」が該当。

また、調整式、貯水式および流込式の水力電源を、揚水式へと改造する場合および、流込式の水力電源を調整式若しくは貯水式へと改造する場合については、期待容量が改造前と比較して3万kW以上大きくなる場合のみ新設に該当。

※10：「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」を同一場所に併設する場合（単独で系統に接続する場合を除く）には、「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」ともに本オークションの対象外。また、「揚水式水力」と「揚水式水力以外の電源種」を同一場所に併設する場合には、「揚水式水力」と「揚水式水力以外の電源種」ともに本オークションの対象外とする。一方、同一場所の発電所内に「蓄電池」若しくは「揚水式水力」の電源種のみが存在し、かつ、複数号機が建設されている場合、一部の電源を本オークションに応札し、その他の電源をメインオークション、追加オークションに応札することが可能です。

※11：「オーバーホール（水車および発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当。

※12：水力電源（ただし、流込式に限る。）のリプレースは、「水車および発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」が該当。

※13：同一場所の発電所における別の「LNGのみを燃料とする火力電源の新設・リプレース」と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で10万kW以上となる場合も可。

イ 火力電源（水素・アンモニア混焼、又は水素専焼を含む。ただし既設火力の改修は除く）、水力電源（揚水式のみ）、蓄電池については、調整機能を具備し、制度適用期間中はその機能を維持することが必要となります。

※火力電源（水素・アンモニア混焼、又は水素専焼を含む。ただし既設火力の改修は除く）については、系統連系技術要件を満たすものとし、揚水式水力、蓄電池については、基本的には火力（GT又はGTCC）の系統連系技術要件で求められている調整機能を参照した調整機能（連系電圧：特別高圧、設備容量3万kW以上、

調整機能：GF・LFC・EDC、応動時間：GFは10秒以内、不感帯：基準周波数が50ヘルツの場合GFは±0.01Hz以下、基準周波数が60ヘルツの場合GFは±0.012Hz以下、調定率：GFは5%以下、遅れ時間：GFは2秒以内・LFCは20秒以内・EDCは20秒以内。その他の項目については、系統連系技術要件（GT又はGTCC）の要件を参照）を満たすものとします。なお、揚水式水力、蓄電池はすべての調整機能（GF・LFC・EDC）の要件を満たす必要があります。揚水式と蓄電池の制御回線については原則専用線とし、光ケーブル回線で施工できない3万kW以上10万kW未満の設備は簡易指令システムも認め、この場合、LFC機能（負荷周波数制御機能）は必須としません

ウ 相対契約の締結予定の有無に関わらず本オークションに参加することができます。

エ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。

オ 以下の電源は本オークションに参加できません。（該当する場合、電源等情報の登録は不可）

（ア）既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源（電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も不可）

ただし、以下に該当する場合は参加が可能です。

- ・ 既設の火力電源について、脱炭素化のための改修を前提とせず、メインオークション・追加オークションにおいて落札した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含む）

- ・ 2022年11月に実施されたメインオークションで、初めて落札した電源

（イ）FIT制度、FIP制度を適用する電源

ただし、FIT/FIPの適用対象以外の供給力がある電源は、当該FIT/FIPの適用対象以外の供給力をもって、本オークションに参加することが可能です。

（ウ）本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札で落札した電源

（エ）専ら自家消費にのみ供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

（オ）専ら自己託送および特定供給のみに供される電源

自己託送および特定供給の用に供する供給力は、（エ）専ら自家消費にのみ供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、自己託送および特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です。（発電容量から自己託送および特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です）



- (カ) 専ら特定送配電事業者が利用する電源  
 特定送配電事業の用に供する供給力は、(エ) 専ら自家消費にのみ供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は登録可能です。
- (キ) 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

(6) 上限価格

電源種毎に、新設・リプレース等（※1）・改修の区分により上限価格が異なります。上限価格以下での応札が必要となります。

ア 新設・リプレース等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレース等の上限価格
太陽光	100,000 円/kW/年	
風力	100,000 円/kW/年	
水力 (貯水式・調整式・流込式)	100,000 円/kW/年	50,884 円/kW/年
水力 (揚水式)	100,000 円/kW/年	運転継続時間 3 時間以上 6 時間未満の場合： 56,545～77,509 円/kW/年（※2） 運転継続時間 6 時間以上の場合： 87,683～93,883 円/kW/年（※2）
蓄電池	運転継続時間 3 時間以上 6 時間未満の場合： 56,545～77,509 円/kW/年（※2） 運転継続時間 6 時間以上の場合： 87,683～93,883 円/kW/年（※2）	
地熱	100,000 円/kW/年	全設備更新型（※3）： 97,104 円/kW/年 地下設備流用型（※4）： 58,262 円/kW/年
バイオマス	100,000 円/kW/年	
原子力 (既設の原子力電源の安全対策投資を含む)	100,000 円/kW/年	

火力 (水素 10%以上混 焼、水素専焼)	100,000 円/kW/年 「水素の燃料費のうち固定費部分 (当該部分の事業報酬を含む)」を 除いた部分は 50,062 円/kW/年
LNG 専焼火力	38,014 円/kW/年

イ 既設火力の改修

電源種	上限価格
水素 10%以上の混焼にするための改修	100,000 円/kW/年
アンモニア 20%以上の混焼にするための改修	100,000 円/kW/年 「アンモニアの燃料費のうち固定費部分 (当該部分の事業報酬を含む)」 を除いた部分は 76,653 円/kW/年
バイオマス専焼にするための改修	100,000 円/kW/年 「バイオマスの燃料費のうち固定費部分 (当該部分の事業報酬を含む)」 を除いた部分は 84,008 円/kW/年

※1:「等」には、「既設の水力電源 (ただし、揚水式に限る。)の大規模改修」と「既設の原子力電源の安全対策投資」の2つが含まれます。

※2:電源が設置されたエリアによって、以下のとおり設定します。

エリア	揚水式水力・蓄電池	
	運転継続時間 3 時間以上 6 時間未満	運転継続時間 6 時間以上
北海道	58,267 円/kW/年	88,462 円/kW/年
東北	56,545 円/kW/年	87,683 円/kW/年
東京	77,509 円/kW/年	93,883 円/kW/年
中部	62,091 円/kW/年	89,847 円/kW/年
北陸	56,906 円/kW/年	87,872 円/kW/年
関西	64,013 円/kW/年	89,514 円/kW/年
中国	57,966 円/kW/年	87,916 円/kW/年
四国	56,864 円/kW/年	87,740 円/kW/年
九州	63,800 円/kW/年	89,823 円/kW/年

※3:全設備更新型は、地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するものとします

※4:地下設備流用型は、地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するものとします

(7) 応札単位

ア 応札単位は、電源（ユニット、号機）単位毎とします。

※落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、電源単位毎に特定計量器を設置してください。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。

ただし、一般送配電事業者によって特定計量器が既に電源毎に設置されている場合など、特定計量器の設置を行わずとも落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合は、別途特定計量器を設置する必要はありません。

イ 応札容量は1 kW 単位で登録できます。

ウ 同一場所において複数の電源を応札する場合、個別電源毎に別々の応札を行い、同時落札条件を付けることが可能です。

エ 主要な共用設備（燃料基地に限定。）がある場合、異なる場所の複数電源であっても、同時落札条件を付けることで応札が可能となります。（各電源が、異なる事業者同士の設備であっても同様です。）

## 第4章 参加登録

### 1. 参加登録の方法

- (1) 参加登録は容量市場システムを利用して行います。容量市場システムでの具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。  
※事業者コードおよびクライアント証明書が未取得の場合は、参加登録までに取得してください。  
※クライアント証明書には有効期限があるため、期限切れとならないようご注意ください。
- (2) 参加登録においては以下の3点について登録します。それぞれの情報の登録については本章にて後述します。
  - ア 事業者情報（応札手続きを行う事業者の情報）
  - イ 電源等情報（応札される電源の情報）
  - ウ 期待容量（制度適用期間において供給区域の供給力として期待できる上記電源の容量）※上記アで登録した事業者が、上記イおよびウの情報を登録する必要があります。
- (3) 参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、それぞれの情報の登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんが、ご注意ください。なお、応札価格、応札容量および制度適用期間は約定結果の公表以降についても内容の変更は行えませんが、ただし、電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正または応札の取り下げが必要です。
- (4) 同一電源の参加登録の重複は認められません。

### 2. 事業者情報の登録

- (1) 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- (2) 登録項目および提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、法人としての正式名称又はコンソーシアムの名称とともにコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録してください。

また、既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式1）」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。なお、過去にメインオークション・追加オークションの参加申請に伴い「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している場合には、当該誓約書の効力は長期脱炭素電源オークションにも及ぶものとします。

登録項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者コード（※）</li> <li>・参加登録申請者名</li> <li>・所在地</li> <li>・銀行口座</li> <li>・担当者名</li> <li>・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署）</li> <li>・クライアント証明書のシリアルNo（※）</li> <li>・クライアント証明書のID（※）</li> <li>・クライアント証明書のIDの有効期限（※）</li> </ul>

※未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

提出書類
容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式1）

- (3) 登録項目および提出書類に不備が認められた場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がない場合は、参加登録申請者へログイン情報を通知します。

### **3. 電源等情報の登録**

- (1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。
- (2) 電源等情報の登録にあたっては、制度適用期間で想定される情報を記載してください。
- (3) 事業計画書は様式2に沿ってその時点での確度の高い情報をもとに作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。

(4) バイオマスの電源については、バイオマス発電設備に係る燃料調達計画を様式3に沿ってその時点での確度の高い情報をもとに作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。

(5) 提出時点で導入の可能性が最も高い蓄電池について、蓄電池に係る事業計画を様式4に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお様式4に規定された書類を提出できない場合や、記載内容が不十分の場合には、応札が認められない場合があります。

※電源等情報登録時に「廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが分かる証憑」の準備が整わない場合、広域認定制度申請の手引きのとおり環境省廃棄物規制課が当該申請を受理していることが確認できる書類を提出してください。この場合、2025年1月9日までに「廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが分かる証憑」を提出してください。

(6) 水素専焼火力(グレー水素に限る)、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス(既設改修に限る。)、LNG専焼火力の電源については、脱炭素化ロードマップを様式5に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。

脱炭素化ロードマップにおいて、2050年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに遅い、将来の脱炭素化の比率が現行の技術水準に比べて一定の技術進展を織り込んでいない等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。

(7) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (基本情報)	容量オークション区分	—
	容量を提供する電源等の区分	—
	制度適用開始年度	—
	事業者コード	—
	電源等の名称	—
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	—

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
電源等情報 (詳細情報)	号機単位の名称	—
	号機単位の所有者	—
	電源種別の区分	—
	発電方式の区分	—
	新設/リプレース等/既設火力の改修の区分	—
	設備容量(送電端)	・接続検討回答書（※1）
	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)（※2）	—
	自家消費に供出する設備容量	・各種証憑書類
	自己託送に供出する設備容量	・各種証憑書類
	特定供給に供出する設備容量	・各種証憑書類
	特定送配電事業者に供出する設備容量	・各種証憑書類
	供給力提供開始時期	—
	調整機能(※3)の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ※詳細は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
	発電用の自家用電気工作物(余剰)の該当有無	—
	FIT/FIP 認定 ID	—
	特定契約の終了年月 ※FIT/FIP 認定 ID を登録する場合に限る	—
相対契約上の計画変更締切時間	—	
発電 BG コード	—	
電源の起動時間	—	

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	環境アセスメント完了年度(見込みを含む)	—
	同時落札条件の対象有無	—
	同時落札条件の対象となる電源等の名称および事業者コード	—
水素専焼火力（グレー水素に限る）、水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス(既設改修に限る。)に限った登録項目	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	・脱炭素化ロードマップ(様式5)
水素・アンモニア混焼火力または水素専焼火力に限った登録項目	価格差に着目した支援制度適用の希望の有無	—
	拠点整備支援制度適用の希望の有無	—
LNG 専焼火力に限った登録項目	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	・脱炭素化ロードマップ(様式5)

※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。

電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下の通りです。

- ・2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません）
- ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します）
- ・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類



ただし、水力電源および蓄電池に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで「接続検討回答書」の提出を受け付けません。

※2：既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量部分の数値を記載してください。

「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」は、設備容量(送電端)を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量(既設火力の改修の場合は、これら容量の新たに生じる脱炭素化された容量割合分)、FIT/FIPに供する容量を除いた数値を記載してください。

※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能がある場合は調整機能「有」で登録する必要があります。なお、火力(既設火力の改修を除く)、揚水式水力、蓄電池については、調整機能「有」で登録する必要があります。

※：スクラップ&ビルドの建て替え後の電源(ビルドする電源)を応札する際には、建て替え前の電源(スクラップする電源)の電源等識別番号を登録する必要があります。本オークションに落札された電源のスクラップ&ビルドを行い、建て替え後の電源(ビルドする電源)を応札する際には、建て替え前の電源(スクラップする電源)の電源等識別番号を登録する必要があります。

(8) 変動電源の登録項目および提出書類は、以下のとおりです。

※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類(全て写しで可)
電源等情報 (基本情報)	容量オークション区分	—
	容量を提供する電源等の区分	—
	制度適用開始年度	—
	事業者コード	—
	電源等の名称	—
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	—
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
電源等情報 (詳細情報)	号機単位の名称	—
	号機単位の所有者	—

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	電源種別の区分	—
	発電方式の区分	—
	新設/リプレース等の区分	—
	設備容量(送電端)	・接続検討回答書（※1）
	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)（※2）	—
	自家消費に供出する設備容量	・各種証憑書類
	自己託送に供出する設備容量	・各種証憑書類
	特定供給に供出する設備容量	・各種証憑書類
	特定送配電事業者に供出する設備容量	・各種証憑書類
	供給力提供開始時期	—
	FIT/FIP 認定 ID	—
	特定契約の終了年月 ※FIT/FIP 認定 ID を登録する場合に限る	—
	相対契約上の契約変更締切時間	—
	発電 BG コード	—
	電源の起動時間	—
	環境アセスメント完了年度(見込みを含む)	—
	同時落札条件の対象有無	—
	同時落札条件の対象となる電源等の名称および事業者コード	—

※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。

電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下の通りです。

- ・2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません）
- ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検

討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します）

・ 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類

ただし、水力電源に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで「接続検討回答書」の提出を受け付けます。

※2：「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)」は、設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量、FIT/FIPに供する容量を除いた数値を記載してください。

※：本オークションに落札された電源のスクラップ&ビルドを行い、建て替え後の電源（ビルドする電源）を応札する際には、建て替え前の電源（スクラップする電源）の電源等識別番号を登録する必要があります。

(9) 提出書類については、本機関が登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合があります。また、本機関が必要と判断した場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

(10) 登録項目および提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

(11) 電源等情報の登録時に提出される書類（例：脱炭素化ロードマップ）が期日を過ぎても提出されない場合は、応札が認められない場合があります。

#### 4. 期待容量の登録

- (1) 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、登録した電源毎に期待容量を登録することができます。
- (2) 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	期待容量等算定諸元一覧の記載要領に基づき算定します。発電方式の区分や本要綱に記載がない事項については電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参照ください。ただし、調整係数は応札年度に公表する値を制度適用期間にわたり適用し、実需給年度ごとに変更することはありません。
変動電源	同上

- (3) 期待容量は kW 単位で登録してください。
- (4) 期待容量の登録に係る提出書類は、期待容量等算定諸元一覧（様式 6）となります。
- (5) 期待容量の登録後に変更が生じた場合は、当該変更内容が判明した時点で速やかに提出書類を再提出していただきます。
- (6) 期待容量および提出書類を確認し、期待容量および提出書類に不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者に登録完了の旨を通知します。
- (7) 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

## 第5章 応札方法

- (1) 本オークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
- (2) 参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。応札の受付期間は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。
- (3) 応札情報として、応札容量（kW）および応札価格（円/kW/年）（税抜き）を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。
- (4) 応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応札容量は1 kW 単位で登録できます。
- (5) 応札価格は1 円単位で登録できます。なお、応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。
- (6) 期待容量を登録した電源毎に応札情報を登録してください。
- (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧に応札情報に関する必要事項（制度適用期間含む）を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。
- (8) 上記（7）で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、応札が認められない場合があります。
- (9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格はマルチプライス方式で決定します。
- (10) 応札の受付期間内であれば応札情報の変更・取消が可能です。

- (1 1) 応札の受付期間終了後は、応札情報（制度適用期間含む）の変更・取消はできません。ただし、電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正または応札の取り下げが必要です。
- (1 2) 応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会による監視が行われます。監視対象および内容の詳細は長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。なお、過年度に非落札となった電源を再び応札する場合であっても、再度監視が行われるため、応札価格の算定根拠および根拠証憑を改めて提出し、電力・ガス取引監視等委員会に説明する必要があります。
- (1 3) 電力・ガス取引監視等委員会に提供した情報は、必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会から、本機関にも共有いただく場合があります。

## 第6章 落札電源および約定価格の決定方法

### 1. 落札電源の決定方法

#### (1) 脱炭素電源の落札電源の決定方法

脱炭素電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源には「限界電源」の判定が行われ、募集量を超過する容量が、不足する容量の10倍以下の場合、落札となります。
- 「既設火力の改修」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」、「既設の原子力電源の安全対策投資」（以下、「募集上限付き電源」）には「募集上限」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。なお、同時落札条件が付与されている異なる募集上限が設定された電源はそれぞれ「募集上限」を跨ぐ電源以下である必要があります。
- 募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります。ただし、「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」と「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」についてはそれぞれの「募集上限の2倍」を跨ぐ電源以下に限定されます。
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。

落札電源を決定するまでの詳細な流れについては、以下のとおりです。

- ア 募集上限付き電源について、電源種ごとに応札価格が低い電源から昇順に並べます。（※1）
- イ 手順アで並べた電源について、「募集上限付き電源」ごとに、応札価格が低い順番に選定していき、合計応札容量が募集上限を超える電源までを、募集上限内電源とします。（※2、3）  
なお、「募集上限付き電源」に同時落札条件が付与されている場合は、すべてが募集上限内電源と判定されたことをもって手順ウへ移行します。
- ウ 手順イで募集上限内電源となった「募集上限付き電源」と「募集上限のないその他電源」を応札価格が低い電源から昇順に並べます。（※1）
- エ 手順ウで並べた電源について、応札価格が低い順番に選定していき、合計応札容量が募集量未満となる電源までを落札候補とします。なお、応札価格が低い順番に選定していき、合計応札容量が募集量と一致した場合は、募集量以下の電源を落札電源として、約定処理を終了します。

- オ 手順アからエの結果、募集量を跨ぐ電源（以下「限界電源」という。）はなく、落札候補の合計応札容量が募集量未満となった場合は、手順ケに進みます。手順アからエの結果、限界電源がある場合には、手順カに進みます。
- カ 限界電源については、限界電源を落札とした場合の「超過量」が限界電源を非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合は落札電源とします。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とします。（※4）
- キ 手順カの結果、限界電源が落札となった場合、落札候補を落札電源として、約定処理を終了します。  
手順カの結果、限界電源が非落札となった場合には、非落札となった限界電源に同時落札条件が付与されている場合、この同時落札条件によって紐付けられた全ての電源を非落札とします。
- ク 手順キの結果、「募集上限付き電源」の募集上限内電源が非落札となり、募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を下回る場合、非落札とされた電源以外を対象に再度手順アから実施します。  
手順キの結果、募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を下回らなかった場合、非落札とされた電源以外を対象に再度手順ウから実施します。
- ケ 手順アからクの結果、「募集上限付き電源」のうちの募集上限内電源および「募集上限のないその他電源」の全電源が落札候補または非落札となり、かつ落札候補の合計応札容量が募集量に満たない場合、募集上限内電源とならなかった「募集上限付き電源」の応札価格が低い電源を（同時落札条件が付与された電源であれば、同時落札条件を満たした上で）募集量に達するまで落札とし（ただし、限界電源となる場合は、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は当該電源のみ非落札とする。また「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満のもの）」と「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」についてはそれぞれの募集上限の2倍を跨ぐ電源以下を落札とする）、落札候補を落札電源として、約定処理を終了します。

## （2）LNG 専焼火力の落札電源の決定方法

LNG 専焼電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです

- 応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます
- 募集量を跨ぐ電源には「限界電源」の判定が行われ、募集量を超過する容量が、不足する容量の10倍以下の場合、落札となります
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります

落札電源を決定するまでの。詳細な流れについては、以下のとおりです。



- ア 応札価格が低い電源から昇順に並べ、応札価格が低い順番に選定していき、合計応札容量が募集量以下となる電源までを落札候補とします。(※1)
- イ 手順アの結果、限界電源はなく、落札候補の合計応札容量が募集量以下となった場合は、落札候補を落札電源として約定処理を終了します。  
手順アの結果、限界電源がある場合には、手順ウに進みます。
- ウ 限界電源については、限界電源を落札とした場合の「超過量」が限界電源を非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合は落札電源とします。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とします。(※4)
- エ 手順ウの結果、限界電源が落札となった場合、落札候補を落札電源として、約定処理を終了します。  
手順ウの結果、限界電源が非落札となった場合には、非落札となった限界電源に同時落札条件が付与されている場合、この同時落札条件によって紐付けられた全ての電源を非落札とします。この場合、非落札とされた電源以外を対象に、再度手順アから実施します。
- オ 手順アからエを繰り返し実施した結果、全ての電源が落札候補または非落札となり、落札候補の合計応札容量が募集量以下となった場合、落札候補を落札電源とし、約定処理を終了します。
- ※1：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、約定処理を行います。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなします。
- ※2：募集上限を跨ぐ電源までを募集上限内電源とします。
- ※3：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定します。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。
- ※4：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

なお、上記(1)(2)いずれにおいても、電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、事業者が応札を取り下げた場合、当該電源を除いて同様の手順で約定処理を行います。同監視の結果、事業者が応札価格を修正した場合は、修正前の応札価格で約

定処理を行います。ただし、落札された際の容量確保契約金額は修正後の応札価格を基に算定されます。

## **2. 約定価格の決定方法**

各落札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定されます。

## **3. 約定結果の公表**

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に公表します。

- ・ 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの約定総容量および約定総額  
なお、試算した還付額（※）を控除した後の約定総額についても参考に公表します。
  - ・ 脱炭素電源における落札電源毎の、事業者名、案件名、電源種、落札容量
  - ・ LNG 専焼火力における落札電源毎の、事業者名、案件名、落札容量
- ※過去3年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

## **4. 落札後の手続き等**

- (1) 落札後は、容量確保契約書を締結していただきます。  
※応札情報の登録をもって容量確保契約の申込みをしたものとして扱います。また、容量確保契約の効力発生日は約定結果の公表日とします。  
※コンソーシアムとして応札する場合には、代表企業が容量確保契約の申込みを行ったものとして、約定結果の公表日において、代表企業と本機関との間で容量確保契約が成立するものとします。
- (2) 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、容量確保契約約款の第33条に基づき、契約を解除されることがあります。
- (3) 落札した電源は、原則として供給計画に計上していただきます。

## **5. 容量確保契約の結果の公表**

容量確保契約の締結結果について、以下の情報を公表します。

- ・ 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの契約締結総容量および契約締結総額  
なお、試算した還付額（※）を控除した後の契約締結総額についても参考情報として公表します。  
※過去3年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なる。

## 第7章 契約条件

### 1. 容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源毎に算定します。年間の契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として算定します。容量確保契約金額の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第6条を参照ください。

### 2. 容量確保契約金額に関する調整

#### (1) 系統接続費の見積額と精算額の調整

応札価格に最新の見積額を参考に、事業者が算出した任意の金額を系統接続費として織り込むことができます。応札価格に織り込んだ系統接続費よりも精算額が低くなった場合は、容量確保契約金額の支払額を差額分修正します。支払額修正の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第6条を参照ください。また、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。

#### (2) 価格差に着目した支援制度、拠点整備支援制度からの支援金額との調整

燃料にアンモニアまたは水素を利用する火力発電が、本オークションとは別に価格差に着目した支援制度、拠点整備支援制度（以下「支援制度」という。）を利用した場合には、以下の取り扱いとします。

ア 本オークションへの応札前に両支援制度の両方または片方の制度適用が決まっている場合

二重支援防止のため、支援制度による支援金額を控除して、本オークションに応札する。

イ 本オークションへの応札前に両支援制度の両方または片方の制度適用が決まっていない場合

両支援制度の支援予想金額を控除して応札を行い、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用を受けることが決まらない場合、または支援金額が支援予想金額よりも低くなった場合には、当該事由により市場退出するときは不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。支援金額が支援予想金額よりも高く

なった場合や、支援予想金額を控除せずに応札を行い、落札後に支援制度の適用が決定した場合には、容量確保契約金額の支払額を差額分修正します。支払額修正の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第6条を参照ください。また、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用を受けることが決定した場合、決定時点から供給力提供開始期限を設定します。

- (3) 制度適用期間の開始前までに、系統接続費の精算額および価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度からの支援金額が確定した段階で、速やかに、本機関に根拠証憑を提出してください
- (4) 新設・リプレースの追加投資時の調整  
本オークションで落札した新設・リプレースの火力電源(水素混焼またはLNG専焼)が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合、1回目の応札における制度適用期間が終了する前に2回目の応札における制度適用期間が開始することがあります。制度適用期間が重複した場合の契約の取り扱いは、容量確保契約約款の第6条を参照ください。
- (5) アンモニア・水素混焼設備を専焼化するために建て替える場合の調整  
既設の火力電源をアンモニア混焼または水素混焼に改修するために本オークションで落札し、その後、専焼化するための建て替えの投資を本オークションで落札する場合の取り扱いは、容量確保契約約款の第6条を参照ください。

### **3. 市場退出**

- (1) 契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱う基準、および市場退出時の契約の取扱いについては、容量確保契約約款の第11条を参照ください。
- (2) 市場退出による経済的ペナルティの算定方法は容量確保契約約款の第12条を参照ください。
- (3) 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

## 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

### 4-1 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの適用期間

「4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」の適用期間は、以下の4つに区分されます。

(1) 制度適用期間前

「約定結果の公表」から制度適用期間開始までに課すリクワイアメント、実施するアセスメント、およびアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

(2) 対象実需給年度前

各対象実需給年度（※）前に課すリクワイアメント、実施するアセスメント、およびアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

※「対象実需給年度」とは制度適用期間の特定1年間を指します

(3) 対象実需給年度

制度適用期間中の各対象実需給年度において課すリクワイアメント、実施するアセスメント、およびアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

(4) その他

上記（1）から（3）のいずれにも属さないリクワイアメント、実施するアセスメント、およびアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

### 4-2 制度適用期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第13条に定める制度適用期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第14条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第15条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第33条に基づき、契約を解除されることがあります。

#### 4-3 対象実需給年度前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 16 条に定める対象実需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 17 条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 18 条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

#### 4-4 対象実需給年度

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 19 条に定める対象実需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 20 条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 21 条に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

なお、対象実需給年度の経済的ペナルティの年間上限額および月間上限額については、容量確保契約約款の第 25 条を参照ください。

#### 4-5 その他

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 22 条に定めるその他のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 23 条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項のその他のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 24 条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

#### 5. 容量確保契約金額（各月）の支払・請求について

(1) 毎月の支払または請求は、容量確保契約金額（各月）から、容量確保契約約款の第 21 条に基づき算定される経済的ペナルティ、第 33 条 4 項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

(2) 本機関から容量提供事業者への支払は、上記（1）の支払金額から振込手数料（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります）を差し引いて事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。

(3) 請求は上記（1）の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます。（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります）

#### 6. 他市場収益の還付について

(1) 他市場収益の還付

容量確保契約に基づき、電源を落札した事業者は、実際の他市場収益の約 9 割の金額を本機関に還付する必要があります。詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第 28 条を参照ください。



- (2) 他市場収益の監視  
電力・ガス取引監視等委員会において、年度毎の他市場収益の金額（実際の他市場収入－実際の可変費）が適正なものとなっているか監視します。

## 7. 消費税等相当額について

- (1) 容量確保契約金額の消費税等相当額は外税です。
- (2) 容量確保契約約款の第 21 条および第 25 条に基づき算定される経済的ペナルティ並びに容量確保契約約款の第 28 条に基づき算定される他市場収益の還付額は、容量確保契約金額を実質的に減額するものであり、容量確保契約約款の第 6 条の容量確保契約金額から当該経済的ペナルティおよび、他市場収益の還付額を控除した後の金額が消費税法令における資産の譲渡等の対価の額として消費税等相当額の課税対象となります。
- ただし、当該経済的ペナルティの年間累計額および他市場収益の還付額の合算値が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

## 8. その他

- (1) 容量提供事業者は容量確保契約に定められた特例に該当する場合のみ、電源等差替が可能です。詳細は、容量確保契約約款の第 10 条を参照ください。
- (2) 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取り扱いを検討し、関係する事業者等に通知または公表いたします。
- (3) 戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止などの事象により供給力の提供が困難となった場合には、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。詳細は容量確保契約約款の第 29 条を参照ください。
- (4) 容量提供事業者が容量オークションへの参加に伴う誓約書に違反した場合、本オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、および容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解除できるものとします。

- (5) 再エネ電源(※)を落札した事業者においては、FIT/FIP制度で課されている事業規律の確保を求められます。
- ※地熱、太陽光、陸上風力、洋上風力、バイオマスの電源種を応札予定の事業者に限る
- ※FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに準拠して事業運営を行うこと
- (6) 太陽光発電設備の廃棄等費用は、制度適用期間終了10年前から本機関へ積立を開始するものとします。
- 積立金の額は、FIT/FIPと同様の金額水準(1.0万円/kW×設備容量(発電端))とし、月次払い(積立金の額の1/120ずつ)で、利息は付しません。
- (7) 本オークションの落札電源について、制度適用期間中は、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)をメインオークションおよび追加オークションに参加することができません。ただし、制度適用期間の途中で、増出力や自己託送の廃止等により本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が増加した場合には、その部分の容量はメインオークションや追加オークションに参加することができます。なお、既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量以外の部分は、メインオークションや追加オークションに参加することができます。また、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)は、供給力提供開始年度のみ、メインオークションおよび追加オークションへの参加が可能となります。

電力広域的運営推進機関 殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者

⑩

当社は、容量オークションへの参加登録を申請するにあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

## 記

## (誓約事項)

1. 容量オークションの各募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 参加登録申請にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立することに同意すること。
6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の容量確保契約書を締結すること。
7. 当社が容量オークションへの参加にあたって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局または一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 容量オークションへの参加にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令にしたがって、個人情報を適切に取り扱うこと。
9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
10. 当社の役員若しくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為および業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上

年 月 日

応札事業者名：

発電設備名：

## 事業計画書

※事業計画書の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合であっても、事業計画書の更新および電力広域的運営推進機関への再提出は不要

### 1. 応札事業者

コンソーシアム以外の場合

事業者コード	
事業者名	
住所	
法人番号	
法人の代表者	(役職、氏名)
担当者	(所属、氏名)
連絡先	(電話番号、E-mail)

コンソーシアムの場合

コンソーシアムの名称		
代表企業	事業者コード	
	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	代表者	(役職、氏名)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話番号、E-mail)
	出資比率(予定) 議決権保有割合(予定)	
構成員①	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	法人の代表者	(役職、氏名)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話番号、E-mail)
	出資比率(予定) 議決権保有割合(予定)	

※ コンソーシアム設立前の場合も代表企業の事業者コードを記載すること。

※ コンソーシアムについては、落札した後に設立又は利用する予定のSPCの出資比率及び議決権保有割合(予定)を記載すること。また、構成員の数に応じて、表を追加すること。

## 2. 応札電源の名称等

容量を提供する電源等の区分	安定電源・変動電源	
新設、リプレース等、既設火力の改修の区分	新設・リプレース等・既設火力の改修	
電源等の名称	●●発電所●号機	
電源種別 ※1	●● (●● ▲%混焼)	
設置場所	●●県●●市●●	
調整機能の有無	有・無	
同時落札条件に係る事項 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同時落札条件の対象： 有・無</li> <li>・同時落札条件の対象となる 電源等の名称： 事業者コード：</li> </ul>	
発電設備の所有者 ※3	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	代表者	(役職、氏名)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話番号、E-mail)
発電設備の出力 ※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備容量（発電端）：●●kW</li> <li>・所内電力容量：●●kW</li> <li>・自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電・FIT/FIPに供する容量：●●kW</li> <li>・設備容量（送電端）：●●kW※4</li> <li>・長期脱炭素電源オークションに参加可能な設備容量（送電端）：●●kW</li> </ul>	
FIT/FIP 認定 ID ※5		
系統接続に係る事項 ※6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続検討回答日：●年●月●日</li> <li>・工事費負担金額：●●円</li> </ul>	
事業実施計画 ※7、※8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価の要否： 要・否</li> <li>・環境影響評価の手続予定期間：●年●月～●年●月</li> <li>・設置工事開始予定年月：●年●月</li> <li>・供給力提供開始時期：●年度</li> </ul>	
資金調達計画 ※9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総調達予定額：●●円</li> <li>・うち自己資本による調達予定額：●●円 (●%)</li> <li>・うち負債による調達予定額：●●円 (●%)</li> </ul>	
補助金の受領額 ※10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の名称：●●補助金</li> <li>・補助金の内容：●●</li> <li>・補助金の受領額：●●円</li> </ul>	

※1 次のいずれかを記載すること。

新設・リプレース等の場合	太陽光、陸上風力、洋上風力、一般水力、揚水、揚水（リプレース）、既設の揚水の大規模改修、蓄電池、地熱、地熱（全設備更新型）、地熱（地下設備流用型）、バイオマス、原子力、既設の原子力の安全対策投資、水素（混焼の場合は高位発熱量ベースの混焼率を記載、専焼の場合は専焼と記載）、LNG なお、地熱・水力のリプレースは更新設備が把握可能な資料を提出すること。
既設火力の改修の場合	高位発熱量ベースで水素●%混焼にするための改修、高位発熱量ベースでアンモニア●%混焼にするための改修、バイオマス専焼にするための改修

- ※2 同一場所において複数のプラントまたは主要な共用設備がある場合に異なる場所の複数プラントで応札する場合は記載すること。
- ※3 応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図を添付書類として提出すること。  
ただし応札事業者と発電設備の所有者が同一の場合は提出不要。  
応札事業者と同じ場合は、「一」と記載すること。
- ※4 送電端設備容量を証する接続検討回答書を添付書類として提出すること。
- ※5 FIT 制度、FIP 制度を適用する電源で FIT・FIP の対象以外の供給力をもって、長期脱炭素電源オークションに参加する場合は記載すること。
- ※6 連系可否、工事費負担金を証する接続検討回答書を添付書類として提出すること。  
なお、審査合格前に申請した接続検討申込み内容に変更が生じた場合、一般送配電事業者へ再検討を依頼し、再検討後の接続検討回答書を証憑として提出すること。  
ただし一般送配電事業者から再検討不要と回答を得た場合、その旨が記載された証憑（メール本文の写しでも可）を、接続検討回答書と合わせて提出すること。  
また、応札事業者と接続検討回答書に記載された申込者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図を添付資料として提出すること。
- ※7 環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類を添付書類として提出すること。  
添付書類として、方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの、または方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピーなど手続開始を証する書類を提出すること。事業計画書の提出時に添付できない場合、落札結果公表後、5ヶ月以内に提出すること（提出できない場合には契約解除を行う。）
- ※8 バイオマスの電源については、燃料調達計画について、様式3に記載すること。
- ※9 詳細は別紙1に記載すること。
- ※10 価格差に着目した支援制度および拠点整備支援制度に関する補助金の受領及びその額を証する書類（本計画書提出時点において制度適用が決まっている場合はその内容を記載し、適用が決まっていない場合は記載しないこと。）を添付書類として提出すること。

## 資金調達計画

※資金調達計画の審査合格後に記載された内容に変更がある場合であっても、資金調達計画の更新および電力広域的運営推進機関への再提出は不要

総調達予定額			億円
自己資本による調達予定額	資本金額		
	出資者・出資比率	出資者毎の出資比率	
		上記出資者の選定理由（出資者毎に記載）	
負債による調達予定額	総借入額		億円
	借入形式	借入形式（該当形式にチェック）	<input type="checkbox"/> プロジェクトファイナンス <input type="checkbox"/> コーポレートファイナンス <input type="checkbox"/> その他（ ）
		当該形式を選択する理由	※複数の借入形式を希望する場合、全ての借入形式について「当該形式を選択する理由」欄に選択理由を記載すること
	想定する金融機関	金融機関毎の借入比率	
		上記金融機関の選定理由（金融機関毎に記載）	
	債券を発行する場合	債券種類、発行条件	
		債券発行を選択する理由	

## &lt;添付書類&gt;

プロジェクトファイナンスを利用する場合

- ① 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由）
- ② 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター（様式自由）

プロジェクトファイナンス以外の場合

- ① 以下の内容を記載した事業者名義の誓約書（様式自由）
  - ・ 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
  - ・ 外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

年 月 日

応 札 事 業 者 名 :

発 電 設 備 名 :

バイオマス発電設備に係る燃料調達計画

1. 燃料調達計画

- ※ バイオマス発電設備が使用するすべての燃料について記載すること。
- ※ 当計画（様式 3）の内容（都道府県・森林管理局に提出した最新の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」の内容を含む）に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出すること。
- ※ 「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に関する変更が生じる場合は、事前に変更元・変更先の都道府県・森林管理局と調整し、2. に記載すること。

燃料名 (注 1) (注 2)	年間使用数量 (t/年) (注 3)	調達事業者（発電事 業者に燃料を納入す る事業者）	調達地域（都道 府県市町村・原 産国）(注 4)
計			

- (注 1) 燃料名に加え、以下の燃料区分を併記すること。  
(記載例：木質チップ（一般木質バイオマス）  
メタン発酵ガス、森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、建設資材廃棄物、一般廃棄物・その他のバイオマス、バイオマス液体燃料
- (注 2) 国有林から調達する場合は、民有林の数量と分けて記載すること。
- (注 3) 年間使用数量は、発電に使用する燃料の数量を記載すること。また、国内調達燃料については都道府県市町村単位、輸入燃料については原産国単位で記載すること。
- (注 4) 調達地域は、国内調達燃料については都道府県市町村単位、輸入燃料は原産国単位で記載すること。



<添付書類>

- (i) 国内の森林に係る木質バイオマスを使用する場合は、以下の書類を添付すること。その他の添付書類については、FIT/FIP 制度における「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」及び事業計画認定申請書の記載要領（様式第1）を必ず確認し、添付すること。
- ・ 燃料の安定調達を確認できる書類  
燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契約書又は覚書等、締結済みのものすべて
  - ・ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し（以下、「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。）
  - ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類  
ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類
- (ii) 輸入木質バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。その他の添付書類については、FIT/FIP 制度における事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）及び事業計画認定申請書の記載要領（様式第1）を必ず確認し、添付すること。
- ・ 燃料の安定調達を確認できる書類  
原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等  
国内の燃料調達事業者（輸入）と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
  - ・ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類
  - ・ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく合法性、持続可能性に関する書類
  - ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類  
ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類
- (iii) 農産物バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。その他の添付書類については、FIT/FIP 制度における事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）及び事業計画認定申請書の記載要領（様式第1）を必ず確認し、添付すること。
- ・ 燃料の安定調達を確認できる書類  
原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等  
国内の燃料調達事業者（輸入）と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
  - ・ バイオマス発電設備に係る燃料調達計画の添付書類  
持続可能性（合法性）が認証されたことを証する書類
  - ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類  
ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

## 2. 関係者との調整状況

※上記1. の発電所が使用する「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に限り記載すること。

項目	調整状況
<p>(1) 都道府県との調整  <b>※調整が完了し、都道府県から調整完了通知書を入手してから記入すること。</b>            (①木質バイオマスの供給源となる森林行政を所管する都道府県に対して燃料調達計画を説明し、調達地域の素材生産量との整合性の確認等を記載)            (②発電所を設置する都道府県が木質バイオマス供給源の都道府県と異なる場合は、設置する都道府県へも説明し確認内容を記載)</p>	<p>都道府県への説明年月日： 年 月 日            説明先部署：            担当者名(役職)： ( )            連絡先(TEL)：            都道府県の指導・助言内容：            都道府県の指導・助言内容に対する対応策：</p>
<p>(2) 森林管理局との調整  <b>※調整が完了してから記入すること。</b>            (国有林から調達しない場合はその旨記載すること。)</p>	<p>森林管理局への説明年月日： 年 月 日            説明先部署：            担当者名(役職)： ( )            連絡先(TEL)：            森林管理局の指導・助言内容：            森林管理局の指導・助言内容に対する対応策：</p>
<p>(3) 既存用途の事業者への配慮            (製材、合板、木質ボード、畜産事業者、先行発電事業者など既存の事業者との間でバイオマス調達に関して支障の有無の確認及び具体的な確認方法、事業者の反応などを記載)</p>	<p>事業者名：            説明年月日： 年 月 日            確認方法：            事業者の反応：            対応策：</p> <p>事業者名：            説明年月日： 年 月 日            確認方法：            事業者の反応：            対応策：</p>

※ 都道府県・森林管理局との調整においては、本フォーマットではなく、FIT/FIP制度における「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」のフォーマット

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_nintei.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html))で燃料調達計画を作成し、説明を実施すること。

※ 都道府県・森林管理局に提出した最新の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」および都道府県から交付された調整完了通知書を添付すること。

※ 都道府県・森林管理局との調整は、十分な時間的余裕をもって相談すること。

応札事業者名：

発電設備名：

蓄電池に係る事業計画

- ※ 電源等情報登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、記載すること。電源等情報登録時に提出した以下の1～8の内容に変更が生じた場合には、落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。
- ※ 以下の事項について、資料を提出できない場合や記載項目が空欄の場合、または内容が不十分の場合には、応札を認めない。
- ※ 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合がある。

1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番

導入の可能性が最も高い以下の製品に関して、以下の内容を記載し、以下に記載した蓄電システムの見積書を、添付資料1として、提出すること。メーカー・型番が存在しない場合は、記載は不要です。

・セル

	記載項目
種別 (リチウムイオン・NAS・ レドックスフロー 等)	
メーカー名	
型番	

・モジュール

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電池システム

	記載項目
メーカー名	
型番	

・蓄電システム

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電池システム制御部分（BMS：バッテリーマネジメントシステム部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	

・蓄電システム制御部分（EMS：エネルギーマネジメントシステム部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電力変換装置（パワーコンディショナ部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	

## 2. 安全設計

### （1）全ての蓄電池共通事項

以下の要件を満たす蓄電池を導入すること。これらを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

・防護および保護装置：システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項を準拠すること

・使用上の情報：システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会を確保すること

### （2）リチウムイオンのみ

・導入予定の蓄電池について、セル、モジュール、電池システムのいずれかについて JIS C 8715-2 又は IEC 62619 により第三者認証を取得していることの証明書を、添付資料 2 として、提出すること。その上で、導入予定の蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又は IEC62933-5-2 の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を、添付資料 3 として、提出すること。

### （3）リユースのみ

・電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを 2 次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リユース電池認証等の第三者機関による証明書等を添付資料 4 として提出することにより、当該蓄電システムの類焼に関する安全性を証明すること。

### （4）NAS のみ

・類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等を添付資料 5 として提出することにより、類焼に関する安全性を証明すること。

## 3. 発煙・発火の事故への対応

・国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより、過去 10 年間の年間毎の事故件数と、主要な事故 10 件について、事故の原因と対策を示した資料を取得し、添付資料 6 として、提出すること。

#### 4. 公衆安全の確保

- ・消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置を行うこと。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

#### 5. セキュリティ対策

- ・「電力制御システムセキュリティガイドライン」、「IoT 開発におけるセキュリティ設計の手引き」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

#### 6. 地元調整の状況

- ・設置する土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を、添付資料7として、提出すること。

#### 7. 廃棄物処理法上の広域認定取得

- ・採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることの証憑を、添付資料8として、提出すること。当該認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に、広域認定制度申請の手引き（<https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf>）第2章2.1（3）のとおり、環境省廃棄物規制課が受理していることを確認できる書類を、添付資料9として提出し、2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類を、添付資料10として、提出すること。

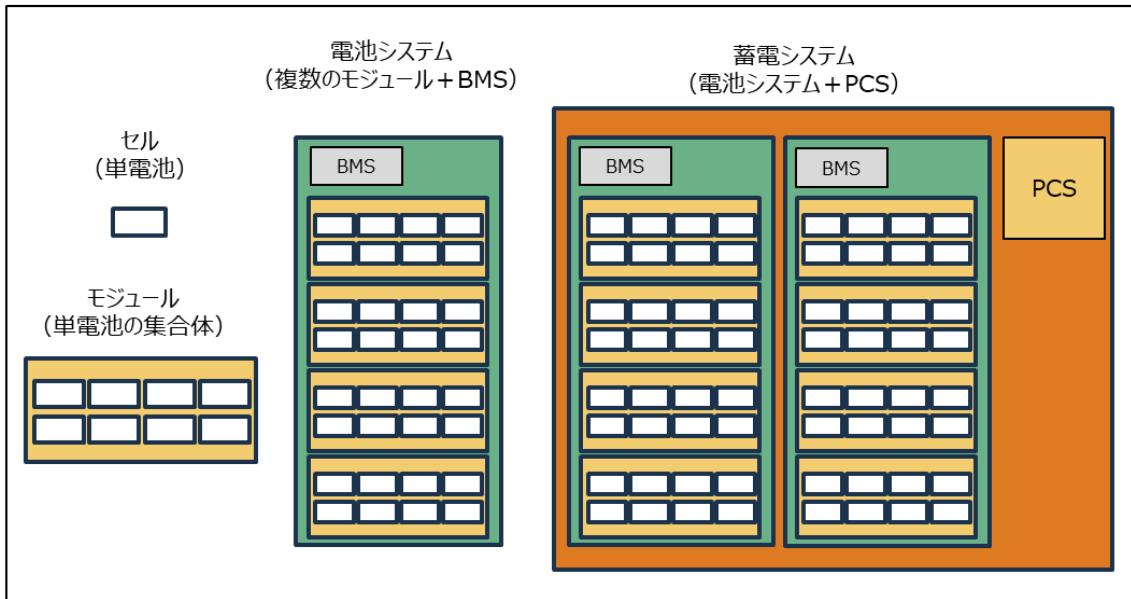
- ・当該蓄電システムを廃棄する場合には、1. で記載した当該認定を取得しているメーカー（当該メーカーから事業承継があった場合は、引き継いだメーカー。セル・モジュール・電池システム・蓄電システムで異なるメーカーが広域認定を取得している場合、蓄電システムのメーカー・電池システムのメーカー・モジュールのメーカー・セルのメーカーの順に優先する。）が存在する限り、当該メーカーに委託して廃棄処分すること。当該メーカーが存在しない場合は、適切にリサイクルできる廃棄物処理法上の処分業の許可業者へ委託して廃棄処分すること。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □
- ・本制度における落札事業者から蓄電システムについて廃棄処分の依頼が当該メーカーにあった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類を当該メーカーから取得し、添付資料11として、提出すること。

#### 8. レジリエンス

- ・異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料を、添付資料12として、提出すること。
- ・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料を、添付資料13として、提出すること。

(参考) 定義

本事業計画における「セル」、「モジュール」、「電池システム」、「蓄電システム」の用語は、下記の図を前提としています。



	年度 (応札年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
<電源>  発電所 号機					
<燃料種>  燃料 (例：アンモニア、水素 、バイオマス)					

<前提条件>

注) 以下の5つの項目は最低限記載すること。

- ・落札電源に係る建設工事の期間（環境アセスの期間を含む）
- ・各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期
- ・脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オークションでの落札の時期
- ・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報（調達先、回収方法等）についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。)
- ・前提条件

	2024年度 (応札年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
<電源>	長期脱炭素電源オークションで落札	2020年代後半 混焼率50%にするための改修投資に係る長期脱炭素電源オークションでの落札	2030年代後半 専焼化のための建て替え投資に係る長期脱炭素電源オークションでの落札		
A発電所 1号機	環境アセス (2024~2025)	改修工事 (2025~2027)	改修工事		
		運転開始 2028年度	運転開始 2030年代前半		
		アンモニア20%混焼 の運転	アンモニア50%混焼 の運転		
A発電所 2号機				環境アセス	建設工事
					運転開始 2040年代
					アンモニア専焼 の運転
<燃料種>					
アンモニア		グレーアンモニア	ブルーアンモニア	グリーンアンモニア	
		※燃料を変更する場合は、その方法を具体的に記載 ※既設火力のバイオマス専焼にするための改修案件の場合は、バイオマス燃料の混焼率を記載。			

<前提条件>  
 ✓長期脱炭素電源オークションでの落札や、燃料費回収のための制度の適用を通じた、適切な投資回収の確保  
 ✓追加投資を行うにあたっての脱炭素化のための技術開発の実現及び実証試験の成功

※ 供給力提供開始年度は、具体的な年度で記載。次回以降の応札時点や供給力提供開始時点は、具体年度の明示は困難なため、「○○年代前半/後半、○○年代、○○年~○○年」の形で記載 ※矢印の色使いは、上記と同様とすること（LNG専焼の期間は、白色とすること）。  
 ※ 上記は、アンモニア20%混焼からスタートする場合のイメージ。脱炭素化のシナリオは、複数シナリオを記載することも可。



期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2024年度）

対象電源種	【新設・リブレース等】：火力(LNG専焼・水素10%以上混焼、水素専焼)、水力（貯水式・調整式）、原子力、既設の原子力電源の安全対策投資、地熱、バイオマス(専焼) 【既設火力の改修】：水素10%以上の混焼にするための改修,アンモニア20%以上の混焼にするための改修,既設火力の化石 kW 部分の全てをバイオマス化
-------	---

<会社名>

No.	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	安定電源												
3	新設/リブレース等/既設火力の改修													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)													kW
7	各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
8	期待容量	(自動計算)												kW
9	提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
10	応札容量	(自動計算)												kW
11	制度適用期間													年間

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2024/12/2～12/6)に容量市場システムに登録して下さい。
  - 電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
  - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
  - 発電方式の区分については、電源等情報(詳細情報)に登録した区分を記載して下さい。
  - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載して下さい。
  - 送電端設備容量については、電源等情報(詳細情報)に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。
  - 本オークションに参加可能な容量については、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量を、送電端設備容量から減じた値を記載してください。
  - 各月の供給力の最大値については、期待容量算定に係る設備容量から大気温の影響による能力減少分を差し引いた値を記載して下さい。
  - 期待容量については、自動計算されます。 ※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2025/1/28～2/4)に容量市場システムに登録して下さい。
  - 提供する各月の供給力については、各月の供給力の最大値を上限に、任意に記載して下さい。 ※追加投資を行わない場合はこの値がアセスメント対象容量になります。
  - 応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力して下さい。
  - 制度適用期間は20年以上を登録してください。

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2024年度）

対象電源種	【新設・リプレイス等】：水力（揚水のみ）、蓄電池
-------	--------------------------

<会社名>

#	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	安定電源												
3	新設/リプレイス等													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)													kW
7	各月の発電可能電力(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		(自動計算)												kW
8	各月の連続発電可能時間(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		(自動計算)												h
9	連続発電可能時間(年平均値)	(自動計算)												h
10	各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		(自動計算)												kWh
11	各月の調整係数(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		(自動計算)												%
12	期待容量	(自動計算)												kW
13	各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		(自動計算)												kW
14	各月の連続発電可能時間(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		(自動計算)												h
15	連続発電可能時間(年平均値)	(自動計算)												h
16	各月の上池容量または蓄電池容量(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		(自動計算)												kWh
17	各月の調整係数(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		(自動計算)												%
18	応札容量	(自動計算)												kW
19	制度適用期間													年間

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2024/12/2~12/6)に容量市場システムに登録して下さい。
  - 電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
  - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
  - 発電方式の区分については、「揚水(純揚水)」もしくは「蓄電池」を選択してください。
  - エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載して下さい。
  - 本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
  - 各月の発電可能電力(期待容量算出用)については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)から大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載ください。
  - 各月の発電可能時間(期待容量算出用)については、各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)の範囲内で最大出力で発電した場合に運転可能な継続時間(3以上の整数)を記載して下さい。
  - 各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)については、自動計算されます。
  - 各月の調整係数(期待容量算出用)については、自動計算されます。
  - 期待容量については、自動計算されます。 ※この値が長期脱炭素電源オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2025/1/28~2/4)に容量市場システムに登録して下さい。
  - 各月の管理容量については、制度適用年数の間でのダムもしくは蓄電池運用のリスク(運用による劣化に伴う蓄電池の容量減を含む)を踏まえ、同月の各月の応札出力を上限に任意に記載して下さい。
  - 各月の発電可能時間(応札容量算出用)については、ダムもしくは蓄電池の運用リスク(運用による劣化に伴う蓄電池の容量減を含む)を踏まえ、任意の継続時間(整数)を記載して下さい。
  - ※ただし、その際には各月の上池容量または蓄電池容量(応札容量算出用)が、同月の各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)以下となるようにする必要があります。
  - 各月の上池容量または蓄電池容量(応札容量算出用)については、自動計算されます。
  - 各月の調整係数(応札容量算出用)については、自動計算されます。
  - 応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
  - 制度適用期間は20年以上を登録してください。

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2024年度）

対象電源種	【新設・リブレース等】：太陽光,風力,水力（流込式）
-------	----------------------------

<会社名>

No.	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	変動電源												
3	新設/リブレース等													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)													kW
7	調整係数	(自動計算)												%
8	各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
								(自動計算)						kW
9	期待容量	(自動計算)												kW
10	提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
								(自動計算)						kW
11	応札容量	(自動計算)												kW
12	制度適用期間													年間

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2024/12/2~12/6)に容量市場システムに登録して下さい。
  - 電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
  - 容量を提供する電源等の区分については、変動電源で固定です。
  - 発電方式の区分については、電源等情報(詳細情報)に登録した区分を記載して下さい。
  - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載して下さい。
  - 本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値として下さい。
  - 調整係数については、自動計算されます。
  - 期待容量については、自動計算されます。 ※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2025/1/28~2/4)に容量市場システムに登録して下さい。
  - 提供する各月の供給力については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)を上限に任意に記載して下さい。 ※この値がアセスメント対象容量となります。
  - 応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力して下さい。
  - 制度適用期間は20年以上を登録して下さい。

長期脱炭素電源オークション  
容量確保契約約款

2024 年 9 月

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

2023年 9月 施行

2024年 9月 変更

目次

第1章 総則 .....	4
第1条 適用 .....	4
第2条 約款の変更 .....	4
第3条 定義 .....	4
第4条 契約期間 .....	4
第5条 単位および端数処理.....	5
第2章 容量確保契約金額.....	6
第6条 容量確保契約金額の算定.....	6
第7条 各月の容量確保契約金額の支払・請求.....	7
第3章 権利および義務.....	8
第8条 需給バランス評価.....	8
第9条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い.....	8
第10条 電源等差替.....	8
第11条 市場退出.....	9
第12条 市場退出時の経済的ペナルティ.....	10
第13条 制度適用期間前のリクワイアメント.....	10
第14条 制度適用期間前のアセスメント.....	11
第15条 制度適用期間前のペナルティ.....	11
第16条 対象実需給年度前のリクワイアメント.....	13
第17条 対象実需給年度前のアセスメント.....	14
第18条 対象実需給年度前のペナルティ.....	14
第19条 対象実需給年度のリクワイアメント.....	15
第20条 対象実需給年度のアセスメント.....	17
第21条 対象実需給年度のペナルティ.....	18
第22条 その他のリクワイアメント.....	20
第23条 その他のアセスメント.....	20
第24条 その他のペナルティ.....	21
第25条 対象実需給年度の経済的ペナルティの上限.....	21
第26条 金員の移動.....	21
第27条 容量確保契約金額（各月）の精算.....	21
第28条 還付 .....	22
第29条 不可抗力が生じた場合の特例.....	23
第30条 参入ペナルティ.....	23
第4章 契約の変更等.....	24
第31条 契約の変更.....	24
第32条 権利義務および契約上の地位の譲渡.....	24
第33条 契約の解除.....	24
第5章 一般条項 .....	26

第 34 条	免責	26
第 35 条	守秘義務	26
第 36 条	個人情報の取扱い	27
第 37 条	反社会的勢力との関係排除	27
第 38 条	準拠法	28
第 39 条	合意管轄裁判所	28
第 40 条	誠実協議	28
附則 (2024 年 9 月 4 日)		29
第 1 条	適用対象	29
第 2 条	制度適用期間前のリクワイアメント	29

別添 用語の定義

## 第1章 総則

### 第1条 適用

1. この長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書（以下「本オークションに係る容量確保契約書」という。）に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、制度適用期間において、電源を自ら維持・運用しようとする者に限ります。
3. 本契約は、本オークションに係る容量確保契約書（契約書別紙を含む）および本約款で構成されるものとします。

### 第2条 約款の変更

1. 本機関は、電気事業法その他の法令の改正等により本約款を変更する必要がある場合、本約款を変更することがあります。その場合、本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。
2. 本約款の変更により、本約款と長期脱炭素電源オークション募集要綱の内容が相互に矛盾又は抵触が生じた場合、本約款の定めが適用されるものとします。

### 第3条 定義

本約款における用語の定義は、別添「用語の定義」に定めます。なお、特段の定めのない用語については、本機関が定める定款、業務規程、送配電等業務指針、長期脱炭素電源オークション募集要綱および容量市場業務マニュアルにおける用語と同一の意味を有するものとします。

### 第4条 契約期間

1. 本契約の契約期間は、長期脱炭素電源オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、制度適用期間<sup>※1</sup>の末日までとします。なお、契約締結日は約定結果公表日とします。  
※1：アンモニア・水素混焼設備の専焼化に向けた建て替えに伴う運転終了日<sup>※2</sup>が属する年度の4月1日から建て替え後の発電設備による供給力提供開始日が属する年度の3月31日までの期間については、制度適用期間の対象外とします。  
※2：建て替え（混焼設備を解体し、その後に専焼設備の建設を行う場合に限る。）に伴う混焼設備の運転終了日は、当該追加投資が落札された日の5年後の年度末までのいずれかの日とします。  
また、当該混焼設備は、当該追加投資が落札された日の4年後の年度末までの間は供給力を提供してください。ただし、当該追加投資が落札された日の4年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで供給力を提供してください。
2. 既設の火力電源をバイオマス専焼にするための改修については、制度適用期間の末日または2050年度の末日（同日より前に契約電源（落札された電源をいう。以下同じ。）の設備を廃止する場合は当該廃止日）のいずれか遅い方の日までを契約期間とします。



3. 本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続します。

#### 第5条 単位および端数処理

1. 本契約における単位および端数処理は次の各号に定めるとおりとします。
  - ① 設備容量  
原則として、1キロワット(kW)とし、その端数は切り捨てます
  - ② 容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）の単位は1kWとし、その端数は切り捨てます
  - ③ 価格その他の金額について  
特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません  
また、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます
2. 本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わないものとします。

## 第2章 容量確保契約金額

### 第6条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額（各年）は、次の算式に基づき、契約期間中の年度ごとに、物価変動に応じ算定された額とします。

ただし、具体的な算定方法は別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

容量確保契約金額（各年） ＝ 契約単価 <sup>※1※2</sup> × 契約容量 － 第18条に基づき調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額 <sup>※3</sup>
---

※1：約定単価から減額要素（応札価格に含めた見積もり額を下回った分の系統接続費および応札価格に含めた水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援予想金額を超えた分の支援金額を制度適用期間の年数と落札時の契約容量で除したものを）を差し引いた値に対し、応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正（対象実需給年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）で除した値を乗算）した単価

（物価変動分は制度適用期間の年度ごとに毎年補正する。）

※2：新設・リプレースまたは既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合（以下「新設・リプレースまたは追設」という。）に対し、脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資を行う場合、追加投資に係る制度適用期間開始時点から、新設・リプレースまたは追設に係る制度適用期間終了時点までの期間において、容量確保契約金額（各年）に係る契約単価の内訳である運転維持費は以下のように算出し、契約単価を修正する。

$$\begin{aligned} \text{運転維持費(円/年)} &= \text{新設・リプレースまたは追設の運転維持費(円/kW/年)} \\ &\quad \times (\text{新設・リプレースまたは追設の契約容量} - \text{追加投資の契約容量})(\text{kW}) \end{aligned}$$

※3：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正。

2. 既設火力をアンモニア・水素混焼にするための改修に対して専焼化に向けた建て替えの追加投資を行う場合、建て替えに伴う混焼設備運転終了以降の残りの制度適用期間においては、前項の契約単価に含まれる資本費(円/kW/年)と事業報酬(円/kW/年)部分を容量確保契約金額（各年）の契約単価<sup>※</sup>とします。

※：契約期間の年度ごとに毎年、応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正（対象実需給年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）で除した値を乗算）

3. 容量確保契約金額（各年）は、契約電源ごとに算定するものとします。
4. 第1項および第2項に基づき算定された容量確保契約金額（各年）を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額（各年）から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

## 第7条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、対象実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第21条に基づき算定される経済的ペナルティおよび第33条4項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額※が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。

※：ただし、太陽光電源で落札された容量提供事業者に限り、発電設備の廃棄等費用の外部積立金額を金額から更に減ずることとし、制度適用期間終了の10年前から本機関へ積立を開始するものとします。

なお、積立金の額は落札年度におけるFIT・FIP電源と同様の金額水準とし、落札年度の長期脱炭素電源オークション募集要綱に記載した値とします。

2. 前条第2項の容量確保契約金額（各月）は、建て替え後の発電設備による供給力提供開始日の翌年度から支払を開始するものとします。この場合、容量確保契約金額（各月）に、建て替え後の発電設備の支払率（当該発電設備の当該月の支払金額を当該発電設備の当該月の容量確保契約金額（各月）で除して得た比率をいう。）を乗じて得た金額が正值となる場合、その金額を前項の支払金額とし、支払うものとします。
3. 第1項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という。）を請求します。
4. 請求に対する入金期限日は対象実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

## 第3章 権利および義務

### 第8条 需給バランス評価

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、30分ごとに平常時と広域予備率が低下した時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。

### 第9条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量停止計画の対象は、以下の通りとします。
  - ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合<sup>\*</sup>
  - ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）
  - ③ 地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合  
※実需給の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る
2. 容量提供事業者は、本機関に対し、リクワイアメントに定められた期日までに容量停止計画を提出するものとします。
3. 容量提供事業者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。
4. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。
  - ① 実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
  - ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
  - ③ 上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
  - ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
  - ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日または夜間における停止<sup>\*</sup>期間  
※停止：発電の停止および発電の出力抑制の総称
5. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。
  - ① 計画停止期間以外の停止期間
  - ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない期間

### 第10条 電源等差替

1. 容量提供事業者は、以下の場合において、年度毎に電源等差替を行うことができるものとします。
  - ① 供給力提供開始時期が遅れ、第15条第1項第1号のペナルティが課される場合
  - ② 長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という。）で落札した既設火力のアンモニア・水素混焼にするための改修が、水素またはアンモニアの専焼化のための建て替えの追加投資を行う場合で、当該追加投資が本オークション落札後4年後<sup>\*</sup>の年度末までの間において、供給力の提供ができない場合

※：本オークション落札から4年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで

2. 前項第2号に該当する場合であっても、契約容量の一部のみの差替はできません。
3. 電源等差替を行っている期間において、差替えた電源の提供について容量提供事業者に対して交付される容量確保契約金額（各年）は以下のように算定します。  
対象実需給年度のメインオークションにおける差替えた電源が立地する  
$$\text{エリアの約定価格} \times \text{差替容量}$$
4. 電源等差替を行っている期間は、差替えた電源について、当該電源のメインオークションにおける電源等区分に応じ、対象実需給年度のメインオークションにおいて求められるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。
5. 電源等差替を行っている期間は、制度適用期間には含めないものとします。
6. 第1項の電源等差替を行うにあたっては、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

## 第11条 市場退出

1. 本オークションで落札された電源については、原則、市場退出は認められません。  
ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。
  - ① 本機関が合理的と認める理由により、契約電源による供給力の提供が不可能となり市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量または一部
  - ② 長期脱炭素電源オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量
  - ③ 電源の区分が安定電源の場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない、または給電申合書を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
  - ④ 電源の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、または余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
  - ⑤ 容量提供事業者が左右することができない事由により、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなることで経済性が悪化し、供給力提供開始前に辞退する場合、当該電源の契約容量の全量
  - ⑥ 本契約の締結後、3年以内に水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の両方若しくは希望する片方の制度の適用を受けることが決まらない場合又は支援金額が支援予想金額よりも低くなったことで経済性が悪化し、供給力提供開始前に辞退する場合、当該電源の契約容量の全量
  - ⑦ 本契約の契約期間内に、更なる脱炭素化のための改修を行うことで、契約容量の一部の

供給力が提供できなくなったことについて合理的な説明がある場合、当該電源の契約容量の一部

- ⑧ 前各号にかかわらず、契約電源が応札年度の長期脱炭素電源オークション募集要綱の参加登録した事業者が登録可能な電源等に記載の要件を満たさなくなった場合、当該電源の契約容量の全量
2. 契約電源の契約容量の一部が市場退出した場合、市場退出した電源の契約容量を控除したものを新たな契約容量とします。
  3. 本契約に定められた契約電源の契約容量の全量が市場退出した場合、容量提供事業者と本機関は別途解約合意書を締結した上で、本契約を終了するものとします。

## 第 12 条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が前条に示す市場退出をした場合、当該電源にかかる容量提供事業者に対し、以下の経済的ペナルティを科します。なお、科される経済的ペナルティは容量確保契約金額に基づく当該年度単年の契約単価により算定するものとします。

経済的ペナルティ<sup>\*1</sup> = 市場退出した電源の容量 × 契約単価<sup>\*2</sup> × 10%

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：第 6 条第 1 項で求められる容量確保契約金額（各年）を、契約容量で除したものとす。なお、物価変動分の補正は、市場退出決定年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）と応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を用いる。

2. 前条第 1 項第 5 号、第 6 号または第 7 号の事由により市場退出となった場合、不可抗力事由として取り扱い、経済的ペナルティを科さないこととします。

## 第 13 条 制度適用期間前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、当該電源の電源種に応じて、以下の各号に定める制度適用期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

- ① 供給力提供開始時期の遵守  
容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること
- ② 供給力提供開始期限の遵守  
電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力の提供を開始すること

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限 <sup>*1※2</sup>
太陽光	5 年（法・条例アセス済の場合：3 年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8 年（法・条例アセス済の場合：4 年）後の日が属する年度の末日
水力 (揚水式を含む)	12 年（法・条例アセス済の場合：8 年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮

バイオマス専焼、 水素混焼のLNG、水素 専焼、既設火力の改修 (水素・アンモニア混 焼、バイオマス専焼)	11年(法・条例アセス済・不要の場合：7年)後の日が属する 年度の末日
原子力	17年(法・条例アセス済の場合：12年)後の日が属する年度の 末日
蓄電池	4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	6年後の日が属する年度の末日

※1：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。

価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の両方又は片方の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は片方の制度の適用を受けることが決定した日(3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日)

※2：海外の環境アセスメントも、法・条例アセスに含むものとする。

ただし、供給力提供開始期限が異なる電源が、共用設備を有する理由で同時落札条件付応札を行った場合は、最も遅い方の供給力提供開始期限を共通の供給力提供開始期限とします。

#### 第14条 制度適用期間前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。  
本機関は、以下の各号に示すアセスメントを行います。
  - ① 供給力提供開始時期の遵守  
供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響の範囲を確認します。
  - ② 供給力提供開始期限の遵守  
供給力提供開始日が電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過していないことを確認します。
2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
  - ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
  - ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
  - ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

#### 第15条 制度適用期間前のペナルティ

1. 本機関は、前条の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、ペナルティを科します。

① 供給力提供開始時期の遵守

供給力提供開始時期についてメインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。

(1) 当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合<sup>※1</sup>

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格<sup>※2</sup> × 契約容量<sup>※3</sup> × 5%

※1：対象実需給年度のメインオークションの開催年度の4月1日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合。ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除く

※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

(2) 当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合<sup>※1</sup>

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格<sup>※2</sup> × 契約容量<sup>※3</sup> × 10%

※1：対象実需給年度の追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合。ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除く

※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

また、供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4月1日以降である場合であって、当該変更がメインオークションもしくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合、契約電源の契約容量は、変更後の供給力提供開始年度の4月1日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションの落札価格およびリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。

② 供給力提供開始期限の遵守

電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間<sup>※1</sup>分、第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮します。

第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間終了後の制度適用期間における容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とし、他市場収益の還付の対象外とします。

なお、供給力提供開始期限を超過した場合も、制度適用期間は供給力を提供する義務が生じるため、制度適用期間中は本オークションにかかるリクワイアメントの達成が求められます。

※1：1年未満の端数は1年として繰り上げ



2. 前項第1号(1)で科した経済的ペナルティは、対象実需給年度向けの調達オークションが開催されなかった場合に、当該対象実需給年度に対し発生した当該経済的ペナルティの金額の返金を行います。

## 第16条 対象実需給年度前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める対象実需給年度前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

### ① 電源の区分が安定電源の場合

#### (1) 容量停止計画の調整

対象実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第9条第1項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること

※：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

#### (2) 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること

余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力および下げ調整力の両方を供出するものであること

なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること

※：当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランスンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします

### ② 電源等の区分が変動電源の場合

#### (1) 容量停止計画の調整

対象実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第9条第1項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること

※：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

## 第 17 条 対象実需給年度前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

### ① 電源等の区分が安定電源の場合

#### (1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

#### (2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と第 16 条第 1 項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。

### ② 電源等の区分が変動電源の場合

#### (1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
- ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

## 第 18 条 対象実需給年度前のペナルティ

本機関は、前条の対象実需給年度前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、ペナルティを科します。

### ① 電源の区分が安定電源の場合

#### (1) 容量停止計画の調整

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額（各年）を減じます。

##### i 追加設備量<sup>※1</sup>を利用する場合

契約単価<sup>※2</sup> × 契約容量 × 0.3%/日 × 調整不調の日数<sup>※3</sup>

##### ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価<sup>※2</sup> × 契約容量 × 0.6%/日 × 調整不調の日数<sup>※3</sup>

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：対象実需給年度の契約単価

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります。

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と第 16 条第 1 項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、または制度適用期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを第 11 条に示す市場退出とし、第 12 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。

② 電源の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額（各年）を減じます。

i 追加設備量<sup>※1</sup>を利用する場合

契約単価<sup>※2</sup> × 契約容量 × 0.3%/日 × 調整不調の日数<sup>※3</sup>

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価<sup>※2</sup> × 契約容量 × 0.6%/日 × 調整不調の日数<sup>※3</sup>

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：対象実需給年度の契約単価

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります。

## 第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める対象実需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第 9 条第 1 項に基づく容量停止計画<sup>※</sup>を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※：容量停止計画の対象：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

対象実需給年度において、容量停止計画<sup>※1</sup>が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に売り入札すること<sup>※2</sup>

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く

※2：揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

- i. 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
  - ii. 事業者の責によらない燃料制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という。）は除く）
  - iii. 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
  - iv. 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
  - v. その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合
- (3) 電気の供給指示への対応

対象実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること  
ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- i. 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
  - ii. 属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合
  - iii. その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合
- (4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料<sup>※1</sup>を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）は、応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率<sup>※2</sup>を達成すること

※1：バイオマス、アンモニア、水素

※2：年間最低混焼率：当該脱炭素燃料による7割の混焼率（高位発熱量ベース）

## ② 電源等の区分が変動電源の場合

### (1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第9条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※：自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要

(2) 年間設備利用率の達成

電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率<sup>\*</sup>を達成すること

※：2023 年度に実施する本オークションの契約電源：太陽光 18.3%、陸上風力 28.0%、洋上風力 34.8%、流込式水力 44.8%

※：2024 年度に実施する本オークションの契約電源：太陽光 18.3%、陸上風力 29.1%、洋上風力 39.3%、流込式水力 44.8%

## 第 20 条 対象実需給年度のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源の計画停止コマ相当数<sup>※1</sup> =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※1：計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします。

・当該電源の計画外停止コマ相当数<sup>※1</sup> =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※1：計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします。

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画<sup>\*</sup>が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札しているか確認します。

※出力抑制に伴う停止計画は除く

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

・リクワイアメント未達成量<sup>※1</sup> = 発電余力 - 卸電力取引所等に売り入札した容量<sup>※2※3</sup>

・発電余力<sup>※1</sup> = アセスメント対象容量と提供する供給力の最大値のいずれか低い値  
- 発電計画値

※1：負値となる場合は零とします

※2：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

※3：卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とします

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します。

なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く）の混焼率が前条第1号(4)に定める基準以上であることを確認します。

$$\text{混焼率} = A / B \times 100$$

A：応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた高位発熱量

B：応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた高位発熱量合計

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

$$\text{年間停止コマ相当数} = \text{計画停止コマ相当数} + (\text{計画外停止コマ相当数} \times 5)$$

・当該電源の計画停止コマ相当数<sup>※</sup> =

$$(\text{アセスメント対象容量} - \text{提供する供給力の最大値}) / \text{アセスメント対象容量}$$

※：計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします。

・当該電源の計画外停止コマ相当数<sup>※</sup> =

$$(\text{アセスメント対象容量} - \text{提供する供給力の最大値}) / \text{アセスメント対象容量}$$

※：計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします。

(2) 年間設備利用率の達成

対象実需給年度の年間設備利用率実績<sup>※</sup>が、前条第2号(2)に定める年間設備利用率以上であることを確認します。

$$\text{※：年間設備利用率} = \text{年間発電電力量（送電端）} / (\text{設備容量（送電端）} \times \text{暦時間数})$$

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
- ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第21条 対象実需給年度のペナルティ

本機関は、前条の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

$$\text{経済的ペナルティ}^{\text{※1}} =$$

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：対象実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※Z：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間であり、対象実需給年度のメインオークション募集要綱に記載される時間

(3) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※Z：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間であり、対象実需給年度のメインオークション募集要綱に記載される時間

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く）の混焼率が第19条第1号(4)に定める基準未満の場合、達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。なお、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、第33条第3項に示す契約の解除とします。

i. 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が35%以上70%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 10%

ii. 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が35%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ※1 =

容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%

※1：負値となる場合は零とします

※2：対象実需給年度内での累計とします

(2) 年間設備利用率の達成

電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率未満の場合、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額

× {1.1 × (1 - 年間設備利用率実績 / 年間の設備利用率※1)※2}

※1：第19条第2号(2)で定める電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率

※2：負値となる場合は零とします

## 第22条 その他のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定めるその他のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

### (1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る。）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修※1 および既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマップ※2※3を作成し、必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること。

※1：アンモニア・水素混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース、または既設の石炭火力・LNG 火力・石油火力をアンモニア・水素混焼にするための改修

※2：LNG 専焼火力の新設・リプレースについては、2050 年カーボンニュートラルとの関係性を考慮し、供給力提供開始日から10年後までの間に、脱炭素化に向けた対応（改修のための本アクションへの応札等）を開始する旨の記載を求める

※3：脱炭素化（水素・アンモニアの混焼電源は水素・アンモニアの専焼化等。グレー水素またはグレーアンモニアを使用する電源は、ブルー水素もしくはブルーアンモニアまたはグリーン水素またはグリーンアンモニアへの燃料転換。）への道筋を示すこと。既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること

## 第23条 その他のアセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

### (1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る。）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修および既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。

必要な改訂を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度における発電実績をもとにバイオマス燃料の専焼化が完了していることを確認します。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度末日より前に契約電源を設備廃止する場合は、廃止前1年間の発電実績をもとに専焼化が完了していることを確認します。



## 第 24 条 その他のペナルティ

本機関は、第 23 条のその他のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

### (1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力・水素専焼火力（グレー水素に限る。）の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修および既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、合理的な理由なく必要なロードマップを改訂していない場合、またはその内容を遵守していない場合は、第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度中（同年度末日までに契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止前の 1 年間）にバイオマス燃料の専焼化が実現していない場合、以下状況に応じた対応をします。

- i. 2051 年 4 月 1 日までに制度適用期間が終了している場合、第 30 条の参入ペナルティを科すとともに以下経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = 制度適用期間最終年度の容量確保契約金額 × 10%

- ii. 2051 年 4 月 1 日までに制度適用期間が終了していない場合、第 33 条第 3 項 に示す契約の解除とします。

## 第 25 条 対象実需給年度の経済的ペナルティの上限

1. 第 21 条に示す対象実需給年度の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

① 年間上限額：容量確保契約金額（各年）× 110%

② 月間上限額：容量確保契約金額（各年）× 18.3%

2. 第 21 条第 1 項第 1 号(4)に示す脱炭素燃料の混焼率の達成に係る経済的ペナルティおよび同項第 2 号(2)に示す年間設備利用率の達成に対する経済的ペナルティについては、前項第 2 号に示す月間上限額の対象外とします。

## 第 26 条 金員の移動

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

なお、本機関より容量提供事業者へ振込送金による金員の移動は、支払金額から振込手数料を差し引いた金額となります。

## 第 27 条 容量確保契約金額（各月）の精算

容量確保契約金額（各月）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ① 本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等およびその根拠を通知します
- ② 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額または請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します

- ④ 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申し立ての手続きが完了するまで、第 2 号、前号に示す内容を繰り返します
- ⑤ 第 2 号の異議が無い場合または前号の手続きが完了した場合、第 7 条に示す期日までに、前条に基づき金員の移動を行います  
なお、第 7 条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申し立てが解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います
- ⑥ 請求金額が第 7 条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額等を行います

## 第 28 条 還付

1. 容量提供事業者は、他市場収益<sup>※1</sup>が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます<sup>※2</sup>。

還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

- ① 応札価格に織り込まれている事業報酬（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。
- ② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分<sup>※3</sup>の他市場収益は 85%を還付対象とします。
- ③ ①と②の間の他市場収益は 90%を還付対象とします。

還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

※1: 応札時の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）から生じる実際の他市場収入と、当該部分の設備容量（発電端）から生じる実際の可変費から算出します。

※2: 容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付することが求められます。

※3: 契約単価からメインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定単価）を引いた値が応札価格に織り込まれている事業報酬より小さくなり、①と②が重複する部分は②として扱います。

2. 還付額は、契約電源ごとに算定するものとします。
3. 還付額は、年間の他市場収益の確定後に算定するものとします。
4. 対象実需給年度における他市場収益が負値となる場合、当該金額は翌年度の他市場収益の算出において当該金額を更に減じた後の他市場収益を当該翌年度の他市場収益とします。
5. 容量確保契約金額、第 21 条および第 25 条に基づき算定される経済的ペナルティ並びに本条に基づき算定される他市場収益の還付額は、消費税等相当額の課税対象となります。ただし、当該経済的ペナルティの年間累計額および他市場収益の還付の合算値が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

## 第 29 条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 第 12 条から第 24 条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象その他の事業者の予見できない事象（以下「不可抗力」という。）が生じたことにより、合理的な努力をしたにも関わらず、リクワイアメントを達成できない、または、リクワイアメントを達成できなくなる事が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を個別に確認した上で、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。ただし、第 11 条第 1 項②から④および⑧のいずれかに該当し、その場合に科される第 12 条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません。
  - ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
  - ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
  - ③ 事後的な法令改正や規制適用、裁判による運転停止
  - ④ 一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等
2. 容量提供事業者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による供給力の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、直ちに本機関に通知するものとします。

## 第 30 条 参入ペナルティ

本機関は、容量提供事業者が、2051 年度期首時点で制度適用期間が終了している既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現していないことが明らかになった場合、当該容量提供事業者に容量オークションへの参入ペナルティを科することができるものとします。

## 第4章 契約の変更等

### 第31条 契約の変更

1. 容量提供事業者以下各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、容量提供事業者と本機関は、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。
  - ① 契約電源が第11条に示す市場退出をした場合
  - ② 第10条に示す電源等差替を実施した場合
  - ③ 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合
  - ④ 第13条に基づく「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行により、第15条に基づき短縮された第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が、終了した場合
  - ⑤ 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合
  - ⑥ 契約電源に係る水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想金額を超えた場合
  - ⑦ 制度適用期間中の新設・リプレースに対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合
  - ⑧ 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合
  - ⑨ 第32条に基づく権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合
  - ⑩ その他、本機関が変更を必要と判断した場合
2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものといたします。

### 第32条 権利義務および契約上の地位の譲渡

1. 容量提供事業者は、事前に本機関の同意を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利もしくは義務または本契約上の地位（以下、総称して「本契約上の地位等」という。）を第三者に譲渡または承継させることはできません。
2. 容量提供事業者は、本契約上の地位等を譲渡または承継する場合、譲渡または承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権および債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。
3. 承継により新たな容量確保契約を締結した場合であっても、承継される電源のリクワイアメント達成状況が承継されるものとします。

### 第33条 契約の解除

1. 本機関および容量提供事業者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
  - ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
  - ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき

- ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき、ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る。
  - ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
  - ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
  - ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき
  - ⑦ 解散の決議をしたとき
  - ⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき
2. 本機関は、容量提供事業者が、容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合には、容量提供事業者へ通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
3. 本機関は、容量提供事業者が、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合や、送配電等業務指針、長期脱炭素電源オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合は、容量提供事業者へ通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
- ① LNG 専焼火力の新設・リプレース、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修および既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、合理的な理由なくロードマップの実現への取組みを行っていないことが明らかになったとき
  - ② 契約電源が第 6 条第 2 項に基づき算定された容量確保契約金額（各年）を受け取っている場合であって、建て替え後の発電設備が市場退出した場合
  - ③ 2051 年度期首時点で制度適用期間が終了していない既設火力のバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現していないことが明らかになったとき
  - ④ 補助金の受領が後になって判明したとき
  - ⑤ 環境影響評価が必要な場合において、環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを称する書類を事業計画書の提出時に添付できず、約定結果公表後、5 ヶ月以内に提出されないとき
4. 前 3 項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量を第 11 条に示す市場退出とします。

なお第 1 項および第 2 項により契約解除となった場合には、第 12 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、契約解除となった年度において市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

## 第5章 一般条項

### 第34条 免責

本機関は、本機関に故意または重過失がある場合を除き、リクワイアメントを達成することによる発電設備の事故や停電等により容量提供事業者が受けた不利益について、一切の責任を負いません。

### 第35条 守秘義務

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者に容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとします。
  - ① 開示のときに既に公知であったもの、または開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
  - ② 開示のときに、被開示者の既知であったもの、または被開示者が既に所有していたもの
  - ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - ④ 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
  - ⑤ 法令に従い行政機関または司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの  
または電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします
  - ⑥ 長期脱炭素電源オークション募集要綱で公表するとした情報
2. 前項にかかわらず、本機関および容量提供事業者は、本契約の履行に必要な範囲において、以下の各号に掲げる者に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
  - ① 監督官庁
  - ② 電力・ガス取引監視等委員会
  - ③ 一般送配電事業者
3. 容量提供事業者は、本機関が本契約の履行に必要な範囲において、各一般送配電事業者から当該容量提供事業者の情報を得ることについて、あらかじめ同意することとします。
4. 前各項の定めは、本契約の存続、終了によらず、本契約および附帯する一切の契約等の有効期間終了後も有効とします。

### 第 36 条 個人情報の取扱い

1. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という）第 2 条第 1 項に定める情報をいう、以下同じ）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱います。
2. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に基づき個人情報の適切な管理のために本機関が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけます。
3. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱う場合には、適切な実施体制のもと個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む）のための必要な措置を講じます。
4. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用および責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、容量提供事業者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告します。
5. 本機関は、本機関または再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより容量提供事業者または第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負います。
6. 本規定は、本契約または委託業務に関連して本機関または再委託先が容量提供事業者から預託され、または自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、または解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有します。

### 第 37 条 反社会的勢力との関係排除

1. 本機関および容量提供事業者は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
  - ① 自己および自己の役職員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう、以下同じ）でないこと、または、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者でないこと
  - ② 自己および自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
  - ③ 自己および自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
  - ④ 自己および自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
  - ⑤ 自己および自己の役職員が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと
2. 容量提供事業者および本機関は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
3. 容量提供事業者または本機関は、相手方が第 1 項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

#### **第 38 条 準拠法**

本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

#### **第 39 条 合意管轄裁判所**

本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 40 条 誠実協議**

本契約に定めのない事項または本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、本機関および容量提供事業者は、本契約および電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。



附則（2024年9月4日）

**第1条 適用対象**

本附則は応札年度が2024年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

**第2条 制度適用期間前のリクワイアメント**

応札年度が2024年度以降の容量確保契約における本約款第13条に示す電源種ごとの供給力提供開始期限について、LNG専焼火力の供給力提供開始期限を8年後の日が属する年度の末日と読み替えます。

## 別添

### 用語の定義

属地	: 発電量調整供給契約等を締結している一般送配電事業者の供給区域
調整不調電源	: 容量停止計画の調整において、属地一般送配電事業者との停止調整が不調となった電源（ただし本機関が合理的と認めた原因の場合は除く）
アセスメント対象容量	: 容量提供事業者または本機関が指定した、契約電源が提供する供給力。 期待容量算定諸元一覧に記載された「提供する各月の供給力」もしくは「各月の管理容量」を指す
コマ	: 毎正時または毎30分を起点とし、1日を48に等分割した30分間
消費税等相当額	: 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額
週（1週）	: 土曜日を初日とした金曜日までの7日間
休日	: 土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日
平日	: 休日以外の日
営業日	: 平日のうち、1月4日、12月29日以外の日
昼間	: 8時00分以降22時00分までの時間帯
夜間	: 昼間以外の時間帯
金融機関休業日	: 日曜日および銀行法施行令第5条第1項で定める日
供給力提供開始日	: 契約電源が、本オークションの応札価格に算入した初期投資の工事が完了した後に、供給力の提供を開始する日（契約電源によってアセスメント対象容量以上の供給力を安定的に提供できる状態となる日を指し、試運転開始日、営業運転開始日、試運転期間中のある時点（一定の負荷試験終了後など）など、事業者によって判断頂き、広域機関に通知してください。）
供給力提供開始年度	: 供給力提供開始日が属する年度
供給力提供開始時期	: 容量提供事業者が電源等情報に登録した契約電源の供給力提供開始年度
供給力提供開始期限	: 契約電源が供給力を提供開始しなければならない期限日
制度適用期間	: 供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が2025年度以前となる場合は2027年度）から原則20年間。ただし、参加登録を行う事業者は、応札時において、20年よりも長期の制度適用期間を1年単位で指定することが可能
対象実需給年度	: 制度適用期間のうちの特定の1年度（4月1日から翌年3月31日）
水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度	: 資源エネルギー庁が制度整備を進める水素・アンモニアのサプライ

- チェーン構築および供給インフラ整備を支援する制度
- 支援予想金額 : 水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度で予想される支援金額
- 同時落札条件付応札 : 同一場所（託送供給等約款で定める1発電場所）、もしくは主要な共用設備（燃料基地に限定）を持った異なる場所の複数電源（ユニット、号機）に対し、電源毎に応札したものの特定の応札が非落札となった場合に残りも同時に非落札とする条件を付けた応札
- 脱炭素化ロードマップ : 本制度で落札した燃料に化石燃料またはグレー水素を含む電源に対して、当該電源の燃料の脱炭素化への道筋を示す書類
- 他市場収益 : 契約電源が発電した電気、契約電源が有する需給調整市場で取引する価値および当該電気が有する非化石価値を相対契約または卸電力取引市場等を通じて小売電気事業者または自社の小売部門等に対して売却した際の収入から当該発電に係る可変費を減じた後の収益

## 容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2024年度）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>応札価格について</b>			
1	第2章	「応札等に使用する通貨については円貨を使用してください」とのことですが、外貨建ての見積もりがあった場合は、入札時点の為替レートで円した値を用いることとしてよろしいでしょうか	為替レートについては、基準日の取り決めはございません。貴社内で適切な基準を御判断ください。その上で、内容を電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば算入可能です。なお、証憑類を提出いただく際に、参照したレートがわかる資料を添付してください。（本件は、電力ガス・取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）
<b>約定結果の公表日について</b>			
2	第3章	約定結果公表日を明示的に4月以降に設定いただけないでしょうか。 理由：現在の記載は、公表日が早まり3月頃になる可能性もある書き方となっており、年度をまたぐかどうかで供給力提供開始期限が1年ずれるなど、影響が大きいため	約定結果の公表日については、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて前後する場合がありますが、ご指摘の「供給力提供開始期限の始期への影響」を踏まえ、「応札の受付期間」終了から3か月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表する旨、募集要綱に反映します。
3	第3章	応札スケジュールに関して、各電源の運転開始期限をカレンダー日で明示していただいたほうがわかりやすいと思います。約定結果の通知日が確定していないのは理解いたしますが、3月と4月で運転開始期限が約1年異なるため、例えば2025年4月に約定結果が出る仮定、などとしてカレンダー日での運転開始期限の明示を頂きたいと思います。	
4	第3章	※「応札の受付期間」終了から3か月後を目途に約定結果を公表します。とあるが、3か月を超える事があるか。（年度を跨ぐことはあるか）	
5	第3章	※「応札の受付期間」終了から3か月後を目途に約定結果を公表します。とありますが、これは必ず2025/4/1日以降に発表されると考えてよろしいか。年度前後のため、運開始時期に大きく影響を及ぼすことを考慮しての質問（2025/3/31以前の公表になると約1年運開が早まる）。	
<b>制度適用期間について</b>			
6	第3章	入札手続きの中で、制度適用期間についてですが、容量収入を得られる期間は原則20年間と記載がありますが、期間に上限はございますでしょうか。	制度適用期間は、原則20年としておりますが上限はございません。
7	第3章	(2)制度適用期間について確認したく。 プロジェクトの実際の運転開始可能時期が電源登録時の制度適用開始時期から1年以上早まった場合であっても、事業者はプロジェクト登録時の制度適用開始時まで、登録電源の制度適用開始を行わず、他市場収益のみで事業を行うことは可能でしょうか。言い換えると、商業運転開始が早まり、制度適用開始を前倒しできる状況となっても、制度適用開始の前倒しは強制されないとの理解でよろしいでしょうか。	制度適用期間は、供給力提供開始年度の翌年度としておりますので、供給力提供開始年度が前倒しとなった場合は、制度適用期間も前倒しとなります。

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>蓄電池・揚水の運転継続時間について</b>			
8	第3章	揚水式水力・蓄電池カテゴリーのうち、運転継続時間が6時間以上：合計75万kWについて、揚水発電機のkWあたり改修費用は蓄電容量によらないものの、蓄電池の新設のkWコストは蓄電容量にほぼ比例することから、前回オークションよりもさらに蓄電池などの新設電源に不利なカテゴリー分けとなっている。審議会などでは、蓄電容量でのカテゴリー分けは長時間充電の新設蓄電池の新設を促進するためとされている。そこでこの75万kWについては、充電設備の新設と改修でさらにカテゴリー分けすべきではないか	ご指摘頂いた点については、今後の検討課題とし、ご意見として承ります。
9	第3章	揚水式水力・蓄電池カテゴリーの3H-6Hと6H以上それぞれで、入札量が募集量に対して未達だった場合、その未達分の容量は全体に振り分けるのではなく、もう一方の揚水式水力・蓄電池カテゴリーへ優先的に振り分けてはどうか	運転継続時間3～6時間未満、6時間以上と募集量の上限をそれぞれ設定し約定処理を行います。脱炭素電源全体で募集量に対して未達が発生した際には、運転継続時間3～6時間未満、6時間以上それぞれの上限枠を超過した電源を落札候補電源と致しますが、優先的な振り分けは行っておりません。 なお、本オークションでは全電源一律で応札価格の低い順から落札することとしております。
10	第3章	蓄電池において、3時間の継続運転が事業計画において可能なことをどのように確認するのでしょうか。	蓄電池の電源等要件「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力」については実需給期間リクワイアメントの達成状況により確認を行い、当該能力を有していない可能性が疑われる電源に関しては、個別に確認を行います。
11	第3章	揚水、蓄電池の6時間以上枠では揚水と蓄電池を別枠で募集することが望ましい。揚水の多くはこの枠で応募することが想定され、1件の規模も大きいことから、6時間以上枠は蓄電池にとっては参入機会が限定されることが懸念される。蓄電池と揚水のリプレースではコスト構造も異なり、長時間容量の設備では蓄電池は不利である。将来長時間容量の蓄電池の導入を促進するためにも、6時間以上枠では蓄電池と揚水は別枠とすることが望ましい。	長期脱炭素電源オークションの制度設計を行った制度検討作業部会では、「揚水と蓄電池は、変動性再エネの調整力として同様の機能を有しており、重要性が増しているため、できる限り同じ土俵で競争すべき」との意見があったことから、募集上限を分けることとしておりませんが、今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
12	第3章	蓄電池と揚水を同じカテゴリで括って募集上限が設定されていますが、両者にはイニシャルコストや耐用年数などに大きな差があります。また、国内調達比率の高い揚水開発と同比率の低い蓄電池開発といった違いや、揚水については地点によるものの長時間の発電が可能であり需給調整に大きく寄与できることを踏まえ、蓄電池と揚水を別々のカテゴリで募集すべきではないでしょうか。	
13	第3章	蓄電池は揚水発電にない価値を持っているため、電源の多様性をもたせるためにも募集枠を分けるべきではないか	
14	第3章	蓄電池・揚水について、運転継続時間で募集枠を分けるのは避けるべきではないでしょうか。 理由： 長時間枠は限定された技術に係る蓄電池のみの募集となりえますが、競争力のある電源を募集するという趣旨に沿わないのではないのでしょうか。 容量市場は市場であるため市場原理を尊重すべきであり、個別色の強いルールを付加すべきではないと考えます。個別の政策については市場とは別に個別に対応すればよいのではないのでしょうか。	本制度はkW当たりの価格で競争する仕組みであるため、長時間の運転継続ができる蓄電池より、短時間の運転継続しかできない蓄電池の方が価格面で有利となりますが、再エネの出力制御量の抑制に活用することを考慮すれば、長周期変動にも対応しやすい長時間の運転継続ができる蓄電池の導入を促進していくことが必要です。このため、蓄電池・揚水の募集上限は、運転継続時間が3時間以上6時間未満の案件の募集上限と、運転継続時間が6時間以上の案件の募集上限に分けて設定することとしています。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
15	第3章	<p>意見： 蓄電池・揚水電源の募集上限は、「運転継続時間が3時間以上6時間未満の案件」と、「運転継続時間が6時間以上の案件」に分けて設定され、それぞれ75万kWに設定されるとの事であるが、蓄電池・揚水電源における募集上限を、さらに引き上げていただきたい。</p> <p>理由 前回オークションでの「蓄電池・揚水」は募集上限の100万kWを大きく超える455.9万kWに達したが、そのうち落札したのは109.2万kW、落札率が24%であった。一方で、水素混焼、アンモニア混焼、バイオマス専焼、原子力、LNG専焼火力等の落札率はいずれも100%であり、競争原理が実質働いていない状況と、少なくとも外形的には捉えられる状況。 前回オークションの結果を踏まえ、事業からの応募が多く（= 他の電源と異なり落札率が低い）かつ競争原理が働いている「蓄電池・揚水」電源の上限の更なる引き上げを、他の電源の落札率との平仄も見つつ実施して頂きたいため。</p>	<p>今後の募集量・募集上限の検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
16	第3章	<p>出力抑制対策という意味では6h枠ではなくさらに長時間の8h枠を設けるべきではないか</p>	<p>今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
17	第3章	<p>蓄電池・揚水の最低設備容量（1万kW→3万kW）について 第93回制度検討作業部会では、松村委員や秋山委員から、「費用効率的」な競争環境であるべき旨ご発言があったが、どのような整理で3万kWになったのか説明頂きたい。 蓄電池応札の平均が3.5万kWだったというのは認識しているが、3万kW以上の応札が「費用効率」であったといえるのか。</p> <p>(参考) 第93回電力・ガス基本政策小委 制度検討作業部会 議事録 p.11 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/093_gijiroku.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/093_gijiroku.pdf</a></p>	<p>第2回入札から、蓄電池と揚水の最低応札容量を3万kWに引き上げる理由は、本制度では応札価格の監視や還付手続など、メインオークション以上に制度の運用コストがかかる等の理由から、原則10万kW以上の大規模な電源投資案件を対象としています。したがって、第1回入札の結果では、応札した蓄電池案件の設備容量（送電端）が平均3.5万kWであったことを踏まえ、第2回入札では、蓄電池・揚水の最低入札容量を引き上げることとしております。ただし、3万kW以上に今後引き上げることを検討するにあたっては、御指摘のとおり、松村委員や秋元委員からの御指摘も踏まえ、費用効率の面も含めて検討して参ります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>募集内容について</b>			
18	第3章	電源等要件における「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」というのは、アセスメント対象容量を指すのか？それとも、応札容量を指すのか？	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は、当該電源の所内消費電力および自家消費のために必要な容量、自己託送および特定供給のために必要な容量並びに特定送配電事業者が利用するために必要な容量およびFIT/FIP容量、その他本オークションの対象外となる容量を控除した容量となります。  長期脱炭素電源オークション制度概要説明会資料（応札年度：2024年度実施分）P25 <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/202407_youryou_gaiyousetsumeij_long.pdf">https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/202407_youryou_gaiyousetsumeij_long.pdf</a>
19	第3章	複数台で運用している揚水式発電所において、現在運転継続時間が5時間であるものの、全号機リプレースすることにより運転継続時間が6時間以上となる見込みである場合、最終号機応札時までは運転継続時間5時間、最終号機は6時間で応札するという認識でよいでしょうか。同時施工はできないため、最終号機の応札は後年度となります。	運転継続時間は、応札電源毎に提出する期待容量等算定諸元一覧における各月の発電可能時間の年平均値となります。
20	第3章	『揚水式水力、蓄電池については、基本的には火力（GT又はGTCC）の系統連系技術要件で求められている調整機能を参照した調整機能（連系電圧：特別高圧、設備容量3万kW以上、調整機能：GF・LFC・EDC 応動時間：GFは10秒以内、不感帯：GFは±0.01Hz以下、調定率：GFは5%以下、遅れ時間：GFは2秒以内・LFCは20秒以内・EDCは20秒以内。その他の項目については、系統連系技術要件（GT又はGTCC）の要件を参照）を満たすものとします』との記載があるが、調整機能としてはGF、LFC、EDCのいずれか一つを有していれば要件を満たしているとなるか、いずれの機能も具備する必要があるか、固定費の算出結果に影響がある為、明示頂きたい。	調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、調整機能として全ての機能（GF、LFC、EDC）を求めているという整理がなされております。 <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2022/files/chousei_84_02.pdf">https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2022/files/chousei_84_02.pdf</a> （p28）  ご指摘を踏まえ、全ての調整機能（GF・LFC・EDC）の要件を満たす必要がある旨、募集要綱に反映します。
21	第3章	【修正意見】調整機能について、以下のとおり修正いただきたいです。 （修正案）不感帯：GFは±0.01Hz以下（基準周波数50Hzの場合）もしくは0.012Hz以下（基準周波数60Hzの場合） （理由）需給調整市場の取引規定に記載の技術要件との平仄	ご指摘を踏まえ、修正致します。
22	第3章	・「エ プロジェクトファイナンス等により建設された…担保設定等について…協議させていただく場合があります」とありますが、担保設定自体がNGとなる場合もあるのでしょうか。	プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等について、文書の取り交わしを行う場合は、容量提供事業者との協議を通じて文言の調整を実施いたします。 具体的に相談したい案件が生じた場合に、容量提供事業者より問合せ窓口までご連絡願います。 なお、主に以下の点について確認させていただきます。 ・地位譲渡先の事業者が容量確保契約上の権利・義務を履行可能であることが担保できる文言であるか。 ・容量提供事業者が本機関に対して有する債権だけでなく、ペナルティなどの債務も一緒に譲渡されること。 ・容量確保契約の解除に関する本機関の権利が制限されないこと。
23	第3章	P12〔（5）参加登録した事業者が登録可能な電源等 ①脱炭素電源 安定電源 D.水力電源〕 「一般水力」を「揚水式」へ改造するケースだけではなく、「一般水力」を「一般水力」として、「揚水式」を「揚水式」としてリプレースを行うケースについても、期待容量を3万kW以上大きくする場合は、「新設」と認められないのでしょうか。 【背景等】 「水力電源」の「新設」の要件について、第十一次中間とりまとめ（案）のパブリックコメント「長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）」P24の意見6において、本オークションでは、発電所に「発電機の増設」を行う場合は、「リプレース」ではなく「新設」に該当するものと理解しております。また、「水力電源」の場合は、募集要項（案）P14※9に記載のとおり、調整式、貯水式および流込式の「一般水力」を「揚水式」へ改造する場合で、期待容量が3万kW以上大きくするケースのみ「揚水式」の「新設」として認められています。しかしながら、「水力電源」の場合、前述のケースの他、リプレースに伴って行う土木構築物の改修・改造、最新技術で設計した高効率な水車・発電機や付属装置の採用、使用水量の増加などのリパワリングや再開発によっても期待容量を増強できるケースがあり、これらは「発電機の増設」や「発電所の新設」と同等の効果があると考えられます。このように、「一般水力」を「揚水式」へ改造するケースだけではなく、「一般水力」を「一般水力」として、「揚水式」を「揚水式」としてリプレースを行うケースについても、期待容量を3万kW以上大きくする場合は、「新設」と認められないのでしょうか。	調整式、貯水式、流込式の水力電源を、揚水式へと改修する電源については、期待容量が改修前と比較して3万kW以上大きくする場合のみ、揚水式の新設電源に該当することとされています。 この趣旨は、水力電源については燃料転換と違い、改造によって機能追加されるケースがあることから整理しているものです。 よって、一般水力を一般水力として、揚水式を揚水式としてリプレースを行うケース（期待容量が3万kW以上増加の有無にかかわらず）については、新設とは認められません。 ただし、御意見を踏まえ、流込式の水力電源を、調整式・貯水式の水力電源へと改修する電源については、本制度における扱いが変動電源から安定電源へと代わり、調整式・貯水式の水力電源が新たにでき上記の制度趣旨と合致することから、期待容量が改修前と比較して3万kW以上大きくする場合のみ、調整式・貯水式の新設電源に該当する旨、明確化します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
24	第3章	本オークションに参加できない電源として、「(ア)既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源」とあるが、募集要綱（応札年度：2023年度）の意見募集No.66にあるように、制度適用期間とメインオークション落札年度が重なってはいけないという理解で間違いないでしょうか。	本オークションは、発電・供給時にCO2を排出しない脱炭素電源への新規投資が対象となっているため、既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源は、新規投資対象ではないため、本オークションの対象外となっております。 ただし、既設火力電源については、脱炭素化のための改修を前提とせずに、メインオークション・追加オークションに落札した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含む）の参加は可能です。
25	第3章	"電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者とする"に関して、電源を維持・運用する者として、どんな証明書類が必要ですか？	誓約書に記載のとおり、募集要綱に従って手続きをいただいております、本件に対して、証明書類は不要です。 ただし、必要に応じ事業計画書内の事業実施体制図を提出いただき確認いたします。
26	第3章	同時落札について、蓄電池の場合、一定数量の調達を前提とした価格で入札するため、その場合、一方の入札だけ非落札となった場合に前提となる一定数量の調達が難しくなることから、異なる入札地点においても同時落札を認めてはどうか	主要な共用設備（燃料基地に限定。）がある場合、異なる場所の複数電源であっても、同時落札条件を付け応札を可能としておりますが、一定数量の調達を前提とするケースについては同時落札条件は認められておりません。
27	第3章	第1回長期脱炭素電源オークションの結果として、電源の偏在化が生じていることがわかります。容量市場のメインオークションにおいては、供給信頼度が不足するエリアに対して追加オークションの募集量を設定するなどの対応が行われていますが、長期脱炭素電源オークションにおいてはそのような手当てが何ら存在していません。特に応札量の多い蓄電池については、需給調整市場での活用も望まれるところですが、連系線上の制約や東西での周波数の違いから、エリアの偏在化が著しい場合、エリアで必要な調整力が不足する可能性があります。このため、エリアごとの募集量についてルールを設けるべきではないでしょうか。	御指摘のとおり、落札電源のエリア偏在の状況も勘案しながら、募集方法について必要に応じて検討してまいります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
28	第3章	最低入札容量について、変動電源の太陽光・風力では10万kw以上、と設定されているが、一部の大規模洋上風力を除き、太陽光・風力では10万kw以上という規模はリプレースも含めて現実的ではなく、太陽光・風力の最低入札容量の引き下げを検討するべきと考える。現状では太陽光・風力のような分散電源への配慮が無い状況となっていると考える。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
29	第3章	原子力電源については新設・リプレース又は既設の原子力電源の安全対策投資が対象とされているが、原子力電源は1件あたりの規模が大きく、万が一事業を実施できない場合には全体計画に対する悪影響も大きいと、少なくとも①地元同意の取得、②原子力規制委員会による設置許可の取得、③運転開始時期の決定等、事業実施の蓋然性を高めるための要件を課すことが必要ではないか。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
30	第3章	水素・アンモニア・バイオマスの上流側固定費について、燃料費として支払う費用のうち固定費と認められる合理的な説明があった部分については、応札価格に参入可とのことだが、eメタンによる脱炭素化も想定されるところ、eメタンについても同様に燃料費として支払う費用のうち固定費と認められる合理的な説明があった部分については応札価格に参入可となるのか？（本年度はeメタンを燃料とする発電所は対象外とのことだが、将来的な観点からお伺いさせていただきたく存じます。）	今後、eメタンを燃料とする発電所がオークションの対象になる場合、その取り扱いについて検討してまいります。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)



No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>接続検討回答書の提出期限について</b>			
31	第4章	<p>今次オークションでは、接続検討回答書の提出期限が電源等情報登録の期限である10月25日迄とされており、前回のオークションのように1月までの延長が予定されていません。期限に間に合うためには、接続検討申請は遅くとも7月25日までに受理される必要があることを意味します。しかしながら、蓄電池については最低入札容量が30MWという新しい閾値に変更されたことにより、オークション参加者が容量を増やすための再設計や接続検討提出の準備をしていたというケースが多く考えられます。2023年度のオークション結果が発表された時期(4月26日)と、接続検討申込の提出期限の公表の時期(6月28日)ことを考えると、こうした設計変更を可能にする期間が十分に確保されておりません。これにより、設計変更が進行中で、すでに土地が確保され、許認可の承認を受け、地元からも受け入れられている既存のプロジェクトへの参加を大きく妨げることになります。前回のオークションのように、接続検討回答書の提出期限を1月までに延長することをぜひ再検討くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みとなっており、事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時（具体的には電源等情報登録時）に接続検討回答書の提出を求めています。</p> <p>初回オークションにおいては、制度上の要件化から参加登録までの期間が短く、間に合わないとの意見を踏まえ、初回に限った緩和措置として、参加登録時点では接続検討申込書による代替を可能とし、応札直前の1月15日まで提出期限を延長しました。</p> <p>第2回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出が必要と考えおりますが、参加登録の準備に大きな影響を与える要件変更が行われた電源（「蓄電池・揚水」と「一般水力」）に限っては、他電源との公平性の観点から、合理的な範囲で緩和することが望ましいと考えられるため、以下の緩和措置を講じ、募集要綱にも反映することと致します。</p> <p>✓接続検討回答書の提出期限を、電源等情報登録期間の10月25日から11月28日まで延長する  ※国の中間とりまとめ案公表（6月28日）を起点とし、接続検討回答書の発行までの標準期間5ヶ月を踏まえ設定</p> <p>なお、接続検討回答書の提出期限延長に伴い電源等情報の審査期間以降のスケジュールについても、一部見直しを行います。</p>
32	第4章	<p>電源等の情報登録時に「接続検討回答書」の提出が必要とありますが、昨年要綱をもとに24年度オークションの参加に向けた計画を進めており、本要綱の期日では提示が間に合わない可能性が高く、昨年要綱と同じく応札受付期間直前の1月15日までの期間設定の検討をお願い申し上げます。経過措置対応として、TSOへの申込受付メールの添付など、申請中であることがわかる資料の提出で対応ご検討いただけますでしょうか。</p>	
33	第4章	<p>電源等情報の登録に際して接続検討回答書の提出を要することとなっている。一方で接続検討申込～回答書の発行までは5カ月程度要する。今回オークションから、揚水・蓄電池に関しては、最低応札容量が3万kW以上となったことや、6時間率を前提とした募集枠上限が設定されたことを踏まえると、接続検討のプロセスのやり直しを要するケースも想定される中、電源等情報の登録に際して接続検討回答書の提出が困難なケースも発生するのではないか。回答書に代わり、検討申込を行い回答書の発行までのプロセス渦中にあることを証する書類の提出にて、応札に臨むことを許容するなどの救済措置の検討を要するのではないか。</p>	
34	第4章	<p>電源等情報の登録における必要書類である「接続検討回答書」について、接続検討申込～接続検討回答書の発行までは募集要綱に記載があるように通常5ヵ月程度要することを踏まえると、例えば意見募集公表時点(7月17日)から接続検討申込したとしても、電源等情報の登録受付期間（10月21日～10月25日）に間に合わない可能性があります。提出期限や代替書類の再考をお願いします。具体的には2023年度と同様に、電源等情報登録時には、接続検討の申込の受付が受理された際に一般送配電事業者等から通知される証憑で代替し、応札の受付期間前(1月中旬)までに「接続検討回答書」を提出することを認めていただきたい。</p>	
35	第3章	<p>電源等情報の登録受付期間」として2024年10月21日～2024年10月25日を予定しているようですが、弊社が取り組んでいる九州電力殿管内での接続検討が遅々として進んでいません。同時期に、複数社から複数件が申し込まれ作業が輻輳しているようです。ちなみに、弊社の申込み書は4月に提出して未だにドラフトが完了していない状況です。（検討料の支払い請求が無い）今一度、各電力会社での対応状況をご確認いただき、受付時期の見直しなど対策をお願い申し上げます。</p>	

No.	対象箇所	ご意見	回答
36	第3章	(1)募集スケジュールですが、弊社今年度の登録に向けて予め準備して系統連系接続申込を6月27日に提出し、その後書類不備及び修正対応をしているのですが、東北電力ネットワーク(株)が大変混雑している様で未だに正式受付の通知を受けることができておりません。 昨年度は電源等情報の登録受付期間が先延ばしになる措置を取られたとのことですので、今年度も同様な配慮をお願いしたく存じます。	No,31参照
37	第3章	電源等情報の登録受付期間が前回の長期脱炭素電源オークションの期間より2週間ほど早くになっているが、前回のスケジュールと同等にして頂きたい。前回のスケジュールを前提に接続検討申込を進めている案件も多く、2週間予定が早まるだけで登録できなくなる電源が多数ある。電力会社の申込受付までの期間が通常より長くなっていることについて、本オークションの案件が殺到していることも一因であることを鑑みると、接続検討回答の提出め切を配慮して頂きたい。	
38	第3章	接続検討の提出期限は10/21～25（電源情報の登録受付期間）内と認識してよいか	
39	第4章	接続検討回答書は電源等情報登録時に必須とのことであるが、今年度より、接続検討の申込みから申込み受付まで2ヶ月以上要することとなり、実質、TSOの接続検討回答に要する期間が2ヶ月以上伸びたことになるが、貴庁への接続検討回答の提出タイミングが昨年度の第1回長期脱炭素電源オークションに比べ約3ヵ月早まっている状況である。そのため、昨年度と同様に、電源等情報登録時については接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とするのが妥当ではないか。	
40	第4章	電源等情報登録時の「接続検討回答書」の提出に関し、連系先の一般送配電事業者側の事務手続きや申込の集中等、容量提供事業者側で左右することができない事由で回答書の受領が遅れることも予想される為、2023年度同様、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とし、別途応札前に提出期限を設けて頂きたく何卒宜しくお願い致します。	
41	第4章	電源登録時に接続検討回答書の提出が必須となっておりますが、2024年度の送電端容量が最低3万KWに変更されており、接続検討の申し込みにも約5か月必要であることも、電力広域的運営推進機関は理解しているにも関わらず、今年度に向けて1万KW以上（送電端3万KW以下）で接続検討申し込みをしていた事業者は、今年度のオークションに参加できないのはおかしいので、参加容量を変更するのであれば前年度には変更する旨を通知して、自由競争ができるようにするべきではないか。	
42	第4章	※1 電源等情報登録期間中に接続回答書の提出が必須となっているが、昨年のように、1月中旬までに延長いただきたい。 理由は、現在各電力会社の対応が非常に遅く、通常受理されるまで2ヵ月との記載があるが、実際半年以上経っても受理されない経験もしている。よって、事業者に左右できない事象につき、制度側で補っていただきたい。	
43	第4章	※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」を提出要とありますが、蓄電池の送電端容量が30MW以上となった事実を踏まえ、再申請するには十分な時間的余裕がなく、昨年同様、2025年1月15日までに接続検討回答を提出することを認めていただきたく	

No.	対象箇所	ご意見	回答
44	第4章	接続検討回答書の提出期限について、昨年度と同様に電源情報登録期間中に準備できない合理的な理由がある場合には提出期限の延長が認められる認識で良いか。（電源情報登録時点では接続検討の申込の受付が受理された際に、送配電等業務指針第81条第3項に基づき一般送配電事業者等から通知される証憑で代替）また、延長が認められる場合の提出期限をご教授いただきたい。	No.31参照
45	第4章	・電源等情報登録時に「接続検討回答書」の提出が必要とありますが、特に北海道エリアでは接続検討申込から申込受理までに時間を要しており、電源等情報登録に間に合わない見込みです。昨年度は、電源等情報登録時は接続検討申込受理のメールを添付し、接続検討回答書は入札までに添付する形でしたが、今年度も同様の形としていただきたく。	
46	第4章	接続検討回答書の提出につきまして、本年は電源情報登録時に必須、と変更されているようです。 昨年と同様となるよう、翌年1月までを期限としてもらえるように条件をお戻しいただけないでしょうか。  昨年の募集要綱に記載された情報に基づき、接続検討回答書は1月の提出には間に合うという前提で、計画を一部変更いたしました（接続検討回答書を改めて発行いただく内容の変更になります）。当初開示されていた情報では間に合うスケジュールで実施しておりましたが、突如期限が変更となりますと、期限に間に合わなくなる可能性がございます。 また、本件のようなケースは、他事業者においても同様に起こり得るのではないかと考えております。  昨年と同様の期限としていただくか、救済措置のご検討をお願いいたします。	
47	第4章	接続検討回答書は1年が有効期間として定められている一方、※1では2023年6月21以降の受領を対象とし、有効期限は問わないと記載されている。接続検討の諸条件は時期や外部環境により変化するものであり、妥当性ならびに公平性の観点から、接続検討には有効期限内であることを求める必要がある。 さらに、※1には接続検討申込～申込の受付～回答書の受領まで5カ月程度かかると記載されている上、加えて現状は各TSOへの接続検討申込が殺到しており、申込から受け付けまで一部案件で2カ月を超過している。しかしながら、本要綱（案）の公表日(6/27)から電源登録締切日（10/25）の期間が5カ月に満たず、本年度から検討する新規案件は参加条件を満たすことが不可能な状況であり、本年から検討する新規案件と昨年度以前の検討案件で大きな不公平がある。脱炭素オークションの趣旨である新規の電源開発・投資の促進の観点からも、上記を鑑みて、接続検討回答受領期日について、10/25から一定の裕度を設定頂くことを強く要望する	
48	第4章	昨年度と同様に、安定電源の登録項目のうち接続検討回答書の提出期限を翌年1月15日程度まで延長することを提案します。現在、蓄電池の開発が各地で活発に進んでいる一方で、昨年度の落札価格から予測される厳しい価格帯での競争が見込まれます。このため、事業者は蓄電池設置の最適地の開発において、土地交渉などを含めて条件の良い地点を選定し続ける必要があります。しかし、接続回答を登録時に提出することが求められると、より競争力の高い地点が入札に参加できない可能性が生じます。これは国益を損ねることになるため、昨年度同様に回答書の提出期限を延長することが必要と考えます。ご検討のほど、どうぞ宜しくお願い致します。	
49	第4章	P23において、接続検討回答書を電源等情報の登録受付期間中に提出するように記載があります。 オークション入札予定案件のうち、今後接続検討申込を実施するものについては、検討受付から回答まで標準3か月とされており、受付までも2か月程度要することを考えると、今から接続検討申込を行ったとしても、すでに提出が間に合わない可能性があり、昨年度同様に接続検討申込の受付が証明できる書類で代替すること、もしくは接続検討回答書の1月までの提出を認めていただきたいです。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
50	第4章	<p>初回オークション同様、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、送配電等業務指針第81条第3項に基づき一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とし、2025年1月27日までに「接続検討回答書」を提出させていただく等のご配慮いただけると幸いです。</p> <p>【背景等】  (5)安定電源の登録項目および提出書類の中に「接続検討回答書」があります。本回答書の入手は、一般送配電事業者等へ接続検討申込から接続検討申請が受理されるまでの3ヶ月間、その後、接続検討申請の受理から接続検討回答書の入手までの3ヶ月間の計6ヵ月程度を必要とします。電源等情報の登録受付期間が～10月25日となっており、本要綱が確定・公表されるのが9月頃とされております。例えばLNG専焼募集枠等の追加等や本要綱が確定・公表されてから事業化を決めていく事業者は電源等情報の登録受付期間に対して厳しいスケジュールとなります。初回オークション同様、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、送配電等業務指針第81条第3項に基づき一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とし、2025年1月27日までに「接続検討回答書」を提出させていただく等のご配慮いただけると幸いです。また、供給力供出期間20年間という長期脱炭素電源オークションという制度を鑑み、次回オークション以降もご配慮いただけると幸いです。</p>	No.31参照
51	第4章	<p>電源等情報登録時に「接続検討回答書」の提出がないと、オークションへの応札参加が認められないことになっていますが、今回募集要綱(案)のP23でもご記載のとおり、検討申請～回答書受領までに5ヵ月間の期間を要します。</p> <p>この接続検討申込書の提出においては、単線結線図や電源設備等の配置図(平面)等を求められており、メーカーや電池の種別、型式等で配置スペースが左右される蓄電池においては、候補敷地内に収まる製品の選定が必須となります。</p> <p>しかしながら、第56回容量市場の在り方等検討委員会(6/27)の募集要綱(案)にて、蓄電池への規律(廃掃法上の広域認定等)が追加されたことにより、蓄電池メーカーの再選定を余儀なくされるリスクが生じていること、及び7月中旬現在でも入札要綱は未確定であること等を踏まえると、申請から5ヵ月要する接続検討回答書を電源登録(10/25締切)までに間に合わせるのは困難です。</p> <p>つきましては、接続検討回答書の提出時期を今から他社メーカーで検討申込～回答書受領を考慮した時期(来年1月or入札時)まで延期していただくよう要望いたします。</p>	
52	第4章	<p>電源等情報登録時の「接続検討回答書」の提出が必要ということだが、今回の募集要綱案が一般に公開された時点から計5か月後(受付まで2か月、発行まで3か月)は既に期限である2024/10/25を大きく超えていたため、当該書面の提出は昨年度と同様後ろ延ばし頂きたい。募集要綱に則り、応札を検討する事業者の考えを考慮いただけるとありがたい。</p>	
53	第4章	<p>電源等の情報登録時に「接続検討回答書」の提出が必要とありますが、昨年要綱をもとに24年度オークションの参加に向けた計画を進めており、本要綱の期日では提示が間に合わない可能性が高く、昨年要綱と同じく応札受付期間直前の1月15日までの期間設定の検討をお願い申し上げます。</p>	
54	第4章	<p>昨年度は翌年1/15まで接続検討回答書の提出の延長が認められておりました。一方、接続検討には、最短で3ヶ月かかり、一般送配電事業者の業務状況により、実質的にはもっと長くかかるケースが多くなっております。すると、募集要項が発行される前に発電設備の詳細仕様を決定して、接続検討申込の手続きを始めていなければ、応募に間に合わないこととなります。募集要項が発行されてからの対応で間に合うスケジュールとするために、既に接続検討申込手続きを開始している場合は、これを証明する書類の提出を以て代替できるなどの措置をして頂くよう、お願い致します。</p>	
55	第4章	<p>電源等情報登録時(2024年10月21日～10月25日)に接続検討回答書を提出できなければ応札に参加できないとあります。この「電源情報登録までに接続検討回答の提出が必要」を見直していただきたい。系統用蓄電池の最低入札容量の改定に関わる議論は、2024年5月27日の「第93回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会」(最低入札容量が変更になったのは2024年6月28日 第94回と認識しております)で行われておりますが、この資料を閲覧した後、事業者が蓄電池容量を見直し、接続検討を実施しても回答受領までの最大期間5か月がかかった場合、電源情報登録時に間に合わないこととなります(※)。従い、「接続検討開始通知を受領しており、電源等情報の審査期間中での提出が可能であれば応札参加を認める」など、条件の緩和をご検討いただけますでしょうか。※実際には土地の再取得交渉や機器配置見直し等に時間を要するため、最短6月半ばでの申請になると思われます。</p>	

No.	対象箇所	ご意見	回答
56	第4章	<p>“電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。また、接続検討回答書は原則として2023年6月21日以降に発行されたものであれば、証憑として受け付けることとし、有効期限は問いません。”の箇所について、以下のとおり意見申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）における揚水・蓄電池の最低入札容量の引き上げが初めて議論されたのは、第93回制度検討作業部会（5月27日）と認識しています。この日から、今般公表された電源等情報登録期限までの期間が約5か月であったことから、引き上げ後の最低入札容量に基づいた接続検討回答書を期限までに取得するためには、審議会での議論結果や取りまとめを待たずして接続検討を申し込むことが必須であったこととなります。</li> <li>・一方、貴機関より5月9日に発信された「容量市場 長期脱炭素電源オークションにおける証憑書類（接続検討回答書）について」には、昨年度とは異なり、電源等情報の登録受付期間中に接続検討回答書の提出が必須となることを示す記載はなく、上述のような行動を取る必要があることを事業者に見せさせるものではなかったと受け止めております。</li> </ul> <p>・従い、入札スケジュールに関する情報が公表された後に接続検討申込を行う場合は実質として接続検討回答書の取得が間に合わないため、審議会での議論を踏まえて接続検討に向けた技術検討を行う事業者に十分な対応期間を与えず参入機会を制限する一方、昨年度の入札で3万kW以上での検討をしていた事業者を優先的に参入させることになり、機会の公平性の観点から課題があるものと考えます。</p> <p>・また、時間的猶予がない中で検討不十分な状況であるにも関わらず接続検討申込を行うような事業者が出てくることも想定され、一般送配電事業者側での適切な検討に影響することも懸念されます。</p> <p>・以上より、今回については周知期間が必ずしも十分でなかったと思われ懸念事項もあることから、昨年度の募集要綱と同様に、接続検討回答書の提出期限について猶予（例えば1月中旬まで）を認めていただくことを希望します。また、今後について、例えば今回のように、接続検討の実施に必要な重要な諸元に関わる募集条件の見直しがあった場合などには、接続検討回答書の提出期限について猶予（例えば1月中旬まで）を設けるような仕組みとすることを要望いたします。</p>	No,31参照
57	第4章	<p>電源等情報登録時に必要な接続検討回答書については、電源等情報登録時に準備が整わない場合2023年度同様に、一般送配電事業者等から通知される証憑での代替を可能とし、接続検討回答書については、応札の受付期間の直前（2023年度は2024年1月15日）までの提出の猶予期間を設けていただけないでしょうか。</p>	
58	第4章	<p>接続検討回答書につき、管轄電力会社との協議が2か月とされているところ、九州電力送配電管轄の案件につきまして、2か月を超過する協議期間となっております。具体的案件の経過を一例として記載しますが、2024年5月31日に提出した接続検討申込においても、未だ受付がなされず、書類不備のチェックすら進んでいません。上記より、「電源等情報の登録受付期間」に接続検討申込の回答書を入力できない可能性が想定される為、昨年同様の猶予措置を検討頂きますようお願いいたします。</p>	
59	第4章	<p>3.電源等情報の登録（7）※1に、【電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください】とありますが、接続検討の回答を得るまでに、設計を行い、電力協議（2か月）を経て受付が完了し、回答受領に3か月を要します。さらには、一般送配電事業者様の検討もご多忙によりすぐに確認頂けていないところも見受けられ、上述の期間や要件の中で電源等情報の登録までに接続検討の回答を得ることが実質非常に困難となっております。2023年度のパブリックコメントでのご質疑、ご回答と同様に、2024年も電源等情報登録時に接続検討の回答書の準備が整わない場合は接続検討の申込の受付が受理された際に通知される一般送配電事業者からの通知を証憑として代替することを可能として頂きたく存じます。</p>	

No.	対象箇所	ご意見	回答
60	第4章	<p>前回と異なり接続検討回答書の提出期限が電源等情報登録時となっておりますが、前回と同様に1月までとしていただけないでしょうか。</p> <p>理由：接続検討回答書を受領しているかどうかは案件の進捗の目安でしかなく、また、回答予定日は一般送配電事業者から事前に受付時に通知される（応札に間に合うかは事前に分かる）、供給力提供開始の時期又は期限を過ぎればペナルティを課せられるといったことを踏まえれば、電源等情報登録時に接続検討回答書を求める必然性はないと考えられます。</p> <p>または、不用意な電源等情報登録を防止するという観点では、回答が応札に間に合うことが分かる証憑（一般送配電事業者からの接続検討開始（回答予定日）の連絡文書等）の提出をもって足りるのでないでしょうか。</p> <p>落札後の属地エリア内の場所変更は可能であることを踏まえれば接続検討回答書を早期に求める必要はなく、審査負担軽減の観点でも接続検討の回答が応札に間に合うことの証憑提出で十分と考えられるため、本件の再検討をお願いいたします。</p> <p>接続検討に要する期間と本オークションの手続に要する期間が同程度であることも考えれば、後者の入口で接続検討の回答を求めることで、電源開発の機会を無用に喪失させる又は遅延させるおそれがあるとも考えられます。</p>	No.31参照
61	第4章	<p>募集要綱確定より証憑書類(接続検討回答書)提出締切までの期間が短く、オークションに参加出来ない案件が発生すると考えます。電力各社での業務が輻輳しており、接続検討申込から回答受領まで長期間を要しています。従って、最短でも電源情報等審査期間終了までの延長が必要と考えます。ご検討の程、よろしくをお願いいたします。</p>	
62	第4章	<p>第4章3.(7)※1において、電源等情報登録時に「接続検討回答書」を提出できない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できないとの記載がございますが、第1回オークションの募集要綱では、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することができ、「接続検討回答書」の提出は2024年1月15日までに行えば足りるとする救済措置が設けられておりました。今回の第2回オークションでは、そのような救済措置は取られないのでしょうか。</p>	
63	第4章	<p>電源登録時の「接続検討回答書」の提出について、今回のオークションの要綱が本募集要項終了後の8月末ごろに決定されることを考慮すると、本要綱に沿った接続検討回答書を10月下旬の電源登録までに提出することは不可能であることから、昨年と同様に接続検討回答書の提出は1月中旬ごろまで猶予期限を設けるべきではないか</p>	

No.	対象箇所	ご意見	回答
参加登録について			
64	第4章	事業者登録を行った後、やむを得ず事業者情報が変更となった場合は変更が可能でしょうか。（例えば会社の合併や統廃合などにより、事業者名称、住所などの事業者情報が変更となり、電源情報登録などの記載内容も変更となる場合、電源情報登録の合格後や入札後も変更は可能でしょうか。またそれぞれの変更に関して申請期限はございますでしょうか。	参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。 また、それぞれの情報の登録受付期間終了後から約定結果の公表までの間は内容の変更は行えません。 詳しくは、容量市場 業務マニュアル長期脱炭素電源オークション参加登録・応札・容量確保契約書の締結編をご確認ください。
65	第4章	事業計画書の内容のうちその後も拘束力のある項目を明示いただけないでしょうか。 理由：初回の長期脱炭素電源オークションにおいて、供給力提供開始時期は応札時に指定するものとされていたところ、実際には事業計画書に記載した数字が正となり、応札時に別の時期を指定することはできなかったため	ご指摘を踏まえ、容量確保契約約款用語集に記載されている供給力提供開始時期の定義において、「容量提供事業者が電源等情報に登録した契約電源の供給力提供開始年度」のとおり修正するとともに、事業計画書2.応札電源の名称等に記載されている制度適用期間に係る事項を削除いたします。
66	第4章	安定電源として登録し調整機能「有」を選択した場合は、「余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）」を電源等情報登録時に提出と記載されているが、こちらの書類提出は必須か？余力活用の契約タイミングは、接続工事および調整機能に関する事前審査を完了させた後になされるものだと認識しているため、電源等情報登録時には実質不可能だと考えている。	P21_3.電源等情報の登録（7）「応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。」に記載のとおり、余力活用契約を締結後に提出いただくことで問題ございません。
67	第4章	『調整機能「有」の場合は「余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）」を電源等情報の登録時に提出すること。詳細は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照。』とありますが、当該マニュアルには、「実需給年度前年の12月までに「余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）」を提出」するとあります。実際に、余力活用を行うためには、需給調整市場に入札する必要があり、電源等情報の登録時には契約を締結することが不可能なため、マニュアルの記載を正として頂くようお願い致します。	
68	第4章	エリアごとに異なる調整係数を蓄電池に適用するのは合理性がないため制度を見直すべきではないでしょうか。 理由：立地予定エリアによって落札難易度が変わり、本来の需要や市場原理に沿った電源配置が阻害されるため。 エリアごとの調整係数の設定は揚水発電に係るものであり、蓄電池についてはエリアによらず一定の調整係数（例えば0.95）を設定してはどうでしょうか。	蓄電池については、揚水発電所と同様に、エリア毎に供給力の価値が異なることから、エリア毎に異なる調整係数を適用することとしております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>提出書類について</b>			
69	第4章	一般送配電事業者に接続検討要否を確認した結果、接続検討が不要との回答を得た場合は、その旨が分かる証憑を提出することで、「接続検討回答書」の提出を省略できることを注記として記載いただきたい。	ご指摘をふまえて以下の点を募集要綱に反映します。 ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことがわかる書類と接続検討回答書をあわせて提出いただくことで、証憑として受け付けます。接続検討回答書が存在しない場合は、個別事例を確認するため弊機関にご相談ください。 ・属地一般送配電事業者から接続検討不要との回答を受領した場合、そのことがわかる書類を提出いただくことで、証憑として受け付けます。
70	第4章	電源等情報登録時に「接続検討回答書」の提出が求められているが、事業成立の蓋然性確認、設備容量確認の趣旨からは、系統接続済の既設電源に対しても一律に要求することには疑問。既設電源を対象としているメインオークション側では同時最大受電電力に対する提出書類として「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」や設備容量に対する提出書類として「発電事業届出書」「電気工作物変更届出書」等も認められていることから、平仄を合わせてこれらの書類でも可とするようにしていただきたい。	既設電源の脱炭素化に向けた改修やリブレースによる発電設備の変更を行う場合、一般送配電事業者等へ接続検討の再検討要否の確認が必要となります。 再検討が必要となった場合、電源等情報登録期間中に再検討後の接続検討回答書をご提出ください。 再検討が不要となった場合、その旨を記載した一般送配電事業者からの証憑をご提出ください。
71	第4章	【意見】「接続検討回答書は原則として2023年6月21日以降に発行されたものであれば、証憑として受け付けることとし、有効期限は問いません。」との記載について、次回オークション（応札年度：2025年度）以降も適用されるかを明示いただきたい。 【理由】次回オークションで回答書の有効期限が問われる可能性があれば、同オークションに応札する事業者は、回答書の有効期限を考慮して接続検討を申し込むため、結果として申し込み時期が集中する虞があると思料。一方、次回オークション以降の有効期限を明示いただければ、事業者は設備の設計進捗に応じた任意の時期に接続検討を申し込むことができるため。	現時点では、次年度以降についても同様の対応方針を予定しております。 何らかの理由により、対応方針が変更となる場合は、事前にお知らせ致します。
72	第4章	3.電源等情報の登録（7）に、【電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります】との記載がありますが、この合理的な理由にあたりケースを具体的に教えてください。	「応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により提出ができない場合」とは、参加登録時点での提出が困難な「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」や「余力活用契約書の写し」などが該当します。 その他合理的な理由については、個別に確認して参ります。



No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>応札関連について</b>			
73	第5章	仮に、最も導入する可能性が高い1社を事業計画で選定する場合には、複数者からの見積もりは不要ということでしょうか。	競争を伴う入札や相見積りを行っている場合は、原則その金額は適切な金額と認められますので、応札価格に織り込むことが可能です。なお、競争を伴う入札や相見積りが未実施の場合や特命発注を行う場合は、不当に高額な金額となっていないことを確認いたしますので、御留意ください。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
74	第5章	監視対象および内容の詳細は長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照、と記載されているが、今年度のガイドラインは未だ公表されていない。昨年度のそれを参照するという事で良いか？	今年度のガイドラインは以下のHPで公開されています。 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/</a> (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
75	第5章	応札価格の算定根拠および根拠証憑に関して、応札時点において有効な見積書を提出する事で問題ないか？	電力・ガス取引監視等委員会による監視の過程で、見積書などの証憑の提出や、その内容に関する説明を求める場合がありますが、その際に、指摘された項目について、算定根拠となる証憑(見積書など)のご提出をお願いします。 証憑については、設備の修繕や取替に係る見積書、参考プラントの実績額を確認できる書類を想定しております。 見積書については、よくある御質問「問1-4」を御確認下さい。 <a href="https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/answer.html#q1-4">https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/answer.html#q1-4</a> (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
76	第5章	応札価格の算定根拠および根拠証憑に関して、「直近の発電コスト検証の諸元などの上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超えない場合、1社のみ見積書を信憑とする事でも認められるか？(2倍の水準未満であれば、相見積を実施する必要はないか？)	応札価格の監視において、相見積りを行っている場合には、原則その金額を適切な金額と認めることとされており、相見積りが未実施の場合は、不当に高額な金額、具体的には、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、合理的な理由があると認められた場合を除き、応札価格に含めることは認めないこととされています。また、上述の「2倍の水準」を超えない予定価格・特命発注部分についても、他の案件の金額に比して明らかに高額となっている等の特異な金額となっている場合には監視を行い、合理的な理由があると認められた場合を除き、特異な金額部分は応札価格に含めることは認めないこととされています。 すなわち、相見積り自体は必須ではございません。 可能な範囲の資料を入手いただき、電力・ガス取引監視等委員会に、数値の合理性をご説明いただければと思います。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
77	第5章	長期脱炭素電源オークションガイドラインに記載の応札価格に織り込むことが認められるコストの「固定資産税」については、応札者が地方公共団体である場合、『国有資産等所在市町村交付金法』に定められた交付金が該当するものと考えているが、認識として正しいでしょうか。	地方公共団体が所有している固定資産は、利用状況を問わず非課税と認識しています。発電所の建設又は維持管理に必要な固定費として電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば算入可能ですが、具体的内容がわかりかねるため、ご質問へのお答えをいたしかねます。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
78	第5章	応札価格に織り込むことができるコストの「事業報酬」の額については、電力・ガス取引監視等委員会にて掲示されている事業報酬の算定イメージに記載の算定方法により算出される事業報酬額を上限として、任意で設定してもよいという認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳しくは第11次中間とりまとめ参考図28・29をご確認ください。 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230621_1.pdf#page=28">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230621_1.pdf#page=28</a> (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
79	第5章	応札価格に織り込むことができるコストの「維持管理費」について、発電所を維持するために必要となる共通設備についての修繕費や委託費などのコストについては、発電所が複数号機により構成されている場合は、コストについてkW割して織り込むことができるという認識で正しいでしょうか。	共通費の按分方法については、設備容量比や基数比など、合理的な比率によって按分してください。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
80	第6章	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)は3万kW以上と理解しておりますが、応札容量は3万kWを下回る可能性がございます。左記の条件でも応札に参加できる認識ですが、齟齬ございますでしょうか。	水力電源(ただし、調整式、貯水式若しくは揚水式に限る。)若しくは、蓄電池の新設・リプレース又は既設の水力電源(ただし、揚水式に限る。)の大規模改修については、「本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が3万kW以上(揚水式の水力電源又は蓄電池については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る。)の安定的な供給力を提供するもの。」が電源等要件になります。 本要件を満たしていれば、応札容量が3万kWを下回る電源についても応札可能となります。

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>落札電源の決定方法について</b>			
81	第6章	1.落札電源の決定方法（1）に、落札電源の決定方法が記載されておりますが、応札価格のみで落札電源を決定するという理解で良いでしょうか？	本オークションでは参加登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）審査を合格した電源が、応札できます。本オークションでは応札価格の低い順から落札することとしておりますが、募集上限を有する電源についてはその限りではないため、応札価格のほか募集上限が落札電源の決定方法に影響する要素となります。 なお、技術的な優劣や実績などは評価の対象外となります。
82	第6章	落札のために技術的な優劣や実績などは評価されませんか？入札価格のみが考慮されますか？	
83	第6章	1.落札電源の決定方法（1）に、落札電源の決定方法が記載されておりますが、応札価格以外に加点要素はないと理解しましたが、この理解は正しいでしょうか？	
84	第6章	「揚水式水力・蓄電池（運転継続時間が6時間以上のもの）」については、短時間運転しかできない蓄電池が価格面で有利となることを考慮して、長時間運転継続ができる揚水・蓄電池を設置するために募集量を設けたものと理解しています。そのため、上限価格についても6時間以上のものについては引き上げが行われています。この前提がありながら、落札電源の決定については、「募集上限付き電源」と「募集上限のないその他電源」をまとめて応札価格が低い電源から順に並べて選定していくことになっています。つまり、募集上限のない電源において応札価格の低い案件の応札量が大きかった場合、6時間以上の揚水・蓄電池は応札価格が高いことから落札ができない制度になっています。応札価格が高くても、必要性があるため募集枠を設けたのであれば、落札電源の決定は、その募集枠のなかのみで行われるべきではないでしょうか。	蓄電池と揚水については、募集量を設けているのではなく、あくまで募集上限を設けているに過ぎませんので、募集上限のない電源において応札価格の低い電源の応札量が多い場合には、揚水・蓄電池が落札されないことは生じ得ます。
85	第6章	※3および※4のランダム落札について、原則、運開時期が早期となるものを優先的に落札させる方法があっても良いのではないのでしょうか。 運開時期が早期・至近となることは、脱炭素に資する電源がより早期に稼働できること、また根拠となる見積りの事業蓋然性が高いことと同義であり、制度趣旨に合致するものと考えます。	国の制度検討作業部会 第八次中間とりまとめにて整理されたとおり、制度全体の効率性向上の観点から、まずは「価格競争方式」からスタートすることとされております。
<b>約定結果の公表について</b>			
86	第6章	意見： 約定結果の公表に関して、「脱炭素電源、LNG専焼火力それぞれの約定総容量および約定総額」と記載されているが、各電源種別ごとの、約定総容量および約定総額の結果も開示していただきたい。  理由： 前回の長期脱炭素オークション(応札年度2023年度)の結果では、揚水と蓄電池以外は落札率が100%であり、当該電源以外は十分な競争原理が働いていないと少なくとも外形的には捉えられる状況。本オークションの透明性・公平性の確保からも、上記意見を提出させて頂くもの。	電源種毎の約定総容量は以下のとおり公表されています。 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/092_03_03.pdf#page=4">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/092_03_03.pdf#page=4</a>  その上で、約定結果の公表にあたっては、容量市場の在り方等に関する検討会において、市場競争の状況の検証のため、事業者の経営情報（個別電源の応札価格など）の扱いや個人情報が特定されないようにすること等に留意した集計方法をとりつつ、オークション結果の集計・公表を行うこととされております。
87	第6章	6.3の約定結果の公表情報に加えて、集計した平均入札価格と最低・最高価格を公表することができますか？	

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>事業承継について</b>			
88	第6章	2023年度に記載されていた ※～原則 1年以内に SPC Special Purpose Company（特別目的会社）を設立して契約名義を変更する手続きを行ってくださいという文言が削除されておりますが、ある会社が単独で応募した後、他社とのSPCを設立する場合、いつまでに容量契約を引き継ぐ必要があるか、期限は特に設けられていないと理解してよろしいでしょうか。	ご意見のとおり、第1回オークションにおいては、コンソーシアムとして応札した場合、約定結果公表日から原則1年以内に SPCを設立して契約名義を変更する手続きを行うことを条件としておりましたが、事業承継については約定結果公表日から1年後以降も可能であることから、2回目オークションでは本条件について緩和しており、特段の期限は設けておりません。
89	第6章	第1回オークションの募集要綱第6章4.(1)では、コンソーシアムとして応札した場合、約定結果公表日から原則1年以内に SPCを設立して契約名義を変更する手続きを行う必要がある旨の記載がございましたが、今回の第2回オークション募集要綱案ではかかる記載が削除されているように思われます。かかる記載の削除は、SPC設立・契約名義変更手続の期限を緩和する（約定結果公表日から1年超が経過してからのSPC設立・契約名義変更手続も許容する）趣旨でしょうか。	
<b>容量確保契約金額に関する調整について</b>			
90	第7章	2.容量確保契約金額に関する調整（1）に、工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化による市場退出は不可抗力として市場退出ペナルティを課さないとありますが、他方、電源等情報の登録において接続検討回答書がないと応札参加出来ないと定めています。応札参加者は工事費負担金が凡そいくらになるか理解した上で応札参加しますので、不可抗力として扱うには違和感を覚えます。工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化による市場退出にも、市場退出ペナルティを課す、とすべきではないでしょうか？	系統接続費の見積額を参考に事業者が算出した任意の金額を系統接続費として応札価格に織り込むことを可能としておりますが、系統状況によっては、実際の工事費負担金が見積額から大幅に変更となることがあり得ることから、本ケースにおいては不可抗力事由として市場退出ペナルティは科さないこととしております。
91	第7章	2.容量確保契約金額に関する調整 （1）系統接続費の見積額と精算額の調整 系統接続負担金以外に、電力会社に支払う専用線オンラインのコストも発生する。また当該費用は接続回答受領時点では不明なコストであることから、事業継続に関わる大きなリスクになりかねない。したがって、事後精算が可能ないように変更いただきたい。 また、事業者に求められている対策等もあり、電力会社から明確なコスト提示もないことから、当該コストに関しても事後精算が可能ないように変更いただきたい。	専用線オンライン化工事を行う際の詳細な費用負担や設備範囲については、参加予定エリアの属地一般送配電事業者にお問い合わせいただいたうえで、応札コストに反映してください。 なお、専用線のコストに限らず、応札に必要なコストの見積りは事業者にて実施して頂いておりますが、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。
92	第7章	価格差に着目した支援制度の適用を受けることが決定した以降、燃料供給事業者起因による供給不調などの容量提供事業者にてコントロール不可である事由で燃料調達できない場合には、制度適用期間前および制度適用期間において不可抗力として整理いただきたい。	不可抗力事由については、容量確保契約約款第29条をご参照ください。 不可抗力事由とは、通常、当事者の制御を超えた予測不可能かつ避けられない事象としております。 燃料供給事業者起因による燃料調達不足は、契約上のリスクとして予測可能であり、適切な契約管理や代替供給源の確保などの対策が事前に可能であるため、不可抗力事由には該当いたしません。
93	第7章	2. 容量確保契約金額に関する調整（1）について、工事負担金が見積りより下がった場合には、差額を還付。上がった場合には契約金の増加は認められず、退出しか選択肢がないということか。その時までには工事等の費用拠出を行っており、フェアでないと考える。	工事費負担金は、見積もり額をもとに、増減リスクを考慮したうえで、事業者にて設定して頂いております。 また、見積額よりも増加した際のリスク対策として、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科さないこととしております。

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>他市場収益・市場退出他について</b>			
94	第7章	市場退出時のペナルティに関して、故意にSPCを倒産させることでペナルティの支払いを回避できるためBid Bondや事前の保証金を求めることが効果が高いのではないか。	現行の制度では、市場退出時の経済的ペナルティが設定されており、これにより供給力の提供が不確実な発電事業者の参入を防止することが目的とされています。 また、過度な追加コストについては、本オークションへの参入障壁が高くなり、競争の減少や市場の多様性の低下を招く可能性があることから、頂いたご意見については今後の落札事業者の状況を鑑み、慎重に検討してまいります。
95	第7章	市場利益の選付に関し、1つのプロジェクトをオークションに参加する容量と参加しない容量に分けることは可能でしょうか。例えば送電端容量が100MWの蓄電池プロジェクトのうち60MWをオークション参加、残りの40MWをオークション不参加とすることは可能でしょうか。なお電力メーターは1つの前提です。また、その場合どのようにオークション参加分の取引量と不参加の取引量を分けて報告すればよいでしょうか。	オークション参加を一部の容量とすることは可能ですが、契約約款の第28条1項※ ( <a href="https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryou_long_yakkann.pdf">https://www.occto.or.jp/iken/2023/files/230705_youryou_long_yakkann.pdf</a> ) のとおり、応札容量を一部とした場合でも、応札価格に含める固定費は全額を算入可能であることから、他市場収益の選付については、蓄電池全体の他市場収益を元に算定することとなります。(そのため、他市場収益の選付金額の算定に当たって、オークション参加・不参加の取引量を分けて報告することは不要です。) (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
96	第7章	募集量が枠を大きく上回っており、電源としての性質が異なる蓄電池については他市場収益の9割選付を利用したゲーミング(価格操作)が起きやすくなっており、他市場収益の選付自体を撤廃するべきではないか	他市場収益の選付自体を撤廃することは想定しておりません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
97	第7章	太陽光発電と同様、撤去費用の積み立てを義務にしつつ、蓄電池の種別(NAS、リチウム、レドックスフローなど)に応じて積み立て率を差別化するべきではないか	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
<b>容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書について</b>			
98	様式1	誓約書をWordファイル等の入力可能なもので提供いただけませんか。	今後の検討課題とし、ご意見として承ります。
<b>事業計画書について</b>			
99	様式2	様式2の応札に係わる事業計画書には、環境影響評価方法書に関する手続きを開始したことを証する書類添付が必要とされているが、各自治体の条例アセスに対しても同様に対象か。審議会制度説明資料等におけるリクアイアメントの供給力提供開始期限に「条例アセス済みの場合」等が記載されているものの、本要綱における事業計画書への本証明書類については、法アセスに限らず条例アセスも対象となるのか表現が曖昧であることから、対象となるアセスについて確認するもの。	環境影響評価方法書については、以下の何れかの資料の提出が必要です。 なお、地方公共団体が定める条例等で環境影響評価手続が必要な場合も同様に以下の資料を提出いただきます。 ・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー (方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とは見なせません) 参考：資源エネルギー庁 設備認定申請における環境影響評価に関する添付書類について <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/20161205_announce.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/20161205_announce.pdf</a>
100	様式2	「事業計画書」の※6「」の記載についてご教示ください。 審査合格前のタイミングにおいて、申請した接続検討申込書に変更が生じた場合、審査自体は提出済の接続検討回答書にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。 なお、再度、接続検討回答書を取得するには3か月超を要しますが、再検討を依頼した「接続検討回答書」の提出期限はいつとなるでしょうか。  一方、審査合格後のタイミングにおいて、申請した接続検討回答書に変更が生じた場合、審査自体は提出済の接続検討回答書にて合格扱いのままとなる理解でよろしいでしょうか。 なお、再度、接続検討回答書を取得するには3か月超を要しますが、再検討を依頼した「接続検討回答書」の提出期限はいつとなるでしょうか。	審査については受付期間中に提出いただいた最新の接続検討回答書をもとに審査いたします。 なお、再検討した接続検討回答書により、登録した電源等情報の変更が生じた場合には、受領次第速やかに変更手続きを行ってください。 ただし、参加登録期間終了後から約定結果の公表までの期間は、登録内容の変更は行えませんがご注意ください。
101	様式2	様式2または「資金調達計画」の別紙1では、プロジェクトファイナンスを利用する場合、融資実績を示す文書が必要とされているが、これは最初のLTDAオークションのように「自由なフォーマット」でよいのか、それともより詳細な情報が求められるのか。	プロジェクトファイナンスを利用する場合の提出書類については、以下の説明会資料にサンプルを記載しておりますのでご確認ください。 長期脱炭素電源オークション実務説明会資料(応札年度：2023年度実施分) P71_5.2 規定様式のない証憑 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類のサンプル <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html">https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</a>

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>蓄電池に係る事業計画書について</b>			
<b>蓄電池のメーカー・型番について</b>			
102	様式4	接続検討申請時に記載した蓄電池やPCS等のメーカー・型番と、様式4に記載するメーカー、型番は異なっても良いか	問題ございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
103	様式4	メーカー選定において、特定の国(例えば中国)が理由なく非承認とされる可能性はありますか?	そのようなことはございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
104	様式4	落札後に蓄電池メーカーを変更する場合はOctoの審査に合格する必要があると記載があるが、仮に審査に合格できなかった場合のペナルティ等は発生するか。またこの変更申請のタイミングは定められているか(運用開始直前となっても申請可能か)。	変更の審査に合格できなければ、メーカーの変更ができません。 変更申請は、供給力提供開始日までに審査が完了することが必要となります。 なお、審査には一定期間を要するため、早めの変更申請が必要となります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
105	様式4	事業計画の「1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番」については、電力会社への接続検討申込時及び回答時の内容と必ずしも同一内容である必要はないという認識で間違いはないでしょうか?	ご認識のとおりです。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
106	様式4	1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番 について 電源等情報登録期間中に採用予定の機器を固定することは事業者にとっては望ましくない。主な理由はコストの不確実性である。 ・主要な機器サプライヤー、特に原材料コストが変動するバッテリーサプライヤーにとって、これほど長期間有効な固定費の見積もりを取得することはできない。そのため、応札者は、プロジェクトの経済的実現可能性を維持するために、オークション落札後に機器のサプライヤーを変更する必要がある可能性が非常に高いと考える。 ・また、ほとんどの蓄電池プロジェクトでは系統接続期間が36ヶ月を超えるため、多くのプロジェクトではオークション落札後1～2年後に機器を調達する計画になると考える。そのため、電源等情報登録に登録された機器が製造されなくなる可能性が非常に高いと考える。	落札後に機器のサプライヤーを変更することは可能です。ただし、様式4を再提出して、審査を受けてください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
107	様式4	蓄電池に関して様式4において蓄電池等のサプライヤー名を提出しますが、応札時の審査などで蓄電池メーカーとの契約等の法的拘束力のある書面を提出する必要はありますか。	契約書は不要ですが、蓄電システムの見積書を添付資料として提出いただく旨、様式4に反映します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>安全設計について</b>			
108	様式4	(2)リチウムイオンのみ～の部分について、「JIS C 8715 2、 JIS C 4441、 IEC62619、 IEC62933 5 2 の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること（モジュール以上）。」とあるが、4つの規格全ての類焼試験に適合していることが求められるのか、いずれかで問題ないのか明記すべきと考えます。	いずれかで問題ございませんので、「A、B、C又はD」のように、「又は」と記載することで、いずれかで問題ないことを明記いたします。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
109	様式4	「※1 JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2 の類焼試験」：4種類の規格の証明書の提出ではなく、JISまたはIECいずれかの類焼試験の規格に合致した証明書の提出と理解してよいか？日本の電池メーカーが国際競争力を持つために、国内基準と国際基準の二重の基準を満たさねばならないという非効率性を排除するべきであり、米国の規格UL 9540Aをはじめ、海外の他の安全基準も代案として提出可能と理解してよいか？	
110	様式4	2. 安全設計（2）リチウムイオンのみにおいて、「JIS C 8715 2、 JIS C 4441、 IEC62619、 IEC62933 5 2 の類焼試験に適合していること」とあるが、これは全てを満たす必要があるか、それとも1つでも満たせばいいかどうかをお考えか。	
111	様式4	「2.安全設計」「(2)リチウムイオンのみ」の「JIS C 8515-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書」の提出について、列記された全ての規格についての認証が必要ですか？もしくは列記された規格のどれか一つの認証でも良いですか？	
112	様式4	様式4で求められる要件のうち、記載のあるJIS,IECの合計4規格に関して、すべての規格に準拠している必要があるのか、いずれか1つで良いか教えてください。	
113	様式4	リチウムイオンの耐類焼性を有していることの確認方法として、「JIS C 8715 2、 JIS C 4441、 IEC62619、 IEC62933 5-2 の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること（モジュール以上）」と記載がある。一方、消防庁の「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」第六十八条の二の二、消防危第251号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」において、「出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」として、「JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62933 5-2、UL 1973に適合又はこれらの出火・類焼対策の規定に準拠したリチウムイオン蓄電池設備であること」が定められている。消防庁のリチウムイオン安全性の法令に記載の「UL 1973」を除外している理由、また、消防庁より厳しい規定としている理由は何か？本内容と平仄を合してはどうか？	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
114	様式4	意見： 当該様式では、リチウムイオン蓄電池の耐類焼性を有していることの第三者証明書等を、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2などに限定しているが、消防危第251号に規定されているとおり、消防庁から類焼に対する安全性を有するものとして認められているUL規格、具体的にはUL9540Aの証明書も合わせて認めていただきたい。  理由： 2021年発行の蓄電池システムに対する安全性規格（JIS C 4441）及びその元となるIEC62933-52（2020年発行、NITE原案策定）においてはUL9540Aが試験手段の参考とされおり、事業者の負担増及び製品コストアップを回避する観点（＝最終的には消費者の負担減の観点）からも、JIS及びIEC規格に限定せず、上記UL規格を取得した製品についても対象として頂きたいため。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
115	様式4	<p>下記の証明書は、蓄電モジュールメーカーによる証明書では、添付書類1として認められないのでしょうか？</p> <p>2. 安全設計 (2) リチウムイオンのみ</p> <p>・耐類焼性を有していることの第三者証明書等(※1)を、添付資料1として、提出すること。 ※1 JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料(温度プロファイル、試験時の写真等)を提出すること(モジュール以上)。なお、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リユース電池認証等の第三者証明書により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明すること。</p>	<p>メーカーの証明書ではなく、第三者認証を取得していることの証明書が必要となります。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
116	様式4	<p>本年10月に予定されている電源等情報の登録から当該案件落札後の導入・稼働時期まで、場合によっては1年～数年を要します。我が国の脱炭素電源の国際協力維持強化のため、性能とコスト競争力に優れた最新技術を採用する観点から、電源等情報の登録時点で提供する蓄電池(リチウムイオン電池)の「2.安全設計」に関する情報について一定の要件緩和を要望致します。具体的には、導入時期において製造・納入可能な蓄電池(リチウムイオン電池)に関して「JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料(温度プロファイル、試験時の写真等)を提出すること」に替えて、電源等情報の登録時点では、以下①または②の資料の提出をもって類焼試験に適合していることの証明として認めて頂くことを要望致します。一般的に、試験準備から第三者機関による正式な認証証明書及び公式試験レポートの発行までには、数か月の期間を要します。</p> <p>①第三者機関立ち合いのもとでの類焼試験実施の記録および電池供給事業者によって作成され、当該第三者機関が確認した試験レポート</p> <p>②第三者機関立ち合いではないが、電池供給事業者によってIEC規格等に準拠して実施した試験レポート</p>	<p>客観的な視点で安全性を確認していることが重要であり、第三者による適合評価が重要であるため、ご提示いただいたケースは認めることはできません。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
<b>発煙・発火の事故への対応について</b>			
117	様式4	<p>3. 発煙・発火の事故への対応：「当該蓄電池モジュールメーカーより全ての事故の原因と対策を示した資料を取得」とあるが、すべての事故を記載するのは現実的ではなく、例えば「主要な事故10件の原因と対策」など、事案数を特定していただきたい</p>	<p>御意見を踏まえ、「全ての」を「過去10年間の年間の事故件数と、主要な事故10件について」に修正します。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
118	様式4	<p>3. 発煙・発火の事故への対応について、「過去に事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システム～」とあるが、例えば蓄電池の中のセルの多くは海外製に依存している。その海外製セルが今回の蓄電池モジュールでないメーカーの蓄電池モジュールで事故を起こしたケースも提出対象に含まれるのか。正直申し上げてあまり現実的でないと考え</p>	<p>含まれます。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
119	様式4	<p>下記資料は、過去に発煙・発火に類する事故がなければ提出は不要でよろしいでしょうか？ また事故が起きていないことを、どのように証明すれば良いでしょうか？</p> <p>3. 発煙・発火の事故への対応</p> <p>・国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより全ての事故の原因と対策を示した資料を取得し、添付資料2として、提出すること。</p>	<p>事故がなければ、提出は不要です。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>セキュリティ対策について</b>			
120	様式4	5.セキュリティ対策において、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う主体は、誰か？（事業主か？採用するアグリゲーターか？）	セキュリティ対策は、本制度への応札者が行ってください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
121	様式4	5.セキュリティ対策において、その対策はERABシステム側に求められるものであって、蓄電池メーカー側に求められるものはないという理解で良いか？	
122	様式4	質問： セキュリティ対策として「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインVer2.0（令和元年12月27日）」や、「電力制御システムセキュリティガイドライン」等に基づくこととあるが、どのような資料を基に審査が行われるのか。  背景： NERC CIP（北米電力信頼度協議会の重要なインフラストラクチャ保護）などとのギャップ分析などを実施したうえで、安全性を充足することが確認出来れば十分なセキュリティ対策であると思料するが、当該対策を前提としているか、確認させて頂くもの。	この点については、特段資料を提出していただく必要はなく、ボックスにチェックをいれていただいて、記載内容について約束いただくことを確認する予定です。 なお、補助金事業を参考に、必要な要件を課すこととしています。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
123	様式4	5.セキュリティ対策において、特定の蓄電池メーカーを排除したいという意図でしょうか？ その場合、その特定のメーカーを公表下さい。	そのような意図はございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
<b>地元調整の状況について</b>			
124	様式4	“6. 地元調整の状況”における“地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者”は、例示として挙げているものか、これら全てが含まなければならないか、どちらでしょうか。 また、“近隣”の定義を御教示ねがいます。	地元調整の対象は、土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者となり、全ての方々と調整を行うことが必要です。 また、近隣の定義は社会通念上相当な範囲として御対応ください。 なお、例文やひな型はございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
125	様式4	地元調整の状況について、「地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を添付資料3として提出すること」とあるが、説明範囲としては当該地権者・立地自治体・住民・事業者の全てとなるのか？事業者によっては、住民への説明は不要と考えている事業者もいれば、住民への説明は必要と考えている事業者もいると想定される。また、設置箇所によっては民家までの距離が遠いことから、説明会が不要である場合も想定される。	地元調整の対象は、土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者となります。 近隣の定義は、社会通念上相当な範囲として御対応ください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
126	様式4	6. 地元調整の状況」に関し、近隣の住民・事業者の範囲は、募集要項には規定されていないようですので、応札者が判断するという理解でよろしいでしょうか。また、これらの者の理解を得ていることに関する例文や雛形はございますでしょうか。	
127	様式4	地元調整の状況について、本オークション落札前の事業の確度が低い段階で段階で広く地域住民を対象とした説明会を開催するのは現実的ではないため、必要要件として地元自治体、地権者および地域住民の代表者への個別の説明の議事録を要件としてはどうか	
128	様式4	「6. 地元調整の状況」および「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」は必須でしょうか。 「6. 地元調整の状況」については、「行政は住民代表との認識のもと、行政理解を得ていることで本要件を満たしている」とみなす」という解釈で問題ないでしょうか。	必須事項となります。 自治体への説明と、近隣の住民・事業者への調整は、別々に行っていただく必要があります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
129	様式4	6. 地元調整の状況：住民説明会の議事録提出とあるが、自治体から蓄電池については住民説明会不要と言われた場合でも住民説明会を実施する必要があるのでしょうか？	
130	様式4	“6. 地元調整の状況”における提出資料の様式や内容は自由と理解しましたが、最低限満たすべき内容や条件があれば御指摘ねがいます。	様式は自由ですので、募集要綱上記載している内容を踏まえ、作成ください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)



No.	対象箇所	ご意見	回答
131	様式4	「6. 地元調整の状況」について。応札に向け鋭意準備を進めておりますが、応札後に事業実施が確定する本オークションにおいて、近隣住民・事業者に対して説明会を実施し、全ての住民の方のご理解を得ることは困難かと思われます。説明会ではなく、自治体の自治会長への説明および自治体内への回覧などによる事業説明では不足となりますでしょうか。	当該地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を提出いただくことを想定しておりますので、どのように御理解を得ようとしたかについて記載いただき、御理解を得ていると認められるかを判断することとなります。 単に説明会を実施することについて関係者と話し合うだけでは不十分と考えられます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
132	様式4	地元調整として「説明会等」との記載があるが、自治会によっては、説明会は不要と判断されるケースがあります。説明会ではなく、自治会長への説明・合意の書面を、説明会の代わりとし、提出書類として認めて頂く事は可能でしょうか？	
133	様式4	地元調整について、該当地の自治体に説明会開催の依頼をしましたが、開催時期を今年10月の電源等情報登録以降で依頼されております。この場合、説明会等議事録ではなく、例えば落札結果後に、説明会等を実施することを自治体などの関係者間と話し合った旨を記載した議事録を提出することでよろしいでしょうか？	
134	様式4	6.土地の地権者の御理解を得ていることについて記載した資料は、地権者との面談議事録で良いか。	問題ございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
135	様式4	蓄電池設置は地元住民や地域に影響を与えるものである。洋上風力発電のように地域還元や地域貢献を蓄電池の事業計画でもとめるべきではないか。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
136	様式4	型番だけならともかく、メーカーを変更した場合は書類の再提出において追加で変更点に係る住民説明会等が開催されたかも確認すべきではないか	
137	様式4	地元調整の状況において、当該地権者・立地自治体・住民・事業者の理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録を含む）とあるが、これに関しては蓄電池に係る事業計画のみではなく、他の電源種別すべてに言うことであるので、蓄電池のみに要求することは蓄電池の参入を阻害することになるのではないか。	
138	様式4	6. 地元調整の状況：蓄電池だけではなく、原子力発電や石炭火力のアンモニア混焼、揚水発電などすべての電源に対して同様に実施するべきと考えます。	
139	様式4	6. 地元調整の状況について、山奥など周りに民家が無い場合においては「近隣住民・事業者」の合意を示す書面は必要ないという認識だが、よろしいか。	御理解のとおりです。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
140	様式4	6. 地元調整の状況：土地の地権者への説明が記載されているが、用地の確保は事業リスクであり、農転などの許認可により事業計画提出時に売買契約を提出できないケースもあるので対象外としていただきたい	事業計画提出時に、売買契約の提出までを求めるものではなく、土地の地権者の御理解を得ておいていただく必要があります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
141	様式4	6.立地自治体の御理解を得ることについて、主にどのような担当課にどの程度の相談が出来ていけばよいのか水準感をご教示ください。	企業立地の関連の担当課が代表としてあげられますが、各立地自治体に御相談ください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
142	様式4	6. 地元調整の状況について、地元説明会等は落札後に実施するものと考えていたが、今回のルール変更では電源等情報登録をする時点で説明会を実施が必須であるとの認識で良いか。第1回オークションを例にすると、落札量約100万kWに対して約450万kWもの応札があったと認識していますが、「落札できなければ事業実施しない(できない)」という前提の下で、多くの事業者が地域の住民や事業者に対して地元説明会等を開催することになるため、事前に確認させていただきたいと思います。	説明会に手段が限られる訳ではありませんが、電源等情報登録の期間までに、説明会等を通じて、地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得るようにしてください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
143	様式4	「6.地元調整の状況」についての説明会等は、落札して投資意思決定した後に実施する予定で、周辺環境への影響等も検討する必要があるため、電源等情報登録時点で「ご理解を得ていることについて記載した資料」の提出は困難です。そのため、落札後に提出することを認めていただくか、電源等情報登録までに当該地権者・立地自治体・住民・事業者と協議している場合は、その協議状況を提出することを認めていただきたい。	落札後に提出いただくのではなく、電源等情報登録の提出期間内に、地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料を提出してください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
144	様式4	事業計画の提出において、蓄電池を設置する土地が既に確保済み、或いはそれに準じる状況であることを要件としてはどうか。具体的には事業計画の蓋然性を高めるためには蓄電池設置用地の確保は重要な要素の一つであるため、事業者が既に土地を保有、或いは、当オークションに採択されることを条件に土地の利用権が譲渡されることに対する地権者の同意書等、土地確保の目安が立っている資料の提出を義務付けてはどうか	同様の問題意識から、地権者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を提出いただくこととしております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>廃棄物処理法上の広域認定取得について</b>			
145	様式4	<p>蓄電池の事業規律のうち、広域認定の取得を求めるのは過度な要求ではないでしょうか。</p> <p>理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域認定の目的は事業規律ではなく廃棄物の減量等であり、補助金制度で付加的な採点に活用することは一定程度理解できるものの、本オークションにおける事業規律として導入するような位置づけのものではないと考えます。</li> <li>・広域認定の取得を求める制度は、実質的に一部の事業者を優遇するものであり、市場の制度として適切でないと考えます。</li> <li>・こういった制度は、海外からより競争力の高いシステムを導入するための貿易障壁にもなると考えます。</li> <li>・広域認定は他社製品の回収が困難であるといった規制の強さ及びそれに伴う課題が指摘されている改善の余地のある制度であると考えています。</li> </ul> <p>【参考】環境法政策学会誌 第25号(2022年12月) 第3部 個別研究報告 製造事業者等による廃棄物回収事業と広域認定制度の実務的課題の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電でも求められていないこのような事業規律を導入する根拠や必然性がないと考えます。</li> <li>・本オークションでは制度適用期間が20年にわたることを考えれば、20年後以降に適切に廃棄されることが重要であり、そのための廃棄費用は応札価格に織り込まれています。むしろ廃棄の20年以上前に廃棄に係る要件を設定し、選択肢を狭めることで、将来の適切な廃棄を逆に妨げる可能性があります。</li> </ul>	<p>適正なりサイクルと適正な廃棄を担保するためには、廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが適切であると考えております。</p> <p>(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
146	様式4	<p>採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業者に対し、廃棄物処理法上の広域認定取得を求めることは取りやめるべきです。現在、大型リチウム蓄電池の広域認定取得者は実質的にGSユアサのみであり、世界的なシェアは1%にも満たない状況です。さらに、コスト競争力においてもグローバルな観点から大きく劣っているため、広域認定取得を条件とすることは、蓄電池の需要を満たすことができず、国民負担が増大する結果となります。このため、事業者が廃棄物処理事業者との契約を行うなど、廃棄に関して責任をもって対応することを明確にすれば、広域認定取得は不要であると考えます。ご検討のほど、どうぞ宜しくお願い致します。</p>	
147	様式4	<p>7. 廃棄物処理法上の広域認定取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、蓄電池関連製品での認定を取得していることの証憑を、添付資料4として、提出すること。とありますが、現在電池工業会では、広域的処理認定業者として認定された会社は4社のみであり、さらには、電池工業会では定置用リチウムイオン電池の取り扱いが行なっていません。蓄電池の廃棄は受益者が適正に廃棄および資源循環を試みる必要がありますが、現時点の広域的処理認定業者は本来蓄電事業等を想定した認定となっておらず、蓄電事業関係者に適応可能な処理を実施する仕組みの成立と共に認定を実施して頂きたい。</li> </ul> <p>それまでは過去例に準じ採点審査の加点点目としての行動を促す条件、加えて広域的処理認定業者でなくとも廃棄処理のプロセスや具体的実施手段を明示する場合も採点審査の加点点として評価頂く事をお願いするものです。</p>	<p>適正なりサイクル及び廃棄を確保するためには、メーカーに対して広域認定の取得を求めるべきであり、かつ、当該メーカーが回収し、適正なりサイクル・廃棄処分を行うべきと考えております。</p> <p>(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
148	様式4	<p>意見：7.に規定する「廃棄物処理法上の広域認定取得（以下、「広域認定取得」という）」要件に関し、今回のオークションでの導入の見送り又は以下理由3.に記載の代替案の採用を実施して頂きたい。</p> <p>理由：1. 当該広域認定取得は、本オークションでの参加必須要件とされているが、以下のとおり、新規参入者等が当該オークション開始までに新規取得することは実質不可能であり、公平な競争環境が担保されていない。 a) 環境省資料では、新規申請の認定に係る標準処理期間は3箇月(*1)とされている。これには認証取得にあたっての事前確認（環境省への仮申請内容の事前協議やそれに伴う修正）や本申請（申請書類の作成、リサイクル会社・運搬業者との契約締結）までの期間は含まれず、一から広域認定を取得する場合、最低半年（通常一年程度）を要し、その他準備の期間も鑑みると24年10月の「電源情報の登録時点で廃棄物の広域認定取得」までの認定取得は現実的に不可能。</p> <p>(*1) <a href="https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf">https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf</a> b) 現時点で認定を取得している蓄電池メーカーは、国内の一部既存メーカーに限定され、新たなスタートアップや海外事業者のオークションへの参入への実質的な排除、それに伴う発電事業者に係る選択肢を限定する側面があると理解。これにより公平な市場競争が阻害されると共に、約定価格の高騰が起こりうるものと思料。2. 廃棄物処理やリサイクルの検討・実施が必要となるのは、本来製品の寿命末期であり、特に今般の制度の期間（20年間）に鑑みると、広域的な廃棄物処理体制の認定取得及びその維持管理を検討するのは、当該寿命末期に近づいてからが合理的であり、本オークションの入札時の要件として求めるのは適切ではない側面があると思料。3. 広域認定取得は、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度と理解しており、適切なりサイクル体制を確保することが目的であれば、広域認定取得が唯一の方法ではないものと思料。</p> <p>代替案として、FIT/FIP認定同様、事業者側が「事業計画に廃棄の費用を盛り込む・積み立てる」ことを記載・提出する事で、公平な競争環境を担保しつつ、本要件の趣旨にも合致する「事業者による適切な廃棄等」を担保することができるのではないかと。</p>	

No.	対象箇所	ご意見	回答
149	様式4	蓄電池に係る事業計画の提出が要件化され、このうち特に廃棄物処理法上の広域認定の提出が要件とされたことにより、この要件を満たすメーカーの数は限られています(現在、実質1社のみと思われます)。一部のメーカーは認定を申請中であることから、落札後にメーカーを変更することが可能となると理解していますが、落札後に蓄電池に係る事業計画の変更(メーカーの変更)を申請する場合に行われる評価について、より明確な基準をご提示いただけますようお願いいたします。例として、 - 落札後の計画変更について、変更承認のための詳細な評価基準(どのようなレビューが行われるか、何が受け入れられるかの基準)をご提示ください。 - 変更承認の評価プロセス:変更承認を申請後の貴機関とのプロセスについて明確化していただきたい。提出後、どういったフィードバックを得られるのでしょうか。内容の修正や調整を行うために、質疑応答を複数回行うことは可能でしょうか。現状、明確な基準が示されていないため、議論や調整計画が認められず計画変更が実質できないといった状況となることを懸念しておりますため、お伺いします。	様式4に記載している以上に詳細な評価基準をお示しすることは困難です。 変更の場合には、資源エネルギー庁との間で、内容の修正や質疑応答等のやりとりを行う場合があります。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
150	様式4	廃棄物処理法上の広域認定取得について、 様式4蓄電池に係る事業計画の7(廃棄物処理法上の広域認定取得)には「採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、蓄電池関連製品での認定を取得していることの証憑を、添付資料4として、提出すること。」と記載がある。応札事業者が、広域認定を取得している自動車再資源化協力機構(JARP)のLiB共同回収スキームの活用(自動車以外の製品も適用可)を予定している場合、JARPが取得している広域認定制度の証憑を提出することで問題ないか。	自動車再資源化協力機構(JARP)が取得している広域認定の対象が不明ですので、系統用蓄電池についても広域認定を取得していることを審査の中で確認させていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
151	様式4	蓄電池の電源等情報の登録に際して、様式4の提出を要することとなっているが、落札電源を決定するにあたり様式4に記載の情報がどのように活用されるのか、決定にあたる基準や配点(あれば)、応札資格無しと判断される基準について詳細を開示頂きたい。	本制度は価格競争入札制度であり、様式4は応札に至る前の段階の審査において提出いただく書類であることから、配点はございません。様式4の2～8の各項目について、資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、電源等情報の登録が合格とならず、応札できません。これ以上の詳細な基準はございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
152	様式4	「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」において、蓄電池関連製品での認定を取得と記載があるが、取得対象製品とは具体的に何か。 電池システム全体が対象か、あるいは電池のセルもしくはPCSなど特定の機器のみか。	セルを含む蓄電システムの範囲内の設備が該当します。 (セル、モジュール、電池パック、電池システム、蓄電システムが対象) 明確化のため、様式4を修正致します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
153	様式4	「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」について、以下のパターンのうち、応札可能(電源等情報登録に合格)できるパターンをご教示ください。 また、その他のパターンで可能となるものがある場合は、合わせてご教示ください。 パターン①:一部だけ証憑を提出できない場合 蓄電池セル(及び蓄電池制御部分)については認定取得の証憑を提出できるが、電力変換装置について証憑が取得できていない場合。 パターン②:一部だけ証憑が提出できず、現在手続き中の場合 蓄電池セル(及び蓄電池制御部分)については認定取得の証憑を提出できるが、電力変換装置について新規認定の申請手続き中の場合。 パターン③:全ての証憑が提出できず、現在手続き中の場合 導入予定の蓄電池関連商品について新規認定の申請手続き中の場合。 パターン④:対象産業廃棄物を広義に解釈できる場合 導入予定の蓄電池関連商品について、情報処理機器や部品・材料のみ証憑が提出できる場合。 パターン⑤:製造、加工、販売事業者では証憑がなく、グループ会社で証憑を提出できる場合 導入予定の蓄電池関連商品について、取扱事業者のグループ会社が広域認定の証憑を提出できる場合。  パターン⑥:他社製品の販売も合わせて行う事業者で証憑を提出できる場合 導入予定の蓄電池関連商品について、他社製品も調達し、自社製品と合わせて販売を行う事業者が広域認定の証憑を提出できる場合 パターン⑦:他社製品の販売のみを行う事業者で証憑を提出できる場合 導入予定の蓄電池関連商品について、自らでは製品の製造・加工を行わず、他社製品を調達し、その販売のみを行う事業者が広域認定の証憑を提出できる場合	本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得している必要がありますので、その旨を様式に反映します。したがって、①②の場合は問題ないものと考えられます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
154	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得について、例えば海外からの調達の場合、商社などの販売会社のみでの取得でも問題ないか。この場合、販売会社の定義は何か。今回、海外から輸入者が事業者になるケースもあり、それでも問題ないか確認したく。	採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得いただく必要がありますので、その旨を様式に反映します。ご質問のケースの場合、販売会社は、海外から製品を輸入して、販売する会社を指します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
155	様式4	7. 廃棄物処理法上の広域認定取得について、蓄電池関連製品とあるが、「PCSのみの取得」でも対象とも読み取れる。BESS。PCS、EMSなど蓄電池全てに関わる蓄電池関連製品を対象として廃棄物処理の広域認定取得を取得する必要があるということか。	採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得している必要がありますので、その旨を様式に反映します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
156	様式4	<p>【意見】 広域認定を取得することに加え、廃棄蓄電池の回収・処理の実態を求めることを御検討願います。</p> <p>【理由】 ・補助金申請要件を満足するためだけに認定を取得し、廃棄蓄電池の回収・処理の実働を行わないことを防止し、製造から廃棄・リサイクルまでの蓄電池の長期的な運用を担保するため。 ・定置型大型蓄電池の社会実装に対し、長期的な視点で取り組む企業の成長を促すため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、メーカーが廃棄処分を行うことを求める要件に修正します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
157	様式4	<p>7. 廃棄物処理法上の広域認定取得 各蓄電池セルメーカーの責任下において、蓄電システムの確実な廃棄処理を達成するため、添付資料4については採用予定の"蓄電システム（電池セル）の製造を行う者"が認定を取得していることの証憑に限定する（採用予定の蓄電システムの加工、販売等の事業を行う者を除く）こととしてはどうか。</p>	<p>セルメーカーに限定する必要はないものと考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
158	様式4	<p>「7.廃棄物処理法上の広域認定取得」について、証憑が求められている「蓄電システム」とは、どの装置が対象とされているか御教示下さい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「セル」、「モジュール」、「電池システム」、「蓄電システム」の定義を様式に追加致します。 また、その定義に整合するよう様式全体の用語等を修正致します。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
159	様式4	<p>「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」ついて、広域認定における対象産業廃棄物はどれが該当するかご教示ください。 &lt;例&gt; 大型リチウムイオン蓄電池、大型リチウムイオン蓄電池内蔵蓄電システム、リチウムイオン蓄電ユニット、リチウムイオン電池搭載定置式蓄電システム及びリチウムイオン電池モジュール、リチウムイオン電池搭載蓄電システム、パワーコンディショナ、リチウムイオン電池システム及び電池パック、蓄電池システム及びバッテリーモジュール</p>	
160	様式4	<p>電源等情報登録時に提出した1～8の内容に変更が生じ、落札後に再度本計画を提出した際に、審査に合格しない条件を具体的にご教示いただけませんか。 特に、「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」ついて、認定取得済の「導入予定の蓄電池のメーカー・型番」から、別の認定取得済の「蓄電池のメーカー・型番」に計画変更せざるを得ないことが想定されます。</p>	<p>様式4に記載している以上に詳細な評価基準をお示しすることは困難です。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
161	様式4	<p>廃棄物処理法上の広域認定取得していることの証憑の提出を求めているが、他の電源種においても構成される設備に一部でもリチウムイオン電池が採用されている場合がある場合は、同じく証憑を求める必要があるのか、蓄電池だけでなく全ての電源種別に求める必要があるのではないか。</p>	<p>今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
162	様式4	<p>広域認定取得の要件について、「採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、蓄電池関連製品での認定を取得していること」とありますが、メーカーの認定だけではなく、EPC業者を介した蓄電池リサイクルまたは産業廃棄物処理事業者との協定などでも事足りるような要件に変更願います。</p>	<p>今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
163	様式4	<p>廃棄物処理法上の広域認定取得していることの証憑の提出を求めているが、2024年7月24日時点で登録されている業者は4業者でリチウムイオンに関しては1社のみと読み取れることから、自由競争を阻害することになるのではないかと。また、現状申請中の製造業者については申請中の書類を証憑として認めることにしてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、電源等情報登録の時点において広域認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に、広域認定制度申請の手引き (<a href="https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf">https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf</a>) 第2章2.1(3)のとおり、環境省廃棄物規制課が受理し受けていることを確認できる書類を、添付資料9として提出し、2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類を、添付資料10として、提出する必要があることとします。 ただし、応札後に広域認定を取得しようとするメーカーの蓄電池まで対象とした場合には、応札後に結果的に広域認定を取得しない場合には市場退出していただくことになるため、事業実施の確実性の観点から不適切であると考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>

No.	対象箇所	ご意見	回答
164	様式4	<p>広域認定取得の要件により、実質的にメーカーが1社しか利用できないため、入札提出前にメーカーとの適切なコミュニケーションを取り、有利に必要な保証条件を交渉するなど入札の前後に交渉することが難しいという課題があります。これは蓄電所の所有者/運営者にとって不利となり、20年間のプロジェクト運営を困難にする可能性があります。さらに、必然的に他メーカーよりも高価になるため、国民負担増につながる恐れがあります。蓄電池の売り手市場となってしまうことを防ぐため、電源等情報登録期限である10月25日までに、広域認定の取得がまだの場合、申請書の提出の証明を示すことで提出を受理いただくことを可能としていただきたい。これを認めていただくことにより申請可能なメーカーの候補を大幅に増やすことになると思われま。広域認定の取得を誓約する追加のメーカー、または将来メーカーを変更するための仕組みを明確に取り入れていただけますようお願い申し上げます。</p>	No.163参照
165	様式4	<p>7. 廃棄物処理法上の広域認定取得について、こちらは蓄電池供給側が電源等情報登録時点（～2024/10/25）までに完全取得する必要があるか。例えば、認定見込みや予定等では足りないか。</p>	
166	様式4	<p>「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」について、現在の認定事業者は限られており対応のハードルが非常に高いため、新規認定の申請を証拠の代替としていただく等の対応をいただきたいです。</p> <p>（環境省地方環境事務所への照会・構想の相談などのエビデンス）</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章 新規認定の申請</li> <li>（1）本制度に対する照会・構想の相談</li> <li>（2）事前確認</li> <li>（3）審査（申請書類の提出）</li> <li>（4）標準処理期間</li> </ul> <p>（掲載先）広域認定制度関連   環境省  <a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html">https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html</a></p>	
167	様式4	<p>7. 廃棄物処理法上の広域認定取得：事業計画提出時ではなく、制度適用期間開始までに取得することと緩和頂きたい。理由は同広域認定取得の通知から事業計画提出まで、3か月と短期間であり、日本における研究所の保有など、広域認定申請にあたっての必要条件を満たすためには物理的に困難にて不公平であるため。</p>	
168	様式4	<p>7. 廃棄物処理法上の広域認定取得について、本事業計画の提出時点で・採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業者が認定を取得していることが必要となるのでしょうか。また、例えば蓄電池関連製品での認定を取得している事業者へ委託、協働するとして認定取得に代えることは可能か明記すべきと考えます。</p>	No.162参照 後段については、認められません。

No.	対象箇所	ご意見	回答
169	様式4	<p>【意見】  廃棄物処理法上の広域認定取得の証憑につきまして、下記のようなエビデンスを以て申請可能とすることを御検討願います。  ・ 環境省地方環境事務所での打合せ議事録等、打合せをした事実や内容が証明できるもの。  ・ 取得する目標時期の明示。</p> <p>【理由】  ・ 廃棄物処理法上の広域認定は1,2カ月では取得が困難であり、申請資格者が取得済みのメーカーに限定され、新規参入の妨げになるため。  ・ 上記の結果、蓄電池の供給量が制限され、需要とのバランスが取れない可能性があるため。</p>	No.162参照
170	様式4	<p>「※以下の事項について、資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、応札を認めない場合がある。」について、「7.廃棄物処理法上の広域認定取得」とも関連して、広域認定取得が電源等情報登録時に間に合わず広域認定取得の証憑が提出できない場合は、応札は認められないのでしょうか？  もし広域認定取得の証憑が提出できない場合でも、応札が認められる場合があれば、その状況を御教示下さい。</p>	
171	様式4	<p>「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」について。採用を検討している蓄電システムの製造者が広域認定を取得できていませんが、本年度中の取得に向け申請を進めております。申請状況を証憑として提出することで、応札参加資格を得られるよう条件の緩和をご検討いただけますでしょうか。</p>	
172	様式4	<p>7.廃棄物処理法上の広域認定を取得している事の信憑を提出するように求められているが、同広域認定を取得しているメーカーは国内メーカー数社のみと理解しています。同広域認定の信憑を電源等情報登録で提出を求め、提出出来ない場合は応札を認めないとする所、今年度の長期脱炭素電源オークションでは、これら数社の蓄電池を採用した計画しか落札出来ないという事でしょうか？</p>	
173	様式4	<p>「7.廃棄物処理法上の広域認定取得」について現時点で広域認定取得している事業者は限られており、新規取得に係る標準処理期間は環境省の担当者が申請書類を受理した日から3ヶ月とされております。そのため、新規取得する事業者の蓄電システムでは電源等情報登録時に証憑を提出することが困難となるため、認定を取得した時点（落札後になる可能性あり）で提出することを認めていただくか、環境省の担当者に申請書類が受理された証憑で代替することを認めていただきたい。</p>	
174	様式4	<p>7. 廃棄物処理法上の広域認定取得 について  現状取得済みの蓄電池メーカーに限られており、生産量も限界があることから、募集量を大幅未達や落札価格の上昇に繋がる恐れがある。  したがって、取得済みの製造者のみならず、取得中、あるいは取得予定がある製造者も認めてほしい。</p>	
175	様式4	<p>蓄電池サプライヤーの廃棄物処理法における広域認定に関して、どのタイミングで取得しているべきでしょうか。広域認定を現在申請中で、電源情報登録時に取得できていないメーカーは採用不可能でしょうか。電源情報登録後、応札前に広域認定が新たに取得できたメーカーに変更は可能でしょうか。また、落札後広域認定が新たに取得できたメーカーがいる場合も変更可能でしょうか。変更が可能である場合、最終的な変更申請の期限を設定いただけるとわかりやすいです。</p>	<p>No.162参照  電源情報登録後、応札前に、メーカーの変更をすることはできません。  落札後に、広域認定が新たに取得できたメーカーに変更しようとする場合、再度蓄電池に係る事業計画を提出し、審査に合格しない限り変更は認められません。</p>
176	様式4	<p>「7.廃棄物処理法上の広域認定の取得」に関して、新規参入事業者に広く参入の機会を与えて頂く観点から、本年10月に予定されている電源等情報の登録時点で提出する証憑類に関して、一定の要件緩和を要望致します。  一般に、広域認定の申請から認定取得までは1年以上の期間を要します。今回は、本件オークション及び蓄電池システム導入支援事業ともに広域認定の取得が求められており、環境省への申請が集中することが想定されるため、さらに時間を要することが懸念されます。特に、確認作業を含む環境省本省での各手続きは、所要期間を合理的に見通すことが極めて困難です。従って、(i)蓄電池供給事業者自身により一定程度短縮の余地があり、且つ(ii)広域認定取得要件を満たしていることが高い確度で検証されている合理的なマイルストーンとして、下記①及び②を電源等情報の登録時点での要件として頂くことを要望致します。  ①環境省「広域認定制度申請の手引き（令和3年9月版）」のP9記載の「(1)本制度に対する照会・構想の相談」として、環境省地方環境事務所に広域認定申請書別紙3, 4-1, 4-2及び8-1を提出し、申請が広域認定制度に適合していることの確認が得られていること。  ②上記①のエビデンスとして、当該申請書別紙一式および地方環境事務所との議事録（地方環境事務所が署名または捺印した議事録、または電子メール等による適合確認の環境事務所回答）をもって認めて頂くこと。</p>	No.162参照

No.	対象箇所	ご意見	回答
177	様式4	<p>現状、大型リチウムイオン蓄電池の広域認定は実質上にてGSユアサ（市場シェア1%不足）の一社しか取っておりません。しかも各電池メーカーの認定申請進捗から見ると、少なくとも1年程度時間掛かると分かりました。</p> <p>もし「広域認定取得済み」は必須条件とされましたら、全部GS社を採用するしかなくなり、落札価格はグローバル価格と比べて割高であり、業界の先端製品も導入できず、国民負担が大きくなるという結果は、予想できます。</p> <p>なので、今年度の入札条件について、「広域認定取得済み」という要件を除く、又は緩和のご検討、ぜひともお願いいたします。</p>	No.162参照
178	様式4	<p>広域認定取得に関しては、事業開始期間が数年後であることを考慮すると、現時点で取得を完了している必要はないと考えられることから、広域認定取得に向けた計画書の提出を要件とし、同計画書に記載した期限までに取得できない場合は他の蓄電池への変更もしくは市場退出としてはどうか</p> <p>また、技術革新が進む中で、蓄電池の製造者は広域認定以外にも、蓄電池のの責任あるリサイクルや廃棄に向けた取り組みを行うことが期待される。そのため、サプライチェーンが成熟するにつれ、この基準に柔軟性を持たせることが望ましいのではないか。</p>	
179	様式4	「7. 廃棄物処理法上の広域認定取得」について、蓄電池セルメーカー、PCSメーカー、販売者がそれぞれ異なる場合、三者の内誰が認定を取得しておく必要があるのでしょうか？	<p>採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得している必要がありますので、その旨を様式に反映します。</p> <p>(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
180	様式4	3.電源等情報の登録（5）に、様式4に規定された書類を提出できない場合は、応札が認められない場合があるとの事ですが、様式4の7.廃棄物処理法上の広域認定を取得している信憑の提出が出来ない場合は、応札参加が認められないのでしょうか？	<p>御理解のとおりです。ただし、当該認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に、広域認定制度申請の手引き（<a href="https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf">https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf</a>）第2章2.1（3）のとおり、環境省廃棄物規制課が受理し受けていることを確認できる書類を、添付資料9として提出し、2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類を、添付資料10として、提出する必要があります。</p> <p>(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
181	様式4	2025年度のオークションには、参加の条件として、広域認定必ず必要あるか。	<p>今後検討して参ります。</p> <p>(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
182	様式4	様式4について、蓄電池供給事業者が広域認定を取得することが記載されていますが、入札後の審査において入札者と供給事業者間における廃棄に関する契約やコミットメントなどは求められる可能性はございますでしょうか。	<p>様式4を提出する段階で、求めることを想定しております。</p> <p>(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>レジリエンスについて</b>			
183	様式4	代替部品の迅速な供給について、迅速な範囲の明確な基準はあるか。迅速な体制があれば拠点が海外ということをもってNGではない理解でいいか	様式4で記載している内容以上の基準はございません。海外の拠点が除外されるものではございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
184	様式4	8. レジリエンスについて、早期復旧の期間や達成合理性（過去に資料提出を含む）などは定められているか。	
185	様式4	「8.レジリエンス」に主要部品の供給拠点について、蓄電所内に倉庫を設け主要部品を管理し、異常時に倉庫の部品を使い、消費した部品を蓄電池・PCSメーカーから倉庫に補充するという運用方法は可能ですか？	ご意見のような方法も考えられます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
186	様式4	8. レジリエンス "蓄電システムの早期復旧"の定義および提出を求める資料の内容を明確にするため、「令和4年度補正再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金」の実施計画書にて要求されていたように、「採用予定の蓄電システムメーカーが国内にサービス拠点を有していること」、「採用予定の蓄電システムに搭載される蓄電池およびPCSの製造ラインが国内にあること」の資料を提出することを記載してはどうか。	御指摘のようなケースに限定される訳ではございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
187	様式4	レジリエンスについて、具体的に要求される体制が記載されておらず、どの程度の体制を整えればよいかが不透明なことから、要件として本要綱に記載してはどうか	これ以上詳細に記載することは困難ですので、事業者として対応できる内容を御記載ください。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
188	様式4	8. レジリエンス：蓄電池だけに要求するのではなく、原子力発電をはじめ、全電源に対し同一のレジリエンス対応をもとめるべきと考えます。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
<b>審査項目について</b>			
189	様式4	補助金の審査項目の導入については、その要否も含めて再検討が必要ではないでしょうか。 これらの審査項目を導入するにしても、その目的が補助金とは異なるため、オークションにおいては審査項目の内容を見直したり基準を具体化するといった検討が必要ではないでしょうか。 理由： 補助金では事業者の努力に応じた点数付けがなされ、その大小で採択が決まりますが、オークションでは約定はあくまで価格で決まります。したがって、これらの審査項目は補助金側では全てが要件ではありませんが、オークション側では実質的に要件として用いられることになります。 こういった違いを踏まえれば、補助金の審査項目をオークションに導入することの要否の再検討が必要と考えます。 導入するにしても、補助金ではおおまかな審査項目のみを示して事業者の努力を促せばよい一方、オークションでは参加要件となるため、内容の見直しや基準の明確化が必要となるのではないのでしょうか。	蓄電池は、相対的に準備作業の負担が小さいこと等から電源間の競争条件を可能な限り共通化することや、今後、大量の蓄電池が導入されていくことに鑑みれば、一定の規律を課すことが必要です。 このため、補助金事業の要件を参考に、できるだけ具体化した上で、必要な要件を課すこととしています。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
190	様式4	GXリーグのメンバーであることが蓄電池の事業計画において有利に働く要素はありますか。	そのようなことはございません。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
191	様式4	様式4に「資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、応札を認めない場合がある。」「落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。」との記載があるが、要件審査なのか採点審査なのか、また審査基準がどのように設定されるのかを明確に示していただきたい。例えば「廃棄物処理法上の広域認定取得」を電源等情報の登録までに新規取得することは認定取得に要する期間を考慮すると現実的ではなく、これが要件審査項目となると実質的に採用可能な蓄電池メーカーが限定されてしまい、結果として本オークションに参加する蓄電池事業者が減少することになり、本オークションの趣旨に反することになるのではないかと。また、資源エネルギー庁が実施している蓄電池の導入支援事業（補助金）との整合性も取れなくなるのではないかと。	本オークションと蓄電池の補助金事業ともに、要件審査となっております。 また、様式4に記載している以上に詳細な評価基準をお示しすることは困難です。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)



No.	対象箇所	ご意見	回答
192	様式4	今年度入札分から蓄電池に係る事業計画の提出が求められ、 2～8について要求基準が存在しておりますが、 全ての基準を満たすことが必須となりますでしょうか？ 一つでも満たしていない項目があった場合、要件を満たしていないという判断になるということになりますか？	御理解のとおりです。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
193	様式4	本様式に係る審査は、2.～8.の項目について行われ、1.の内容のみをもって合否を決められるものではないことを確認させて頂きたい。	
194	様式4	応札価格が安く質の低い応札を回避するため、価格点のみの評価ではなく洋上風力発電のように総合評価にするべきではないか	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
195	様式4	蓄電池の生産段階の環境負荷などライフサイクルアセスメントでの評価結果なども提出させるべきではないか	
196	様式4	国審議会等では、「事業規律の確保を求める」という議論があったのに対して、様式4の事業計画での要件を満たしていれば、あとは価格勝負と理解しました。一方で「資源エネルギー庁が実施している蓄電池の導入支援事業（補助金）と整合性のある形で、事業規律の確保を求める」という方針には満たせていないと思えるため、少なくとも事業計画の内容に関しては、審査・採点すべきと考えます。	
197	様式4	意見： 蓄電池に係る事業計画の記載項目として、現在の8項目に加え、以下を追加していただきたい。 「接続検討回答書にて電圧変動対策が求められる場合は、インバーター電源を活用した電圧一定制御などの対策を求める」 理由： 1. グリッドコード検討会におけるフェーズ2の検討において、インバーター電源を活用した電圧一定制御については、太陽光・風力などインバーター電源の(2025年前後)検討項目で検討することと整理されている。 2. 系統容量に対して接続検討件数が急増した北海道や九州エリアでは電圧変動対策が当初から求められるケースが目立つようになってきており、それらへの対策が十分に検討されていない事業者は適切な事業計画・入札価格に反映されていない恐れがある。 3. 本オークションは4年後の稼働を目指している電源として、上記要件を満たすのが適切ではないかと思料するため。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
<b>全般について</b>			
198	様式4	落札後も変更が生じれば審査が行われるとのことですが、審査に要する時間を御教示ねがいます。状況に応じてハードウェアの仕様を変更するといったことはありうることであり、審査に時間がかかれば結果的に何らかのリクワイアメントを達成できずペナルティを受ける等の不利益が生じる可能性があります。または審査に要した時間の分は供給力提供開始時期や供給力提供開始期限を過ぎてもペナルティを免除されるといった規定を御検討ねがいます。	審査に要した時間の分は供給力提供開始時期や供給力提供開始期限を過ぎてもペナルティを免除されるといった規定を設ける予定はございませんので、十分な時間的余裕をもって変更手続きを行ってください。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
199	様式4	電源情報登録時に様式4で提出したサプライヤーを1月の応札までの間に変更することは可能でしょうか。承認によって可能な場合、応札に間に合うための期限等はございますでしょうか。また、どのような基準によって変更に係る審査を行うのでしょうか。また具体的には様式4を再提出し、それに基づいて審査することになるのでしょうか。また、複数のサプライヤーを提出することは可能でしょうか。複数のサプライヤー名を様式4として提出したにもかかわらず、応札後の審査において一部のサプライヤーからの見積もりを提出せず、提出済みの他のサプライヤーの見積もりのみを提出する場合は失格となるでしょうか。(例。電源登録時にA,B,C,D,E社の計5社を採用予定として提出。応札までにA,B,C,D者は競争力がないとわかったため、応札をE社のみで見積もりに基づいて行い、応札後の審査ではE者の見積のみを提出)	電源等情報登録期間以降の変更は、落札後に、再度様式4を提出して、審査を受けてください。様式4では、1社のサプライヤーを記載ください。応札価格の監視においては、当該事業者の見積もりを提出することは必須ではありません。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
200	様式4	現在、蓄電池メーカー間の競争が非常に激しく、今回の要件に合致するメーカーが複数出てくることが予想されます。その際、導入予定の蓄電池のメーカーや型番を一つに絞ることは、事業者のフレキシビリティを失わせることとなります。このため、複数のメーカーを併記することを許容すべきと考えます。ご検討のほど、どうぞ宜しくお願い致します。	審査の都合上、電源等情報登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、記載することとさせていただきます。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
201	様式4	現在、蓄電池メーカー間の競争が非常に激しく、蓄電池の型式変更やメーカーの統廃合、メーカーの優位性などが短期間で変動することが想定されます。その際、事業者側の解釈を明確化するため、落札後に導入予定の蓄電池のメーカー・型番が変更になった場合でも、2～8の項目が満たされれば変更を認めることを明記にすべきと考えます。ご検討のほど、どうぞ宜しくお願い致します。	2～8の項目が満たされれば変更は認められます。この点は記載せずとも明確であることから、追記することはいいたしません。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
202	様式4	事業計画は、電源等情報登録～応札の間は何度でも再提出可能でしょうか。また落札後～制度適用開始前の間も何度でも提出可能でしょうか？	応札までの間は、電源等情報登録の期間のみ、提出いただくことができます。落札後は、蓄電池に係る事業計画の内容に変更が生じた場合には、再度提出し、審査を受けることができます。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
203	様式4	蓄電池に関して、応札後の審査において制度適用期間内の蓄電池の劣化見込などを確認する予定はありますか。	制度適用期間中におけるリクワイアメントのアセスメントにおいて、供給力が適切に供出されているかを確認することとなります。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
204	様式4	様式4について、応札者がコンソーシアムの場合、コンソーシアムのメンバー企業のいずれかが行っていれば良いか。行政確認については具体的にどこまで確認すればよいのか。	コンソーシアムの場合、代表企業が応札者となっていただくこととなるため、応札者が記載してください。立地自治体の御理解を得ている資料をご提出ください。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
205	様式4	様式4について、蓄電池事業の要件が厳格化されていますが、現制度では制度適用期間が終わるまでの運転継続が担保されていないと思います。事業者のリスクの取り方として整理するだけでなく、例えば機器の長期保証契約の有無に応じて加点されるような整理を追加頂かないと、リスクの高い電源だけが落札される恐れがあると考えられます。	本制度は価格競争入札制度ですので、加点方式による総合評価をすることは困難と考えております。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
206	様式4	添付資料6に特定のフォーマットがありますか？	特定のフォーマットはございません。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
207	様式4	様式4について、採用予定のサプライヤーは落札後に承認があれば変更が可能ということですが、承認の条件はどのようになるでしょうか。また、変更可能なタイミングは落札後であればいつでも可能でしょうか。	様式4の2.～8.を満たす場合には、変更は可能です。変更申請は、供給力提供開始日までに審査が完了することが必要となります。なお、審査には一定期間を要するため、早めの変更申請が必要となります。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
208	様式4	[様式4]蓄電池に係る事業計画の※(2つ目)の文において『以下の事項について、資料を提出できない場合や、内容が不十分の場合には、応札を認めない場合がある。』とあり、これは、蓄電池への規律事項である2「安全設計」～8「レジリエンス」までのエビデンスの提出を求めているものと推測いたしましたが、できれば『応札を認めない場合がある。』ではなく、『応札を認めない。』等の断定した表現の方が事業者側は判断し易くなりますので、ご考慮をお願いします。また、先日(7/25)のオークション制度説明会にて、広域機関より上記の規律は全て入札要件との説明・周知がなされたと認識しておりますが、蓄電池事業において、事業費の大半を占める蓄電池の選定に当たっては、入札価格等への影響も大きく、正式な募集要綱等の公示でなければ、事業者側も蓄電池を選定(最終判断)し難い状況です。蓄電池への規律事項が入札の要件となるのか、否かについて、できるだけ早い公示を要望いたします。	御指摘を踏まえ、「応札を認めない。」と修正します。(本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象箇所	ご意見	回答
209	様式4	* 1 「以下の1～8の内容に変更が生じた場合には、・・・以下の審査に合格しない限り変更は認められない。」とあるが、「以下の審査」とは、2、3、4、5、7、8の要求書類の提出と理解してよろしいでしょうか？（メーカー変更により再度、住民説明会実施は不要と理解） また、「審査に合格しない限り変更不可」とあるが、各項目の要求書類を不備なく提出すれば変更が認められ、不当に承認が遅延されることはないかと理解してよいか？	前段は、御理解のとおりです。 後段は、事業計画の内容が適切であり、適切な書類が提出されれば、変更は認められます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
210	様式4	添付資料2、3、5、6はフォーマット指定はなく、自由記述式ということでしょうか	御理解のとおりです。（ただし、添付資料の番号は変更されています。） (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
211	様式4	蓄電池は劣化を伴うデバイスであることから、蓄電池メーカー保証値を踏まえた20年間の供給力確保を示すドキュメントを求めるべきではないか。応募価格を抑えるために、劣悪な蓄電池を採用することを防止し、本来の目的である長期にわたる供給力確保に資すると考えられる。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
212	様式4	* 1 「電源等情報登録時点で導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、記載すること」とありますが、そもそも、容量拠出契約に従い対価を受領しており、補助金と異なるのでメーカー名、品番などを要求するのは妥当性に欠ける。また、もしその条件を要求するならば、蓄電池だけではなく、全電源で同一の条件とするべき。	
<b>期待容量等算定諸元一覧について</b>			
213	様式6	蓄電池/揚水の3時間～6時間カテゴリーのエリア毎の調整係数について、新規投資のエリア偏重の原因となるためエリア一律として頂きたい。またはエリア毎の約定となるようご検討いただけますでしょうか。地域ごとに上限があるのであれば約定も地域毎とするのが合理的と思われる。現状では東京エリアのみ著しくプロジェクトの組成が困難となります。	蓄電池・揚水については、各エリアの電力需給状況や電源構成、地域特性などに基づいてエリア毎に調整係数を設定しております。 また、本制度での応募は、エリアごとに募集量を設定するのではなく、北海道から九州までの全エリアで一括の募集量を設定することとしておりますが、今後、必要に応じて、特定の電源種を特定のエリアで募集することを検討する等、制度の在り方を検討することとされております。
214	様式6	エリア毎の調整係数について、調整係数を乗じた期待容量を超えた利用可能容量について、他市場収入の返還が免除されますか。例として東京エリアの設備容量100MW/3時間の蓄電池/揚水発電において、期待容量は約60MWとなる。期待容量分の運転に関しては容量収入が得られるため、他市場収益の還付を行うことは合理的であるが、期待容量を超えた40MW分の運転に関しては他市場収入を100%得られる建付けとすることが、新規投資のエリア偏重を避けるためにも必要と考えております。	他市場収入と可変費は、基本的には、電源全体（既設火力の改修案件の場合は、新たに生じる脱炭素kW）から生じる他市場収入・可変費が対象となります。 ただし、「自家消費等」が存在する場合は、その分を控除した範囲となります。詳しくは、以下の資料をご確認ください。 <a href="https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/pdf/tashizyokahenhihani.pdf">https://www.emsc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/pdf/tashizyokahenhihani.pdf</a>
<b>その他</b>			
215	-	一国民で何の利害関係がありません事をまず申し上げます。 まず名前が複雑すぎるし、中身を提示しておらず、ミスリードです。 補助金で火力発電、原子力発電を補助する制度であることを名前から想定できないと思う。 もっと国民に理解できるように正直で誠実な対応を願う次第です。 この資金のソースは電気料金のようなのですが、きちんと明確に「再エネ賦課金」のように明示して国民の理解を得ることが先であろうと思う。	今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)

**容量市場 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答**

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
<b>約款の変更について</b>				
1	第1章 総則	4	2条1項において、「電気事業法その他の法令の改正等により本約款を変更する必要があるが生じた場合、本約款を変更することがあります」とされていますが、あくまでも変更がなされるのは、法令の改正に準ずるような事情により変更の必要性が生じた場合に限られ、本機関による恣意的な本約款の変更は想定されていないという認識で問題ないでしょうか。	法令の改正等、弊機関が本約款を変更する必要があると判断した場合に、本約款を変更することがあります。
<b>容量停止計画について</b>				
2	第3章 権利および義務	8	計画外停止の取り扱い（申請方法）とそのペナルティの有無について。	各リクワイアメントによって対応は異なります。 関係するリクワイアメントをご確認の上、今後公表予定の業務マニュアル等により具体的な手続きをご確認ください。 なお、メインオークションと共通のリクワイアメントに関しては、公表済みのメインオークション向けの資料もご参照ください。
<b>市場退出について</b>				
3	第3章 権利および義務	9	11条1項①における「本機関が合理的と認める理由」とは、具体的にはどのような事由を想定されているのでしょうか。	個別の事例を確認し判断するため、一律の回答は致しかねます。
4	第3章 権利および義務	9	11条1項⑤において、容量提供事業者が左右することができない事由により、工事費負担金が見積額より高額となったことで経済性が悪化したことが、市場退出の事由とされておりますが、その反対解釈として、それ以外の事由により経済性が悪化した場合（例：原材料費の高騰等）は、たとえそれが容量提供事業者が左右することができない事由に基づくものであったとしても、市場退出は認められないということになるのでしょうか。	ご認識の通りです。
5	第3章 権利および義務	10	第12条 前回同様に市場退出時のペナルティ上限は退出時の容量収入による年間収益の10%という理解で良いでしょうか。	約款第12条第1項に記載の通りです。
<b>制度適用期間前のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて</b>				
6	第3章 権利および義務	10	「制度適用期間前」のリクワイアメントとして、「①供給力提供開始時期の遵守」がありますが、仮に事業者努力により供給力提供開始時期が前倒しとなった場合でも、事業者は応札時に指定した当該時期を維持するという理解でよろしいでしょうか？	供給力提供開始時期を前倒しすることは可能です。 ただし、供給力提供開始時期を前倒しすると、供給力確保に貢献するものの、一方で容量市場のメインオークションとの関係上、余剰の供給力を確保している場合も考えられることから、容量拠出金の最小化という観点において、実情に合わせた供給力提供開始時期を設定してください。
7	第3章 権利および義務	10	供給力提供開始期限とは連系開始日の認識で良いか	「用語の定義」に記載のように、供給力提供開始期限とは、契約電源が供給力を提供開始しなければいけない期限日を指します。
8	第3章 権利および義務	11	「※1：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。」と記載があるが、本契約締結日すなわち落札通知日の日程が2025/4/1以降である点を確認いただきたい。これにより約1年供給力提供開始期限に影響があるため。	ご指摘をふまえて募集要綱第3章第1項に記載されている募集スケジュールにおいて、「約定結果は「応札の受付期間」終了から3か月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表します」と修正いたします。
9	第3章 権利および義務	12	特別高圧での系統連系において、現時点の接続検討回答書では所要工期が工事費負担金入金後42ヶ月程度と長期化している状況です。この要因として、VCTに用いるブッシングの長期化とTSOから説明を受けており、電源種やエリアに関わらないものと認識しております。現時点では供給力提供開始期限をかるうじて遵守できるケースでも落札後にTSO側の工事遅延が生じて供給力提供開始期限を遵守できなくなる場合、ペナルティの対象外として認めていただきたい。	「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメントにおいて、個別の事例や当該事象に対する事業者の対応を確認し、事業者に帰責性がない不可抗力事由によるものと認められる場合は、ペナルティは免責されることとなります。 この場合、工期等を勘案し、供給力提供開始時期を変更することを認め、当該変更による「供給力提供開始時期の順守」のペナルティが発生する場合には、当該ペナルティの対象外とすることといたします。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
10	第3章 権利および義務	12	供給力提供開始期限に間に合わなかった場合のペナルティはどの様になるか。また、延長申請は出来るか。	約款第15条第1項第1号に記載のペナルティが課されます。 供給力提供開始期限の延長は認められません。
11	第3章 権利および義務	12	第15条②において、供給開始期限が2030年3月31日（20年間の契約）で仮に供給開始が2030年4月15日となった場合のCase Studyの検討をお願いしたい。まずペナルティ金額は「1年分の容量確保契約金額」×5%(or10%)でよろしいか。その上で2030年度は還付なしで他市場取引が可能。加えて2031年4月1日からは落札の内容に従い計19年間、容量確保契約金額（ペナルティは除く）を得ることが可能か。	個別のケーススタディーを掲載する予定はありません。 ご記載のケースの場合、「供給力提供開始期限の順守」のペナルティは、約款第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間は19年に短縮され、当該期間終了後の制度適用期間における容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とします。 「供給力提供開始時期の順守」のペナルティの計算式は、第15条に記載の通りです。
<b>対象実需給年度のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて</b>				
12	第3章 権利および義務	15	第19条 対象実需給年度のリクワイアメント 蓄電池の場合供給力の維持には充電が必要となります。リクワイメントが有っても充電中は放電はできません。また今回事業を計画する地域では、充電制御が掛かるため希望どおりの充電はできません。例えば本記載の解釈から8640コマ分はリクワイメントが有っても充電を許可するなど、系統用蓄電池の運用に関してクワイメントと充電の関係を記載頂きたいと考えます	揚水・蓄電池に関しては、上池へのポンプアップ時間もしくは充電時間を考慮し、求められるリクワイアメントに適切に対応するよう、各事業者において運用を行ってください。 なお、各リクワイアメント毎における具体的な対応は、説明会資料や業務マニュアル等をご確認ください。
13	第3章 権利および義務	15	既設火力の改修において、脱炭素燃料(水素、アンモニア等)が調達できない場合、LNG・石炭で代替することで供給力は維持可能となる。この場合、「(1)供給力の維持」に係るペナルティは課されない認識であるが相違ないか。(脱炭素燃料での発電のリクワイアメントは、「混焼率リクワイアメント」で課されているものと認識)	ご記載のように、脱炭素燃料(水素、アンモニア等)が調達できない場合に、LNG・石炭などの化石燃料で代替することで供給力を提供したとしても、「供給力の維持」のペナルティ対象とはなりません。
14	第3章 権利および義務	18	ノンファーム電源に対する抑制についても、リクワイアメントが未達成となった場合においてもペナルティの対象とならないようにしていただきたいです。 <理由> 脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する制度として創設されましたが、ノンファーム電源に対する抑制によりペナルティを受ける可能性が排除できない状況では、長期的な予見性が得られず、電源投資が進まないことを憂慮しております。 <補足> ・2023年4月以降、系統の空き容量の有無に関わらず、ノンファーム型接続を適用することとなりました。 ・2023年度の「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（2024.7.8更新）」におけるNo.161,162において、「ノンファーム電源に対する抑制については、リクワイアメントが未達成となった場合、アセスメントの審査において個別に考慮することを想定しております。」という回答でした。	ノンファーム電源に対する抑制については、リクワイアメントが未達成となった場合、アセスメントの審査において個別に考慮することといたします。 アセスメントにおいて、事業者に帰責性がないと認められる場合は、ペナルティは免責されることとなります。
<b>他市場収益の還付について</b>				
15	第3章 権利および義務	21	第28条で規定されている還付について、他市場収入を相対契約により得ている場合、また当該相対契約もkWh収入ではなく複数台での定額契約としている場合、契約額のkW割合相当額を他市場収入とし、その額と変動費の差額について定められた割合分を還付するという考え方で問題ないでしょうか。	「相対契約もkWh収入ではなく複数台での定額契約としている」について、契約の詳細がわかりかねますので、その詳細について確認させていただいた上で、他市場収入に該当する額を確認させていただければと思います。 (仮に、ご質問の契約が、蓄電池を対象としており、アグリゲーターと定額で卸契約を締結しているものであるとすれば、容量提供事業者とアグリゲーター間で締結された卸契約が他市場収入に該当し、還付の対象となります。) (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
<b>不可抗力について</b>				
16	第3章 権利および義務	21	1.④「一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等」について、送電線故障以外にも系統作業や需給バランス調整に伴う出力抑制や停止指令については、容量提供事業者の責では無いことは明白であるため、不可抗力事由として取扱う認識であるが相違無いか。また、認識が正しい場合29条もしくは20条1項①(1)等へその旨を記載いただきたい。(20条1項(2)においては出力抑制に対する扱いが注記あり)	系統作業による出力抑制もしくは停止に関しては、容量停止計画の提出対象となっています。需給バランス調整に伴う出力抑制や停止に関しては、各リクワイアメントの中で個別の事例を確認し、本機関が合理的と認めた場合には、ペナルティ対象とはなりません。
17	第3章 権利および義務	21	燃料供給事業者起因による供給不調などの容量提供事業者にてコントロール不可である事由で燃料調達できない場合には、制度適用期間前および制度適用期間において不可抗力として整理いただきたい。	不可抗力に該当するか否かは、個別の事例を確認し、判断いたします。
18	第3章 権利および義務	23	29条において、不可抗力が生じたことにより、合理的な努力をしたにも関わらず、リクワイアメントを達成できないなどの場合、本機関は当該容量提供事業者の状況を個別に確認した上で、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があるとされています。この点に関し、経済的ペナルティを適用するかしないかにつき、より具体的にはどのような考慮要素等に基づき判断されることになるのでしょうか。	個別の事例を確認し判断するため、一律の回答は致しかねますが、当該容量提供事業者が合理的な努力をしたか否かは判断要素の一つといたします。
19	第3章 権利および義務	23	第29条 コロナウイルスなどの感染症などが発生した際は不可抗力に該当するでしょうか。	不可抗力に該当するか否かは、個別の事例を確認し、判断いたします。
20	第3章 権利および義務	23	第29条1.④について、一般送配電事業者の事由による系統接続の遅延は不可抗力であり、第15条のペナルティの対象外であることを確認させてください。	「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメントにおいて、個別の事例や当該事象に対する事業者の対応を確認し、事業者に帰責性がない不可抗力事由によるものと認められる場合は、ペナルティは免責されることとなります。この場合、工期等を勘案し、供給力提供開始時期を変更することを認め、当該変更による「供給力提供開始時期の順守」のペナルティが発生する場合には、当該ペナルティの対象外とすることといたします。
<b>契約の変更について</b>				
21	第4章 契約の変更等	23	31条1項⑩における「その他、本機関が変更を必要と判断した場合」とは、具体的にはどのような場合を想定されているのでしょうか。現在の表現のままですと広範に過ぎ、本機関による恣意的な変更のおそれが否定できないことから、より明確な規定とすべきと思料いたします。	約款31条第1項第1号～第9号に当てはまらないものの、契約の変更が必要と本機関が判断した場合に適用します。
<b>権利義務および契約上の地位の譲渡について</b>				
22	第4章 契約の変更等	24	第32条 広域機関による「本契約上の地位等」の承継・譲渡にかかる同意について質問です。具体的なご懸念事項について教えてください。第1回オークション後の経験も踏まえて、承認が難しいと考えられる事項としてわかる範囲で構いませんので、具体的な事例等により、基準を示していただけますでしょうか？	同意の可否は個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。
23	第4章 契約の変更等	24	権利義務および契約上の地位の譲渡について貴機関の同意を得るプロセスや基準を公表又は該当事者に連絡いただけないでしょうか。(2023年度の長期脱炭素電源オークション落札案件について現時点でもプロセスや基準が分からず、一方でこれらの内容によっては2024年度と同オークションの応札の仕方の検討が必要になる可能性もあり、早めに情報を知りたいため)	手続きが必要となった場合には、個別に本機関へお問い合わせください。なお、当該手続きに関する資料の公表要否も、今後、検討してまいります。
24	第4章 契約の変更等	24	32条2項のなお書きにおいて、「プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします」とされていますが、通常の典型的なプロジェクトファイナンスにおいて、金融機関から一般的に求められるような内容の担保設定であれば、基本的にはご対応いただけるという認識で問題ないでしょうか。	同意の可否は個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
25	第4章 契約の変更等	24	容量契約に関し、契約者（落札者）の会社情報（名義、住所、株主、代表者）が変更となった場合、どの情報の変更について変更手続きが必要でしょうか。（FIT/FIPのような整理表があるとありがたいです。）また、契約者が会社合併やグループ内の統合が発生した場合も譲渡として扱われ、契約の名義変更や新会社への譲渡などにはOCCTOによる承認が必要でしょうか。	参加登録時に登録した情報もしくは証憑に変更が発生する場合、該当する情報の変更を適切に行ってください。契約変更もしくは契約上の地位の譲渡の手続き要否に関しては、個別の事例を確認して判断いたします。当該事象が発生した場合には、個別にお問い合わせください。
<b>免責事項について</b>				
26	第5章 一般条項	26	34条において、本機関の軽過失による責任については免責されておりますが、その理由についてご教示ください。故意・重過失の場合のみでなく、軽過失の場合についても同様に責任を負うべきと思料いたします。	免責事項として一般的な内容を記載しております。
<b>用語の定義について</b>				
27	別添 用語の定義	30	供給力提供開始時期について、容量提供事業者が応札時に指定した契約電源の供給力提供開始年度と定義されていますが、初回の長期脱炭素電源オークションでは実際には応札時には指定できなかった（事業計画書に記載した時期が正とされた）ため、初回と同様であれば、誤解のない記載にしていただけませんか。	ご指摘の箇所については、「容量提供事業者が電源等情報に登録した」と、修正いたします。